平成２６年度　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成２５年度分）報告書

東京都教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定により、平成 26 年度東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成 25 年度分）報告書を次のとおり提出する。

平成 26 年 9 月 17 日

東 京 都 教 育 委 員 会

目　　　　次

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について････1

第２　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価の実施方針について･･･1

第３　東京都教育委員会の平成 25 年度の主な活動の概要･･････････････････････2

第４　東京都教育ビジョン（第３次）について････････････････････････････････3

第５　東京都教育ビジョン（第３次）に基づく平成 25 年度主要施策･････････････5

第６　東京都教育ビジョン（第３次）に基づく平成 25 年度主要施策の点検及び
評価･･13

第７　点検・評価に関する有識者からの意見 ･･････････････････････････････118

＜資料１＞東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価実施要綱･･･121

第１　教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

平成 19 年 6 月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正において、新たに第 27 条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定された。

この規定により、平成 20 年 4 月 1 日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされた。

この法律の規定に基づき、東京都教育委員会は、平成 25 年度の東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、報告書を作成し、東京都議会へ提出する。

第２　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

（平成20年6月12日　東京都教育委員会決定）

１　点検及び評価の目的

(1)　東京都教育委員会は、毎年、主要な施策や事務事業の取組状況について点検及び評価を行い、課題や取組の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。

(2)　点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することにより、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進する。

２　点検及び評価の対象

「東京都教育委員会の主要施策」を対象とする。

３　点検及び評価の実施方法

(1)　点検及び評価は、前年度の施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年 1 回実施する。

(2)　施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。

(3)　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

①　「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

②　「点検・評価に関する有識者」の任期は 3 年とする。

(4)　教育委員会において、点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

第３　東京都教育委員会の平成 25 年度の主な活動の概要

東京都教育委員会は、東京都知事が東京都議会の同意を得て任命した６人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行している。教育委員会には教育長が置かれ、教育委員会の指揮監督の下にその事務をつかさどっている。委員の任期は４年である。

教育委員会の会議は原則として毎月第２及び第４木曜日に定例会を開催し、必要に応じて臨時会、集中討議等を行っている。平成 25 年度は、定例会を 19 回開催し、議案 95 件、報告事項 64 件について審議等を行った。

定例教育委員会の会議以外の活動では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、平成 26 年度教育予算に関し知事との意見交換を行った。

その他にも、区市町村教育委員会教育委員及び都・区市町村立学校長を対象とする教育施策連絡会の実施や入学式・卒業式、周年行事等に出席するとともに、「東京都教育の日」の関連事業視察としては、公立学校を訪問し各学校の状況を把握するとともに、教職員等との間で意見交換などを実施した。これらの意見交換などの内容は、教育委員会において、学校教育現場の貴重な意見等として取り扱った。

また、都立高校における「一泊二日宿泊防災訓練」の視察や体罰根絶に向けた教員研修会等における講演を行うことなどを通して、教育現場の状況や公立学校の多様な取組の状況等を把握する機会とした。

平成 25 年度において、東京都教育委員会が取り組んだ特色のある施策として、以下の５点が挙げられる。

○　理数教育の充実及び英語教育の推進

○　系統的なキャリア教育の推進

○　指導教諭の活用と拡充

○　体罰を根絶する指導の推進

○　総合的ないじめ対策の実施

東京都教育委員会の活動は、現場の実態を踏まえて、当面する諸課題に適切かつ迅速に対応すること、そして、教育委員会の活動や教育施策が都民にとって分かりやすいようにすることを基本的な考え方としている。今後も引き続き、積極的な取組を行い、総合的な教育施策に取り組んでいく。

第４　東京都教育ビジョン（第３次）について

１　東京都教育ビジョン（第３次）の基本理念

＜基本理念＞
社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に貢献する力を培う。

２　基本理念を実現するための五つの視点
基本理念を実現するため、次の五つの視点を重視して教育施策を展開する。

視点１　一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

○　全ての子供たち一人一人がかけがえのない存在である。その個性や能力は、子供一人一人によって異なるものである。子供の教育に関わる者は、子供一人一人に目を向け、個々が持つ多様な個性や能力を十分に把握した上で、個々に応じた指導を、心身の発達段階を踏まえて系統的、組織的に行うことが大切である。このような指導を通して、一人一人の個性や能力を引き出し、最大限に伸ばしていく。その際には、自分のよさを肯定的に認める自己肯定感を高めることが重要である。自己肯定感を高めることは、自らの個性や能力をさらに伸ばそうとする意欲や態度につながるものである。

視点２　「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

○　近年急速に進行する知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を調和よく育むことが求められている。これらを調和よく身に付けることは、これからの社会を自立的に生きる基盤である。子供一人一人の「知」「徳」「体」の状況や課題を十分に把握し、これらを調和よく育むよう個に応じた丁寧な指導を行う。

視点３　変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

○　これからの社会を生きていくために必要なことは、知識・技能の習得はもとより、習得した知識・技能を活用し、課題を発見する力や、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、新たな価値を生み出す創造力等を身に付けることである。このような力は、講義形式の指導のみで身に付くものではない。読書活動や書くこと、論理的に説明したり討論したりするなどの言語能力の向上を図る取組や、学んだことを実際の生活や課題解決の場面に生かす体験的な活動などを、積極的に導入することが必要である。これらの教育活動を重視し、子供の思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

視点４　社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

○　これまでの我が国では、国や社会は誰かがつくってくれるものとの意識が強かった。これからの我が国や社会の発展のためには、一人一人が社会の一員としての自覚を持ち、社会づくりの主体として、公共のために積極的に行動することが求められる。また、国際社会の構成員としての自覚を持ち、世界を舞台に活躍し、信頼され、世界に貢献できる人材を育成することも重要である。実社会とのつながりを自ら体験できるボランティア活動や、我が国や他国の伝統・文化に触れる活動、世界で活躍しようとするチャレンジ精神を育むことなどを通して、社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

視点５　学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる。

○　学校において、上記①から④までを踏まえた教育活動を実践するのは教員である。しかし、子供の教育は、学校だけで完結するものではない。保護者は子供の教育について第一義的責任を有するものであり、子供の現状・課題について十分認識し、必要な家庭教育を行わなければならない。また、地域・社会は、次代を担う子供の育成が大人の役割であることを認識するとともに、生涯学習の理念も踏まえ、自ら学んだ知識を子供の教育に生かすなど、自らが行い得る取組を積極的に行わなければならない。このことを踏まえ、学校、家庭、地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力して子供を育てる。

３　東京都教育ビジョン（第３次）の体系

本ビジョンでは、「基本理念」及び「基本理念を実現するための五つの視点」を踏まえ、「知」「徳」「体」「学校」「家庭」「地域・社会」を柱として体系化した。をこの体系に基づく各施策を推進することにより、教育基本法の基本理念の実現、東京都教育委員会の教育目標の達成を目指す。

第５　東京都教育ビジョン（第３次）に基づく平成25年度主要施策

東京都教育委員会は、東京都における教育振興基本計画として位置付けた「東京都教育ビジョン（第３次）」を平成25年４月に策定し、今後、５年間を中心に、中・長期的に取り組むべき教育の方向性を明らかにした。

「平成25年度教育庁主要施策」は、「教育委員会の教育目標」、「基本方針」及び「東京都教育ビジョン（第３次）」に基づき、東京都教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

取組の方向１　学びの基礎を徹底する

【「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施】（指導部）

【学力向上パートナーシップ事業】新規**【東京ベーシック・ドリル事業】**新規

（指導部）

○　都独自の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第５学年児童、中学校第２学年生徒を対象に悉皆で実施し、その分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。また、都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発・研究する「学力向上パートナーシップ事業」と、小学校第４学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材を活用する「東京ベーシック・ドリル事業」を実施することにより、児童・生徒の確かな学力の定着と伸長を図る。

【都立高等学校学力向上開拓推進事業】【都立高校学力スタンダード策定事業】新規

（指導部）

【進学指導重点校等における進学対策の推進】（都立学校教育部・指導部）

○　全都立高等学校等が、入学者選抜学力検査や、各学校で実施する学力調査等のデータ分析に基づく「学力向上推進プラン」を作成し、ＰＤＣＡサイクルによる授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。また、各学校が具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を設定するとともに、生徒の学力を正確に把握し、繰り返しの指導を行うため、履修年度末に統一的な学力調査を実施する。

さらに、難関国公立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校10校を加えた36校を対象とし、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

取組の方向２　個々の能力を最大限に伸ばす

【言語能力向上の推進】（指導部）

○　児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、専門家を招聘（へい）した授業及び教員研修等や読書活動を充実させ、活字に親しむ学校づくりを推進する。また、都立高校生の論理的思考力や表現力等を育むため、「高校生書評合戦首都大会 2013」「都立高校生　言葉の祭典」を開催する。

【理数教育の充実】新規（指導部）

○　東京都における理数教育の振興を図るため、「東京都理数教育振興本部」を設置して、理数教育振興施策の進行管理及び今後の施策の検討を行う。また、小・中学校において、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学に高い興味・関心がある中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を創設する。都立高校において、「理数フロンティア校」の研究・開発を支援するとともに、自然科学に関わるテーマを設定し、研究を行う「理数教育チャレンジ団体」を指定し、生徒の研究活動を支援する。さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。

【英語教育の推進】新規（指導部）

○　東京都における英語教育の推進を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、小学校教員に、単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身に付けさせる。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議（仮称）」を設置し、都立高校における英語教育の改善に取り組む。

【都立高校日本史必修化】（指導部）

○　我が国の歴史に対する認識を深め、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養うため、都立高校における日本史の必修化を推進するとともに、東京都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の指導資料を改訂し、普及・啓発を図る。

【次世代リーダー育成道場】（指導部）

○　様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓（ひらく）く態度や能力を育成するとともに、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。

【都立高校における外国語による教育の実施】新規（都立学校教育部）

○　都立国際高等学校において、海外大学への進学に対応するため、平成 26 年度から数学などの科目について、英語での授業を開始し、将来的な国際バカロレアの認

定の取得につなげていく。そのため、平成25年度においては、カリキュラムの検討などを行うとともに、国際バカロレアの認定の取得に向けた調査研究を進める。

【都立小中高一貫教育校】新規（都立学校教育部）

○　理数を中心に、世界に伍して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方として、系統的・継続的な教育や教育課程の弾力的な運用が可能な「都立小中高一貫教育校」の設置に向けて準備を進める。

取組の方向３　豊かな人間性を培い、規範意識を高める

【人権教育に関する研修・啓発・研究の推進】（総務部・地域教育支援部・指導部）

○　国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【道徳教育の充実】【先行実施校における「道徳・奉仕（仮称）」の実施】新規（指導部）

○　東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成した教材の活用により、都内公立小・中学校等の全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。また、都独自の教科「道徳・奉仕（仮称）」の授業を先行して実施する都立高校を指定し、都独自の教材を使った効果的な指導方法の研究や実践を支援するとともに、実践等を踏まえた指導資料集を作成する。

取組の方向４　社会の変化に対応できる力を高める

【情報活用能力向上推進事業】（指導部）

○　児童・生徒を有害情報から守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する調査を実施し、区市町村教育委員会及び都立学校への情報提供を行い、学校での継続的な啓発・指導を支援する。また、都立学校全校と区市町村立学校の抽出校を対象にＩＣＴ活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座）を実施して、児童・生徒に対する実践的な指導を行うとともに、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。さらに、情報通信技術の光と影をテーマに、情報モラルに関する講演やパネルディスカッション、ＩＣＴを活用した模擬授業や実践発表を行うＩＣＴ教育フォーラムを開催して、広く都民に対する啓発を行う。

【系統的なキャリア教育の推進】 新規（指導部）

【企業・ＮＰＯと連携した社会的・職業的自立支援事業】（地域教育支援部）

【特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実】（都立学校教育部）

○　児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する手引書」を作成・配布するとともに、「外部人材活用モデル事業」「中学生の職場体験」を展開し、外部人材、受入機関等との連携の促進を図り、系統的なキャリア教育を推進する。

　また、体験的な学習を通じて、実社会において必要とされる基礎的な能力や態度等を育成するため、都立高校生の社会的・職業的自立に向けた支援を行う。加えて、若者支援機関等と連携し、都立高校生の中途退学の未然防止と中途退学者等の進路支援に取り組む。さらに、障害のある児童・生徒が働く喜びなどを体感できるようにするため、小・中学部等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。

取組の方向５　体を鍛える

【総合的な子供の体力向上施策の推進】【スポーツ教育の推進】（指導部）

【校庭の芝生化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

○　子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。また、スポーツ教育推進校を指定し、アスリートの派遣や体育授業における指導の充実等により、スポーツへの理解・啓発及び学校体育の充実を図る。

【部活動による競技力の向上】【部活動の振興】（指導部）

○　スポーツ祭東京 2013 や平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）開催に向けて競技力の向上を図るため、国体強化部活動の指定や強化練習会等を実施する。また、都立高校におけるスポーツの強化拠点として「スポーツの名門校」づくりを推進し、競技力の向上を図る。

取組の方向６　健康・安全に生活する力を培う

【防災教育の充実】（指導部）

○　首都直下地震等を想定し、緊急時の心構えや対処を学ぶため、全都立高校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施するとともに、消防、警察、自衛隊等と連携した防災訓練や救助訓練、備蓄食準備訓練などを行う。また、防災教育推進校を指定し、「防災活動支援隊」の結成、学年単位による上級救命講習の受講、宿泊防災訓練、施設訪問体験学習、推進校の教員の被災地等へ視察等の取組を支援する。

取組の方向７　教員の資質・能力を高める

【養成段階における実践的な指導力の育成】（指導部）**【優秀な教員の確保】**（人事部）

【若手教員育成研修】（指導部）**【学校リーダー育成プログラム】**新規（人事部）

○　教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を確保するため、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会を提供する。また、採用選考における受験者数の確保に向けた取組を一層推進するとともに、大学や他県との連携を強化し、優秀な教員の確保に努める。さらに、初任から３年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。加えて、将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、将来性のある若手を選抜し、計画的・継続的にマネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

【指導教諭の活用と拡充】新規（人事部）

【研究員事業の推進】【指導主事等の海外派遣】（指導部）

○　ベテラン教員の指導の経験やノウハウ等を若手・中堅教員に継承するとともに、教員全体の「プロ意識」の涵（かん）養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭を都立学校において任用し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立学校全体の指導力を高めていく。また、小・中学校における指導教諭の任用に向けて検討を進める。さらに、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員の育成を図るため、教育研究員事業を推進するとともに、指導主事等の資質・能力の向上を図るため、指導主事等を海外に派遣する研修を実施し、諸外国の教育行政制度等に関する研修・研究を行う。

【体罰を根絶する指導の推進】新規（人事部・指導部）

○　体罰は暴力行為であり、絶対にあってはならない。研修等を通して、子供の指導に関わる全ての者に、体罰は決して許されないという認識を徹底するとともに、学校として組織的な指導体制を確立し、体罰を根絶していく。体罰等の実態調査

結果を踏まえるとともに、体罰調査委員会の設置による事実関係の解明、体罰のない部活動指導の在り方を検討する委員会の設置、弁護士が受け付ける通報窓口の設置等、様々な方策を講じることにより、学校から体罰を一掃する。

【教職員のメンタルヘルス】（福利厚生部）

○　全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査の実施、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」の実施、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリングの実施等、メンタルヘルス事業の展開を図る。さらに、休職者が円滑に職場復帰し、再発を予防するため、「リワークプラザ東京」による学校訓練を中心とした復職に向けた支援を実施する。

取組の方向８　質の高い教育環境を整える

【都立高校改革の推進】【ものづくり人材の育成】

【都立専門高校技能スタンダード】新規（都立学校教育部・指導部）

○　真に社会人として自立した人間を育成するため、新しい都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。また、専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。

【東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現】（都立学校教育部）

○　特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を、昨年度に引き続き実施する。また、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立志村学園を平成 25 年４月に開校する。

【問題行動等への対策の強化】【総合的ないじめ対策の実施】（指導部）

○　児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに、不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。また、スクールカウンセラーを都内の全公立小・中・高校に配置するとともに、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について、学校や教育委員会からの相談に応じる第三者的相談機能の充実を図る。さらに、いじめ問題に関する今後の施策に生かすため、学識経験者等による専門家会議を設置するとともに、過去の事例等を基に、いじめに関する総合的な調査研究を行う。

【外国人の子供に対する教育の充実】（都立学校教育部・指導部）

○　都立高校における外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語指導が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

【都立学校における組織マネジメントの向上】（人事部）

【教科主任の設置】新規（都立学校教育部）

○　都立高校において、生徒一人一人の能力等を伸ばす指導を推進するため、業務内容や校務の分担等に関する専門的調査機関による調査結果を基に、モデル校での実践による効果検証等を行い、校長のリーダーシップが生かされる組織マネジメントの向上策を策定する。

　また、教員の組織的な学習指導への取組を強化する観点から、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する校内における人材育成の強化を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を設置する。

【公立学校施設耐震化の推進】（都立学校教育部・地域教育支援部）

【市町村立学校の冷房化の推進】（地域教育支援部）

【校庭芝生化の推進】（再掲）（都立学校教育部・地域教育支援部）

○　地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、非構造部材を含めた公立小･中学校等施設の耐震化の推進を支援する。また、児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、市町村立学校の普通教室の冷房化について支援を行う。さらに、都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭芝生化を推進する。

取組の方向９　家庭の教育力向上を図る

【乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト】（地域教育支援部）

○　人間形成の基礎を築く乳幼児期からの教育の重要性を、乳幼児を持つ全ての保護者に伝えるとともに、区市町村における家庭教育支援の取組を一層促進する。

【家庭と学校の連携推進事業】（指導部）

○　学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保

護者を支援する体制を構築する。

取組の方向 10　地域・社会の教育力向上を図る

【学校支援ボランティア推進協議会事業の促進】（地域教育支援部）

【教育庁人材バンク】（人事部）

○　学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置・促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・ＮＰＯ等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。さらに、学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、専門家等の外部人材を積極的に活用して学校教育の活性化を図る。

【放課後子供教室の定着・促進】（地域教育支援部）

【特別支援学校における放課後等の活動への支援】（地域教育支援部）

○　子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修の実施や特色ある事例等の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の放課後や土日等における体験活動や交流活動の充実を図るため、人材の確保や支援組織の確立に向けて取り組み、都立特別支援学校での放課後等の居場所づくりを推進する。

第6　東京都教育ビジョン（第3次）に基づく平成25年度主要施策の点検及び評価

教育委員会基本方針	東京都教育ビジョン（第3次）			平成25年度主要施策		
	柱	取組の方向		No.	施策名	ページ
2	知	1	学びの基礎を徹底する	1	「児童・生徒の学力向上を図るための調査」の実施	14
2				2	学力向上パートナーシップ事業	15
2				3	東京ベーシック・ドリル事業	17
2				4	都立高等学校学力向上開拓推進事業	18
2				5	都立高校学力スタンダード策定事業	20
2				6	進学指導重点校等における進学対策の推進	22
2		2	個々の能力を最大限に伸ばす	7	言語能力向上の推進	24
2				8	理数教育の充実	27
2				9	英語教育の推進	31
2				10	都立高校日本史必修化	34
2				11	次世代リーダー育成道場	35
2				12	都立高校における外国語による教育の実施	37
2				13	都立小中高一貫教育校	38
1	徳	3	豊かな人間性を培い、規範意識を高める	14	人権教育に関する研修・啓発・研究の推進	39
1				15	道徳教育の充実	43
1				16	先行実施校における「道徳・奉仕（仮称）」の実施	45
2		4	社会の変化に対応できる力を高める	17	情報活用能力向上推進事業	47
2				18	系統的なキャリア教育の推進	51
2				19	企業・NPOと連携した社会的・職業的自立支援事業	54
2				20	特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実	56
3	体	5	体を鍛える	21	総合的な子供の体力向上施策の推進	58
3				22	スポーツ教育の推進	61
3				23	部活動による競技力の向上	63
3				24	部活動の振興	65
3		6	健康・安全に生活する力を培う	25	防災教育の充実	67
2	学校	7	教員の資質・能力を高める	26	養成段階における実践的な指導力の育成	69
2				27	優秀な教員の確保	72
2				28	若手教員育成研修	75
4				29	学校リーダー育成プログラム	77
4				30	指導教諭の活用と拡充	79
2				31	研究員事業の推進	81
2				32	指導主事等の海外派遣	82
1				33	体罰を根絶する指導の推進	83
4				34	教職員のメンタルヘルス	85
4		8	質の高い教育環境を整える	35	都立高校改革の推進	87
2				36	ものづくり人材の育成	88
2				37	都立専門高校技能スタンダード	90
2				38	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現	91
2				39	問題行動等への対策の強化	96
1				40	総合的ないじめ対策の実施	99
1				41	外国人の子供に対する教育の充実	102
4				42	都立学校における組織マネジメントの向上	103
4				43	教科主任の設置	104
4				44	公立学校施設耐震化の推進	105
4				45	市町村立学校の冷房化の推進	107
4				46	校庭芝生化の推進	108
4	家庭	9	家庭の教育力向上を図る	47	乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト	110
4				48	家庭と学校の連携推進事業	111
4	地域・社会	10	地域・社会の教育力向上を図る	49	学校支援ボランティア推進協議会事業の促進	112
4				50	教育庁人材バンク	113
4				51	放課後子供教室の定着・促進	115
4				52	特別支援学校における放課後等の活動への支援	117

※ 基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
基本方針2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
基本方針3 「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実
基本方針4 「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

新規事業

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	1	学びの基礎を徹底する

主要施策	【１　「児童･生徒の学力向上を図るための調査」の実施】 都独自の「児童･生徒の学力向上を図るための調査」を都内公立小学校第５学年児童、中学校第２学生徒を対象に悉(しつ)皆で実施し、その分析結果を基に、都内各小・中学校における授業改善を推進し、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を図るための学力向上施策の充実を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：37,236 千円　　従事職員数　５人（指導主事　５人）】

１　「児童･生徒の学力向上を図るための調査」の実施

平成 25 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を実施し、調査結果の公表と分析結果に基づいた報告書を区市町村教育委員会等に配布するとともに、調査問題及び調査結果の説明会を全公立小･中学校及び区市町村教育委員会を対象に行い、「授業改善のポイント（リーフレット）」を配布した。

【実績等】

- 平成 25 年７月４日に学力調査を実施「学習指導要領の目標及び内容に関する内容・読み解く力に関する調査」、「児童･生徒質問紙調査」、「学校質問紙調査」〈全数調査〉
- 対象：小５児童：1,298 校 90,828 名（実施率約 98%）、中２生徒：630 校 74,024 名（実施率約 96%）
- 調査問題説明会の開催数：５回、参加者数：1,916 名
- 調査結果説明会の開催数：５回、参加者数：1,452 名
- 次の教科において昨年度よりも下位層（平均正答率－５%に達していない児童・生徒の割合）が減少した。

  小学校社会（42.9%→36.4%）、中学校国語（31.2%→30.3%）、中学校社会（42.2%→40.0%）、中学校理科（42.0%→39.9%）、中学校英語（41.5%→36.8%）

課題

１　今後、「児童･生徒の学力向上を図るための調査」内容の質の向上を、より一層図る必要がある。

２　学力調査に基づく授業改善サイクルの一層の確立を図る必要がある。

今後の取組の方向性

１　「児童･生徒の学力向上を図るための調査」について問題作成部会の充実を図り、内容の質的向上を図っていく。

２　採点・問題・結果説明会の充実を図り、自校採点方式に基づいた授業改善 PDCA サイクルの一層の確立を図っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	１	学びの基礎を徹底する

主要施策	【２　学力向上パートナーシップ事業】　新規 都教育委員会と学力向上を重点課題とする地区とが協力して効果的な指導方法を開発･研究する「学力向上パートナーシップ事業」と、小学校第４学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材を活用する「東京ベーシック・ドリル事業」を実施することにより、児童・生徒の確かな学力の定着と伸長を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：20,000 千円　　従事職員数　５人（指導主事　５人）】

１　調査研究校の指定

学力の定着に課題が見られる児童・生徒への効果的な指導方法の開発に資する調査研究を実施するため、都内８区市の重点中学校区（中学校１校と近隣の小学校１～３校）の学校を調査研究校として指定した。

【実績等】

・　都内公立小・中学校 21 校（３区５市）を指定
　国語を重点教科とする地区：２市　　算数・数学を重点教科とする地区：３区３市

２　本事業における都教育委員会としての取組

【実績等】

(1)　「学力向上パートナーシップ連絡会」の実施
　連絡会を４回（区市教育委員会対象：３回、区市教育委員会及び調査研究校対象：１回）開催し、本事業の趣旨の徹底、情報交換及び研究協議等を行った。

(2)　教材（類似問題及び「東京ベーシック・ドリル（暫定版）」）の提供
　都学力調査の類似問題（国語、算数・数学）を４回（９～12 月）、小学校第４学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材である東京ベーシック・ドリルの暫定版を、８区市の全小・中学校に配布した。

(3)　効果測定調査の実施
　８区市の全小・中学校の小学校第５学年及び中学校第２学年を対象に、７月に実施した都学力調査と同レベル問題による効果測定調査を 12 月に実施し、取組の成果を検証した。

(4)　調査研究校への指導訪問の実施
　各区市及び調査研究校の要請により、指導方法の改善や教材の開発等について指導・助言を行った。

施策の取組状況（平成二十五年度分）	3　指定を受けた学校を所管する区市教育委員会及び調査研究校の取組 **【実績等】** (1)　指導体制の工夫 習熟度別少人数指導など個に応じた指導の工夫・改善、各中学校区における小・中合同研究等を実施した。 (2)　基本的な学力向上プログラムの実施 個人カルテによる学力の定着度の把握と管理、放課後（放課後子供教室を含む。）や土曜日、長期休業日等を活用した補習、家庭学習課題（宿題等）の工夫・改善等を実施した。 (3)　都教育委員会から提供があった教材等の活用 類似問題（国語、算数・数学）及び「東京ベーシック・ドリル（暫定版）」について、各区市及び調査研究校の実情に応じ、工夫して活用した。 ・　研究指定校、全８地区全21校が研究授業等を通して、効果的な指導方法の開発を進めた。 ・　研究指定各地区で、小中合同の研究を進め、習熟度別指導など個に応じた指導の工夫・改善を行った。 ・　都学力調査と同レベル問題を活用した効果測定調査結果（平均正答率） 〔国語〕＊国語を重点教科としている２市全体 小学校：（７月）65.7% →（12月）77.2%　中学校：（７月）64.8% →（12月）66.0% 〔算数・数学〕＊算数・数学を重点教科としている３区３市全体 小学校：（７月）58.0% →（12月）62.8%　中学校：（７月）42.7% →（12月）60.3%

課題	1　各区市に対し、児童・生徒の確かな学力の定着を図るための支援を行い、調査研究の質的向上を図る必要がある。 2　各区市の取組の効果検証を行い、成果と課題を明らかにするとともに、成果を全都に普及・啓発する必要がある。

今後の取組の方向性	1　区市と連携を図りながら調査研究校等への指導訪問の充実を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るための教材等を作成・配布し、学力の定着に課題が見られる児童・生徒に対する効果的な指導方法の開発等各区市における調査研究の質的向上を図っていく。 2　都独自の調査問題等を活用し、実証的な効果検証を行っていく。また、研究協議会や各区市による事業成果報告会を開催するとともにホームページ等を活用して、取組の成果について全都に普及・啓発を図っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	１	学びの基礎を徹底する

主要施策	
	【３　東京ベーシック・ドリル事業】 新規 小学校第４学年までに身に付けさせる必要がある基礎的・基本的な内容をまとめた教材を活用する「東京ベーシック・ドリル事業」を実施することにより、児童・生徒の確かな学力の定着と伸長を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）	
	【予算額：4,360 千円　　従事職員数　５人（指導主事　５人）】 **１　「東京ベーシック・ドリル」の作成・配布** 児童・生徒の一人一人の「確かな学力」の定着を図るために、小学校第４学年までの国語、社会、算数、理科の４教科における基礎的・基本的事項をまとめた教材である「東京ベーシック・ドリル」を作成し、都内公立全小学校に配布した。 その際、活用を促すため、効果的な活用方法を掲載したリーフレットをあわせて配布した。 **【実績等】** ・　「東京ベーシック・ドリル」（ＣＤ－ＲＯＭ）を配布（３月） 〔配布先〕都内公立全小学校（1,302 部）、区市町村教育委員会（62 部）

課　題	
	１　「東京ベーシック・ドリル」の活用の推進 都内公立全小学校において、各学校の実態に応じた積極的な活用の推進を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性	
	１　「東京ベーシック・ドリル」の活用の推進 (1)　平成 26 年７～８月に、「東京ベーシック・ドリル」を活用した講習を外部人材により実施する区市町村に対し、報償費を補助する。 (2)　平成 26 年８月に実施する小学校算数の習熟度別指導に係る研修会の中で「東京ベーシック・ドリル」の効果的な活用について、指導・助言する。 (3)　都学力向上調査説明会を通して「東京ベーシック・ドリル」の活用の推進を図る。 (4)　区市町村教育委員会及び学校の要請に基づき、「東京ベーシック・ドリル」の活用について研修会等で指導・助言する。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	1	学びの基礎を徹底する

主要施策	【４　都立高等学校学力向上開拓推進事業】 全都立高等学校等が、入学者選抜学力検査や、各学校で実施する学力調査等のデータ分析に基づく「学力向上推進プラン」を作成し、ＰＤＣＡサイクルによる授業改善を行い、生徒の学力向上を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：52 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

1　全ての都立高校における学力向上開拓推進事業

(1)　実施内容

ア　高校入試結果等の分析を行い生徒の学力の実態を把握した上で、学力の三要素を踏まえた実践的な学力向上推進プランの全体計画及び到達目標を定めた教科別プランを作成し、学力向上の取組を推進した。

イ　全都立高校での事業の円滑な実施を図るとともに、平成 26 年度からの都立高校学力スタンダード事業への発展的統合を進めるため、学力向上推進協議会を開催して、先進的な学力向上の取組を行っている学校の事例紹介等を通じて、全都立高校に成果を還元した。

年度	22	23	24	25
実績	学力向上開拓推進事業 (推進校 15 校で実施)		学力スタンダード 全校実施	

【実績等】

・　都立高等学校学力向上開拓推進校の研究成果を踏まえて、平成 24 年度に引き続き、全ての都立高校において「学力向上推進プラン」を作成し、更に、設定した到達目標の達成度を測るための学力調査を実施した。

・　年２回の学力向上推進協議会を開催し、学力スタンダード推進校の先進的な取組を紹介し、平成 26 年度からの全校実施に向けて布石を打つことができた。

2　進学指導診断の実施

(1)　進学指導診断実施校

平成 25 年度診断実施校（６校）日比谷・西・大泉・富士・南多摩中等・三鷹中等

(2)　実施内容

ア　「進学実績向上のための経営戦略の診断」の実施

校長、副校長を対象として、学校が目指す進学指導の在り方、進学実績向上に向けた具体的な取組及び進学実績の状況等について診断及びアドバイスを行った。

イ　「進学指導体制の診断」の実施

進路指導部の構成員、学年進路担当者を対象として、進学指導体制、進学指導内容、各学年との連携及び補習や補講等の取組等について診断及び助言を行った。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

ウ　学習指導スキルアップ研修プログラムへの参加

診断で指摘された課題の解決を図るため、教科指導の中核を担う教員が、学習指導スキルアップ研修プログラムでの研修成果を教科に還元し、教科組織としての指導力を向上させた。

【実績等】

・　進学指導診断連絡会を実施し、進学指導診断の進め方についての説明を行うとともに各校の進捗状況の把握を行うことで、事業の円滑な進行を図った。

・　診断結果を、進学指導に関する学校訪問の際に活用し、更なる進学指導の充実のための指導・助言を行った。

・　年度末に都立高校掲示板に報告書を掲載し、全都立高校に進学指導診断の成果を普及させ、各校の進学指導の実績向上を図った。

年度	22	23	24	25
実績	10 校	12 校	8 校	6 校

＊上記の実績は、進学指導診断実施校数

・　進学指導重点校等 36 校において、進学指導体制の改善により難関国公立大学への進学実績が向上した。

年度	22	23	24	25
合格状況	144 名	182 名	195 名	219 名

課　題

1　学力向上開拓推進事業自体は平成 25 年度で終了となるが、この間の取組の成果を生かして、平成 26 年度から全都立高校（夜間定時制課程など一部の高校を除く。）で実施する都立高校学力スタンダード事業の円滑な実施に向けて、両事業の発展的統合を図ることが必要である。

2　進学指導診断及び巡回指導の取組により、進路指導主任を中心とした組織的体制が構築され、国公立大学合格状況等で進学実績が伸びているが、進学指導対策としての教科の取組は不十分であり、教科指導力の向上及び組織体制を改善することが重要となる。

今後の取組の方向性

1　学力向上推進事業を通じて定着してきた、各教科での学習目標を明示して組織的に学習指導を進めていくという教科指導体制を基盤として、平成 26 年度から都立高校学力スタンダード事業をスタートさせ、生徒の確かな学力の向上につなげていく。

2　平成 26 年度から進学指導に関する専門的な知識を有する外部専門家によるコンサルティングを新たに導入するなど、教科体制のアセスメントを実施し、教科マネジメントを強化することで、組織としての教科指導力の向上を図っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	1	学びの基礎を徹底する

主要施策	【５　都立高校学力スタンダード策定事業】　新規 各学校が具体的な学習目標を明示した「都立高校学力スタンダード」を設定するとともに、生徒の学力を正確に把握し、繰り返しの指導を行うため、履修年度末に統一的な学力調査を実施する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：20,230 千円　　従事職員数　10 人（指導主事　10 人）】

１　「都立高校学力スタンダード」の作成・改定

推進校による先行実施を受けて、平成 24 年度に作成した「都立高校学力スタンダード」の改訂作業を行うとともに、対象学年を拡大して新たな教科・科目の「都立高校学力スタンダード」を作成した。

２　学力調査の作成・実施

学力スタンダードに基づいた学習指導による、生徒の学力の定着を客観的に把握し、繰り返し指導することで学力の定着を図るため、また、自校の学習目標設定や指導体制、指導・評価方法を検証し、改善を図るために、「都立高校学力スタンダード学力調査」を作成・実施した。

(1)　教員で構成する「都立高校学力スタンダード学力調査」作成委員会の設置
(2)　委託業者と共同で学力調査の企画、検討、問題作成を実施
(3)　都立高校学力スタンダードに基づく３段階の問題の作成、目標値・最低目標値の設定
(4)　「学力調査個人票」による、学力調査結果の生徒へのフィードバックとその活用

３　「都立高校学力スタンダード」推進校事業の実施

「都立高校学力スタンダード」に基づいた学習指導の実践研究を行い、成果を都立高校全体に資するため、推進校事業を実施する。

(1)　「都立高校学力スタンダード」に基づいた自校の「学力スタンダード」の作成
(2)　「学力スタンダード」に基づく組織的な学習指導体制の確立
(3)　「都立高校学力スタンダード学力調査」について自校の目標値及び最低目標値を設定
(4)　学力調査の結果分析とその活用

【実績等】

・　「都立高校学力スタンダード」（平成 26 年度版）の完成及び全都立高校への配布
（普通科目５教科８科目を新たに作成　平成 25 年度版　６教科 11 科目を精査改訂）
・　「都立高校学力スタンダード」学力調査問題を６教科 11 科目について段階別に 33 種類作成
推進校 32 校のうち、普通科目実施校 27 校で学力調査を実施

施策の取組状況（平成二十五年度分）

≪学力調査実施 27 校≫

足立西　高等学校	南葛飾　高等学校	葛飾総合高等学校	六本木　高等学校
墨田川　高等学校	深　川　高等学校	神　代　高等学校	雪　谷　高等学校
武蔵丘　高等学校	大泉桜　高等学校	豊　島　高等学校	稔ヶ丘　高等学校
成　瀬　高等学校	片　倉　高等学校	日野台　高等学校	昭　和　高等学校
府　中　高等学校	小金井北高等学校	保　谷　高等学校	拝　島　高等学校
多　摩　高等学校	秋留台　高等学校	青梅総合高等学校	小平南　高等学校
墨田工業高等学校	総合工科高等学校	第四商業高等学校	

・　「都立高校学力スタンダード」推進校 32 校で、自校の「学力スタンダード」を作成し、これに基づく学習指導を実施
・　「都立高校学力スタンダード」推進校中間報告書を作成

（推進校アンケート結果より　平成 24 年度　%→　平成 25 年度　%）
・各教科の体制として、生徒の学習状況、指導内容・方法について教員の中で共有することができるようになった。　68.8%→100%
・各教科において、各クラスの授業進度の統一をすることができた。　65.6%→90.6%
・各教科において、定期考査を統一問題で作成するようになった。　59.4%→81.3%

課　題

1　学力調査結果を活用した学力の定着に向けた繰り返し指導方法の研究

2　推進校事業に関する成果の、全都立高校への普及

3　学力向上開拓推進事業との統合

4　全都立高校での円滑な実施に向けた助言

今後の取組の方向性

1　年2回の学力スタンダード推進協議会等を実施し、情報の伝達に努め、全都立高校における学力スタンダード事業を円滑に実施する。

2　学力スタンダード推進校連絡会を実施し、推進校における1、2年生での学力スタンダード事業を進め、実践研究成果を全都立高校に普及していく。

3　全都立高校における「都立高校学力スタンダード」学力調査を実施し、都立高校生の学力の定着と伸長を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	都立学校教育部、指導部	
		取組の方向	1	学びの基礎を徹底する

主要施策	【６　進学指導重点校等における進学対策の推進】 難関国立大学等を目指す生徒の進学希望をかなえるため、進学指導重点校等を指定し、これに中高一貫教育校 10 校を加えた 36 校を対象とし、進学対策の充実のために必要な支援を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：38,422 千円　　従事職員数　5.2 人（事務等　0.2 人、指導主事　5 人）】

１　進学指導重点校等の指定

平成 25 年度からの指定校（進学指導重点校７校、進学指導特別推進校６校及び進学指導推進校 13 校）及び中高一貫教育校 10 校を対象とし、進学実績の向上を図った。

２　進学指導重点校等における進学対策の推進

(1)　進学指導重点校等において作成した進学指導改善計画を着実に推進させるため、進学対策訪問を実施して、難関国立大学等の合格者数を向上させるための指導・助言を行った。

(2)　進学指導重点校・中高一貫教育校・進学指導特別推進校・進学指導推進校の大学進学の状況を把握し、各校の進学指導の改善及び向上に資するため、難関大学を中心として進学に関する諸調査を実施した。

(3)　難関国立大学教授等の最先端の研究成果に関する講演を通じて大学進学への目的意識を明確化させるため、コスモス国際賞受賞者記念講演、京都大学高校生フォーラム及び東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラムを共催し、生徒の高い志を育むことができた。

【実績等】

- 進学指導重点校等 36 校に対して、延べ 815 回の進学対策訪問を実施した。
- 「大学合格状況及び大学入試センター試験自己採点結果に関する調査」を実施し、各校の難関大学進学に向けた生徒の動向把握等に役立てた。
- 11 月 1 日　　有楽町朝日ホールにおいて「京都大学高校生フォーラム」を実施した。
- 11 月 10 日　　東京大学弥生講堂一条ホールにおいて、コスモス国際賞受賞者記念講演を実施した。
- 12 月 16 日　　東京工業大学 70 周年記念講堂において、「東京工業大学高校生のための先端科学・技術フォーラム」を実施した。

３　外部人材活用等による生徒の学習支援の実施

(1)　高い進学意欲を有する生徒が校内で自学自習の時間を十分確保できるよう、自主学習環境の整備を行い、自ら主体的に学ぼうとする生徒への自主学習支援を実施した。

(2)　自習室又は自習スペース等において外部人材を活用した学習補助体制を確立させ、生徒が希望する大学への進学を実現できるよう学習支援を実施した。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【実績等】

・　対象校 36 校のうち 35 校で外部人材による自主学習支援事業を実施し、生徒の自学自習に向けた取組を支援することができた。

・　進学指導重点校等 36 校において、進学指導体制の改善により難関国公立大学への進学実績が向上した。

年度	22	23	24	25
合格状況	144 名	182 名	195 名	219 名

・　参加校において、進学指導体制の改善や生徒の高い志を育成することができた。

課　題

1　進学指導重点校等の指定

進学指導重点校の中で大きく実績を伸ばした学校がある一方で、進学実績が伸び悩んでいる学校も存在する。これらの学校に対し、実績を向上させた学校の成果をもとに一層の支援策を講じ、実績の向上を図る必要がある。

2　進学指導重点校等における進学対策の推進

(1)　各校における組織的な進路指導体制の構築に向けて、データ分析の精緻化や分析会の充実等を図ることが必要であり、今後も継続的な働き掛けが重要である。

(2)　進学調査の目的・日程・方法・処理についての引継ぎが十分ではなかったため、作業等に支障が生じる場合があった。調査データの提出方法について、関係都立学校への周知を徹底させることができなかった。

(3)　大学との共催事業を実施することで、生徒の進学への志を育成することができた。

3　外部人材活用等による生徒の学習支援の実施

外部人材の有効活用が進んだ学校からは高評価を得たが、外部人材の募集等において苦労した学校に対する指導・助言が必要である。

今後の取組の方向性

1　進学指導重点校等の指定

進学指導重点校の中で、平成 26 年度までの指定となっている青山高校について、平成 25 年度及び平成 26 年度入試の大学合格実績を踏まえて、平成 27 年度からの新たな指定を検討する。また、大きく実績を向上させた学校の成果を他の対象校に普及し、対象校全体の進学実績向上を図る。

2　進学指導重点校等における進学対策の推進

(1)　進学対策班と都立学校教育部が連携して訪問指導を実施し、管理職に進学指導充実に向けた各種資料やデータの提供、助言を行うことで、難関国立大学等の進学者数向上に向けた取組を継続的に後押ししていくことが重要である。

(2)　年間３回の進学実績の調査については各学校に浸透しており、進行管理とデータ集計の効率化を図ることで、迅速で正確なデータ収集と分析が可能になる。進学調査は、各学校の取組の成果を数値化し、結果の分析につなげる上で今後も継続して実施していく。

(3)　難関大学進学への「志」育成事業として、生徒の高い志を支援する取組を今後も一層推進する。

3　外部人材活用等による生徒の学習支援の実施生徒の自主学習環境の整備は引き続き重要な取組であり、外部人材活用等による生徒の学習支援事業の一層の周知を図っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	
	【７　言語能力向上の推進】 児童・生徒の論理的思考力・表現力をはじめとする言語能力の向上を図るため、専門家を招聘（へい）した授業及び教員研修等や読書活動を充実させ、活字に親しむ学校づくりを推進する。また、都立高校生の論理的思考力や表現力等を育むため、「高校生書評合戦首都大会 2013」「都立高校生　言葉の祭典」を開催する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：137,829 千円　　従事職員数　８人（指導主事　８人）】

１　言語能力向上推進校の指定

学習指導要領が改訂され、全ての校種において、思考力・判断力・表現力等の育成を図るため、言語活動の充実が重視されている。また、全ての教科領域において言語活動の充実を図ることが求められており、学校全体で組織的に取り組むことを先進的に行う推進校を指定し、その取組を支援してきた。

【実績等】

- 小学校 117 校　中学校 33 校　高等学校 35 校　特別支援学校 10 校　合計 195 校を指定
- 指定規模：23 区中 20 区、26 市中 25 市、13 町村中６町村
- 指定期間は３年間

年度	22	23	24	25
実績（校）	0	65	130	195

- ３年次推進校を中心に 82 校が成果発表会を実施し、各校の取組の成果を都内公立学校の教員約 8,528 名、保護者・都民等約 5,462 名に周知
- ３年次推進校の指導事例を掲載した「指導アイディア集」を都内全公立学校に配布

２　言語能力向上推進事業の取組

(1)　推進校の取組

必ず取り組む内容：読書活動、書くことに関する活動、専門家を招聘した研修や授業、授業公開

特色ある取組：弁論大会・スピーチ、演劇表現、俳句、古典落語
ディベート、ＩＣＴの活用、新聞の活用

(2)　１年次推進校への学校訪問（指導・助言）

指導部を中心に多摩教育事務所及び研修センターと連携・協力し、全ての１年次の推進校(65 校)を訪問し、研究内容や授業等に対して指導・助言を行った。

(3)　３年次推進校における成果発表会（指導・確認）

指導部を中心に多摩教育事務所と連携・協力し、全ての３年次の推進校（65 校）の成果発表会における、紀要、次第、指導案、プレゼンテーション資料をはじめ、授業を公開する教室内の掲示物点検及び指導を行った。また、発表会当日には東京都教育委員会挨拶を行った。

(4)　３年次推進校による言語能力向上指導アイデア集を作成し、都内全公立学校に配布した。

３　都立高校生言葉の祭典（弁論・討論）

都立高校生の論理的思考力・表現力等の向上を図ることを目的として、弁論の部（日本語・英語）、討論の部（日本語・英語）の２部門を開催した。

(1)　弁論

各自が設定したテーマについて、５分以内でスピーチを行う。

日本語の弁論では、「夢」「希望」「自己実現」などのキーワードを用いて各自でテーマを設定する。

ア　日本語

月日・場所　平成25年９月７日(日)　教職員研修センター

出　場　者　14校　19名

イ　英　語

月日・場所　平成25年10月14日(日)　都立戸山高校

出　場　者　21校　25名

東京都高等学校英語スピーチコンテストの予選を兼ねて実施。

(2)　討論

所定のテーマに対して異なる立場のグループ同士が、聴衆を論理的に説得することを目的として議論を展開する。

ア　日本語

月日・場所　平成25年７月14日(日)　成蹊大学

出　場　者　２校　８名

論　　題　「日本は首相公選制を導入すべきである。是か非か。」

全国教室ディベート連盟主催の予選を兼ねた。

イ　英　語

月日・場所　平成25年10月13日(日)・14日(月)　都立戸山高校

出　場　者　５校16名

論　　題　「The Japanese government should remove the tariff on rice imports.」

東京都高等学校英語ディベートコンテストの予選を兼ねて実施

・　言語能力向上推進校の取組の成果が、良い成績となってあらわれた。

・　観覧した約８割の教員から、弁論や討論を学習指導に取り入れようとするなど意識の高揚があらわれた。

４　書評合戦

「言葉の力」再生プロジェクトの一環として、高校生の読書活動の一層の推進及び言語能力の向上を図る。

(1)　高校生書評合戦東京都予選大会

月日・場所　平成25年８月31日(土)　都立深川高等学校

出　場　者　214校291名(都立184校261名、私立29校29名、国立１校１名)

(2)　高校生書評合戦首都大会2013

月日・場所　平成25年11月23日（土祝）　ベルサール秋葉原

出　場　者　東京都13名、埼玉県５名、千葉県５名、神奈川県５名(欠席１)、夕張市１名

来場者　約2,500名

・　全ての都立高校において、書評合戦の予選を行うことができた。

・　全都立高校２年生の未読者率が、平成23年度51.8%に対して、平成25年度31.0%と大幅に改善した。

課題	1　区市町村教育委員会との連携を強化し、拠点校の成果発表に向けて準備を早めに進める必要がある。 2　弁論・討論の指導研究の推進をする必要がある。 3　高校生書評合戦首都大会の円滑な運営のための近県との連携の強化が必要である。

今後の取組の方向性	**1　言語能力向上拠点校** 平成 26 年度は、新たに言語能力向上拠点校 195 校を指定する。 **2　拠点校は以下の内容に取り組む** 拠点校は、言語能力向上に係る研究開発に資するため、以下の（1）重点課題、及び（2）共通課題に取り組むこととする。なお、（1）重点課題については、A、B両方に取り組むこととするが、取組方法については各学校の裁量による。 (1)　重点課題 A　「言葉による発信力を高める」－社会生活に役立つ言葉を育む学校づくりの推進 例：説明・比較・編集・討論・鑑賞等、言語活動を取り入れた効果的な授業の構築及び評価の改善、学校行事の工夫 B　「美しい日本語を身に付ける」－言語文化を重視した学校づくりの推進 例：敬語の活用、俳句や短歌、古典文学等の音読や暗唱、季節や時間帯、色などを表す美しい言葉の意味やその背景を知る。 (2)　共通課題 ア　豊かな読書生活を育む学校づくりの推進 例：各校における必読書（日本及び海外の古典文学や名作）の選定・読書活動の工夫・辞書や事典の活用等 イ　他校や保護者・地域等への発信 例：公開講座、言語能力向上拠点校通信、有識者を招いた講演会 **3　都立高校生言葉の祭典（弁論・討論）** 関係機関との連携による参加校数・参加生徒数を拡大し、全国大会に通じる生徒の弁論・討論の力を醸成する。 **4　高校生書評合戦** 高校生書評合戦の開催に当たっては、教育的効果を踏まえた、大会運営を行っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	
	【８　理数教育の充実】　新規 東京都における理数教育の振興を図るため、「東京都理数教育振興本部」を設置して、理数教育振興施策の進行管理及び今後の施策の検討を行う。また、小・中学校において、各区市町村における理数教育の中核的な役割を担う「理数フロンティア校」を指定するとともに、科学に高い興味・関心がある中学生が科学の専門家から指導を受ける「東京ジュニア科学塾」を創設する。都立高校において、「理数フロンティア校」の研究・開発を支援するとともに、自然科学に関わるテーマを設定し、研究を行う「理数教育チャレンジ団体」を指定し、生徒の研究活動を支援する。さらに、観察・実験に関する研修により、教員の指導力の向上を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：111,195 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

１　東京都理数教育振興本部の設置

これからの東京都における理数教育の振興を図るための施策を検討し、東京都における理数教育を推進した。

(1)　検討事項

- 公立小・中・高等学校における理数教育の充実のための方策
- 児童・生徒の理科及び数学への関心や意欲を高めるための具体的な方策
- 教員の指導力向上に向けた研究や研修の充実、教員等の配置・育成などに関わる施策
- 関係機関との連携のコーディネート、外部人材活用や保護者への啓発の促進

【実績等】

- 東京都理数教育振興本部　　年間５回開催
- 東京都理数教育振興本部幹事会　年間５回開催

２　小・中学校における取組

(1)　理数フロンティア校（小・中学校）の指定

理数教育に先進的に取り組み、各区市の中核的な役割を担う理数フロンティア校（小・中学校）を指定した。

各理数フロンティア校は、「効果的な教材や指導方法の開発」、「理数教育地区公開講座」、「域内の教員を対象とした研修」などを行い、各区市の理数教育を推進した。

【実績等】

- 指定校数　　小学校 50 校、中学校 50 校（49 区市で各１～２校）

(2)　東京ジュニア科学塾の創設

科学に高い興味・関心がある中学生の資質・能力を更に伸長するため、中学生が科学の専門家から指導を受ける東京ジュニア科学塾を創設した。

さらに、できる限り多くの生徒に科学に関する内容に触れる機会を与えることを目的として、参加を希望する全ての生徒を対象に、東京ジュニア科学塾特別講座を開設した。

【実績等】

・　参加人数　　40 人（特別講座　延べ 203 人）
・　回数　　全８回（特別講座　全４回）

３　都立高校における取組

(1)　科学の甲子園東京都大会について

平成 25 年度高校生科学の祭典を「科学の甲子園東京都大会」と「講演会及び表彰式」により実施した。

「科学の甲子園東京都大会」は、年度末に兵庫県立総合体育館で実施される科学の甲子園全国大会への出場校を選出するため、平成 25 年 11 月に実施し、併せて大学生による模擬実験を実施した。

平成 25 年度は、筆記競技に加え実技競技を実施し、二つの競技の合計得点で順位を決定した。

「講演会及び表彰式」は、12 月 20 日に国立オリンピック記念青少年総合センターにて実施した。

【実績等】

・　科学の甲子園東京都大会参加校（都立・国立・私立含む。）

年度	21	22	23	24	25
実績（校）	未実施	未実施	19 校	34 校	43 校

・　各部門において優秀な成績で表彰された。

実技競技　第２位　武蔵野北高等学校
化学部門　第３位　小石川中等教育学校
生物部門　第２位　白鴎高等学校

(2)　「理数フロンティア校」、「理数教育チャレンジ団体」について

平成 24 年度に「理数フロンティア校」５校を３年間の期間で指定した。「理数教育チャレンジ団体」については平成 25 年度１年間の期間で 12 校を指定し、平成 26 年２月 11 日（火）に研究成果発表会を実施した。

≪理数フロンティア校≫

葛飾野高等学校、広尾高等学校、墨田川高等学校、富士高等学校、西高等学校

≪理数教育チャレンジ団体≫

葛飾総合高等学校、白鴎高等学校、八潮高等学校、杉並総合高等学校、
戸山高等学校、武蔵丘高等学校、井草高等学校、町田高等学校、
成瀬高等学校、立川高等学校、府中東高等学校、武蔵高等学校

４　理数教育に関する研修等の推進

【講座数】　弱点克服：専門性向上研修Ⅰ（19 講座）
理科教育推進：専門性向上研修Ⅲ（11 講座）
理科教育啓発：専門性向上研修Ⅰ・Ⅱ（１講座）
} 全 31 講座

【開設講座】

◇小学校理科Ⅰ「低学年」対象（１講座）
◇小学校理科Ⅰ「観察・実験の基礎・基本」
・　学年別コース　（各学年２講座、計８講座）・領域別コース　（各領域３講座、計６講座）
◇小学校理科Ⅰ「科学的思考力を深める授業づくり」（２講座）
◇小学校理科Ⅲ「理科コース」（１講座）◇小学校理科Ⅲ「理科推進」
（２大学５講座、計 10 講座）

施策の取組状況（平成二十五年度分）

◇中学校理科Ⅰ「授業づくり」（領域別、２講座）　◇理科教育啓発講座（１講座）

- 理科の研修を前年度の８講座から37講座（啓発講座を含む）と大幅に拡充した。
- 理科教育推進のため、「小学校理科推進の手引き」テキストや「理科観察・実験ＤＶＤ」を作成した。
- 理科の授業力を高められるようにするため、「基礎から学ぶ理科観察・実験テキスト」を増刷し、「小学校理科Ⅰ」の研修受講者に配布し、活用を促した。
- 人事部と連携し、「小学校理科教育推進教員有資格者」となることを前提として、各区市町村教育委員会から理科推進研修の受講の推薦者を募った。
- ＣＳＴ（コア・サイエンス・ティーチャー）の専門性の向上と各地域における理科教育の推進を促すため、「ＣＳＴ連絡会」を設定した。

- 受講者の研修アンケート結果は次のとおりである。

受講者による研修評価（４点満点）　（回収数1,124名）

	ねらい通りの内容だった	職務に役立つ内容だった	わかりやすい内容だった
31講座の平均	3.78	3.73	3.83

課　題

1　既に実施している理数教育関係の各事業の成果と課題を明確にする。

2　理数教育の充実に向けて、平成27年度以降の新たな施策を検討する。

3　各理数フロンティア校の成果を他の小・中学校に更に広めていくことが必要である。

4　東京ジュニア科学塾の実施規模を拡大することが必要である。

5　高校生科学の祭典への参加校数を拡大する必要がある。

6　「理数フロンティア校」、「理数教育チャレンジ団体」の取組状況をより詳細に把握し、研究成果のまとめと成果検証を行うことが必要である。

7　新たに「小学校理科教育推進教員有資格者」となる教員の発掘・育成及び「小学校理科教育推進教員有資格者」となった教員の更なる育成が必要である。

8　理数教育の推進に向けた算数・数学研修の改善並びに理数教育の推進に向けた中学校理科の研修の拡充が必要である。

今後の取組の方向性	1　既に実施している理数教育関係事業を体系的にまとめるとともに、各事業の成果と課題について評価を行う。 2　外部有識者等を委員とした「東京都理数教育振興本部」を設置し、既に実施している理数教育関係事業の体系図及び各事業の成果と課題をもとに、平成 27 年度以降の新たな施策について検討する。 3　平成 26 年度も各理数フロンティア校の成果について、各理数フロンティア校が実施する「域内の教員を対象とした研修」を通して他の小・中学校の教員に伝達していくとともに、都教育委員会として冊子にまとめ、都内の公立小・中学校の全校に配布する。 4　平成 26 年度は、東京ジュニア科学塾の実施規模を各回 250 名程度に拡大するとともに、東京ジュニア科学塾「専修コース」を設置し、プログラムの内容の充実を図る。 5　実技競技の内容の工夫、講演会や模擬実験の充実に向けた検討を行う。 6　指導主事による当該校訪問を実施する。研究の進行状況把握のために、担当教員等を集めた会議を実施する。 7　有資格者となることを前提とし、各区市町村教育委員会から「理科推進」研修の受講者推薦を募り、小学校理科教育の推進役を担える人材の育成を図る。また、平成 25 年度「小学校理科教育推進教員有資格者」となった教員が、自信をもって理科教育を推進することができるようにするため、研修の充実を図る。 8　算数・数学では、東京都理数教育振興本部の意向、検討結果等を反映させた研修を構築する。また、理科では、東京都理数教育振興本部の意向、検討結果等を反映させた研修を構築する。理科講座での連携先の拡充や、中学校理科の講座を分野別で設定するなどし、充実を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	
	【９　英語教育の推進】　新規 東京都における英語教育の推進を図るため、小学校に「小学校外国語活動アドバイザー」を派遣し、小学校教員に、単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身に付けさせる。また、東京都独自の英語教育の推進に向けた中長期的な方向性等を幅広く検討するため、外部有識者及び学校関係者等からなる「東京都英語教育戦略会議（仮称）」を設置し、都立高校における英語教育の改善に取り組む。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：22,248 千円　　従事職員数　３人（指導主事　３人）】

１　「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣

(1)　事業の趣旨　　小学校に、英語に堪能な地域人や英語科教員の経験者等を派遣し、小学校教員が単独で外国語活動の授業を円滑に実施できるよう支援を行う。

【実績等】

派遣先学校数：95 校（外国語活動に関する指導力の向上を図るための研究等を行う学校）

・「小学校外国語活動アドバイザー」の具体的な活用事例と効果の例

【学校からの聞き取り内容の例】

活用事例	効果の例
教員への放課後の指導	授業を振り返りながら学習指導案の作成を含めて学級担任へ助言をし、指導力の向上を図れた。
校内研修会の講師を招聘	年に複数回講師を呼ぶことができ指導力を高めることができた。
地域人材の活用した教員への個別の指導	普段の学校の様子を知る地域人材から、児童の実態に応じた指導が受けられ、指導力を高めることができた。
大学教授からの専門的アドバイス	外国語の専門家から最新の外国語教育の動向を踏まえた指導を受けることができた。指導への不安を払拭し、教員の自信へとつながった。

２　「東京都英語教育戦略会議」

(1)　事業の趣旨

平成 25 年度に外部有識者による本会議及び専門部会を設置し、主として都立高校における英語教育推進の中長期的方向性と具体的方策について検討を行った。

(2)　開催実績　　第１回　戦略会議・専門部会　６月 27 日（木）

第２回　戦略会議　７月25日（木）　専門部会７月18日（木）

第３回　戦略会議　10月28日（月）　専門部会９月30日（月）

第４回　戦略会議　２月４日（火）　専門部会１月28日（火）

第５回　戦略会議　３月12日（水）　専門部会３月４日（火）

施策の取組状況（平成二十五年度分）	(3)　概要 ア　検討内容 英語教育の現状と課題、英語教育の改善の視点、英語教育推進のための具体的方策（教員の指導力向上、英語授業の改善、英語学習への動機付け、小・中・高（大）の一貫した英語教育）、オリンピック開催に向けた国際理解教育の推進 イ　調査の実施 戦略会議における検討のための資料作成を目的として、平成25年6月に都立高校の英語科教員を対象に「英語授業の実施状況調査」を実施するとともに、平成25年10月から12月までに、英語教育推進協力校20校（高校２年生、4,598人対象）において、「英語力判定統一試験」を実施した。

課　題	**1　「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣の推進** (1)　「小学校外国語活動アドバイザー」を偏重しないよう全都に派遣し、多くの小学校教員に単独で外国語活動の授業を円滑に実施できる指導力を身に付けさせる。 (2)　効果的な「小学校外国語活動アドバイザー」の活用事例を紹介するなどして、全都の小学校教員の指導力を向上させる。 **2　小・中・高等学校における英語教育の方向性の検討（東京都英語教育戦略会議）** (1)　小・中・高等学校においてグローバル化に対応した教育環境づくりを促進する必要がある。 (2)　英語による日本文化の発信や、国際貢献活動を進化させる取組を促進する必要がある。 **3　英語授業及び生徒の英語力の実態を踏まえた具体的方策の立案** (1)　「平成25年度英語授業の実施状況調査」結果を踏まえた授業改善が必要である。 (2)　「平成25年度英語力判定統一試験」結果の分析と改善の方策立案が必要である。

今後の取組の方向性	**1　「小学校外国語活動アドバイザー」の派遣の推進** (1)　小学校外国語活動推進委員会で作成するパンフレットを用いて、「小学校外国語活動アドバイザー」の効果的な活用事例を掲載するなど、東京都教育委員会の事業を重層的に活用することを通して、小学校教員の指導力を高める。 (2)　効果的な「小学校外国語活動アドバイザー」の活用事例を、義務教育特別支援教育指導課事業説明会において区市町村教育委員会の指導主事に情報提供し、本事業の有効性を全都に周知していく。 **2　「東京都英語教育戦略会議」における具体的施策の検討** 国の動向（グローバル化に対応した英語教育改革実施計画）を踏まえ、小・中学校を含めた英語教育の方向性と具体的方策を検討し、施策に反映させるとともに検討結果をまとめ、平成26年度末を目途に報告書を作成・配布する。 (1)　英語教育重点校（都立高校10校）の指定 意欲ある生徒の英語力向上に資する取組を組織的に行う先導的学校を指定し、学習環境の整備等を重点的に支援する。

今後の取組の方向性	(2)　ＪＩＣＡ（※1）との連携による体験研修プログラムの実施 国際社会の一員としての自覚や、社会に貢献する意欲と主体的な行動力をもつ人材の育成を目指し、ＪＩＣＡと連携し、英語によるコミュニケーション能力を始めとする多様な資質・能力を育成する体験研修を開発し、青年海外協力隊の訓練所において都立高校生100人を対象に実施する。 (3)　オリンピック開催を踏まえた国際理解教育の推進 英語による発信力向上のために独自教材を開発・活用するとともに、留学生等との国際交流イベントや、海外での生活を疑似体験できるプログラムなど、英語を使う様々な場面・機会を設定する。 **３　外国人の活用と日本人教員の指導力向上** (1)　教員の海外派遣研修の実施 指導力向上のため、中・高等学校の若手英語科教員140人を対象に、３か月間の海外派遣研修を実施し、世界基準の英語教授法を学び、英語で効果的な授業を行う指導力を向上させる。 (2)　外国人指導者の活用による授業改善 ＪＥＴプログラム（※2）による外国人招致及びＡＬＴ（※3）配置の拡大により、ネイティブとのティーム・ティーチングを通して、生徒の英語によるコミュニケーション能力を一層の向上を目指す。 ※１　「独立行政法人国際協力機構」（Japan International Cooperation Agency）の略称 ※２　「語学指導等を行う外国青年招致事業」（The Japan Exchange and Teaching Programme）の略称 ※３　「外国語指導助手」（Assistant Language Teacher）の略称

基本方針 2	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	2	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	
	【10　都立高校日本史必修化】 我が国の歴史に対する認識を深め、国際社会に主体的に生きる日本人としての自覚と誇りを養うため、都立高校における日本史の必修化を推進するとともに、東京都独自の日本史科目「江戸から東京へ」の指導資料を改訂し、普及・啓発を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：15,345 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

1　平成 26 年度版「江戸から東京へ」教科書の作成

【実績等】

・　都立高校生新入生全員に、平成 26 年度版「江戸から東京へ」教科書を配布して、全都立高校で活用した。

年度	22	23	24	25
実績	16 万部	５万部	５万部	５万部

・　全都立高校で活用するとともに、２２校において、学校設定科目「江戸から東京へ」を設置した。

2　「江戸から東京へ」教授用指導資料の改訂

・　平成 24 年度版教授用指導資料の記述をより正確にするとともに、平成 24 年度版教科書の改訂部分を反映させた教授用指導資料を作成した。

【実績等】

・　年度末に完成させ、平成 26 年度の授業内改善に生かすため、全都立高校に配布した。

年度	22	23	24	25
実績		1,500 部		1,500 部

・全都立高校で、担当教員が指導目標に即して適切に指導することができるようになった。

課題

1　デジタルコンテンツを収集してきたが、地域に偏りがあるため、引き続き収集地域を拡充する必要がある。

2　「江戸から東京へ」の実践事例のうち、歴史地図帳やワークブックを活用した授業を開発する必要がある。

今後の取組の方向性

1　都立高校周辺の身近な史跡や、文化財の教材化を図るとともに、その成果を学習コンテンツ活用システムに随時格納する。

2　教育研究員高校地理歴史部会や、開発委員会で、「江戸から東京へ」の教材を活用した授業事例の開発を行い、都立高校の日本史担当教員に実践例を提供する。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	指導部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	【11　次世代リーダー育成道場】 様々な国や地域の人々とともに未来を切り拓(ひら)く態度や能力を育成するとともに、世界を舞台に活躍し、日本の将来を担うリーダーとなる人材を育てるため、海外で通用する英語力や広い視野、世界に飛び出すチャレンジ精神等を育成した上で海外留学を経験させる「次世代リーダー育成道場」の内容の充実を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：311,588 千円　　従事職員数　３人（指導主事　３人）】

１　取組概要

(1)　ねらい

「次世代リーダー育成道場」では、国際社会に生きる日本人を育成するため、生徒が社会の一員であることを自覚し、社会に貢献する意欲や態度を高めるとともに、様々な課題に対して積極的に取り組むことが資質・能力を育むための教育を推進する。この事業は、世界を舞台に活躍する国際感覚豊かな若者を東京から輩出するための仕組であり、将来、様々な分野や組織で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代のリーダーになろうという高い志をもった都立高校生を、研修を通じて大きく成長させることをねらいとしている。

(2)　育成するリーダー像

・　世界を舞台に活躍できるたくましさ　　・海外で通用する英語力
・　広い視野や多様な文化の理解　　・チャレンジ精神　　・使命感

(3)　平成 25 年度「次世代リーダー育成道場」の仕組み

平成 25 年度の「次世代リーダー育成道場」は、①国内事前研修　②留学　③事後研修　から構成される。留学の派遣時期により、Ａ、Ｂ２つのコースの設定。

Ａ（冬出発）コース：約６か月の事前研修の後、冬に一年間の留学に出発。

Ｂ（夏出発）コース：約６か月の事前研修の後、翌年度の夏に、１年間の留学に出発。

２　実施状況　募集人数・応募状況

○　平成 25 年度実績　　（単位：人）

	合格者数（応募者数）	Ａコース	Ｂコース
指定校特別推薦	34　(34)	17（17）	17（17）
学校特別推薦	69　(86)	55（69）	14（17）
一般推薦	97（200）	28（100）	69（90）
合計	200（300）	100（196）	100（124）

施策の取組状況（平成二十五年度分）	○　事前研修 事前研修の種類と内容：各界のリーダーによる講義、ゼミナール、英語実践演習、英語による講義、日本の伝統・文化体験学習（能体験学習、歌舞伎鑑賞）、先端技術施設見学（NTT ドコモＲ＆Ｄセンタ　展示ホール　WHARF）、日本の歴史学習（江戸東京博物館の見学、都内歴史散歩、中央図書館での資料学習）、国際交流フォーラムなど ○　留学プログラム Ａコース：平成 26 年１月 12 日から 12 月上旬までオーストラリア、クィーンズランド州内及びニュージーランド、クライストチャーチ市近郊の現地校での留学 Ｂコース：平成 26 年８月中旬から平成 27 年６月上旬までアメリカ東海岸地域の現地校での留学（予定）

課　題	１　高校生を留学させるために、本事業における情報発信を通じて、海外での経験の有用性を引き続き学校及び社会に普及・啓発し、事業の拡大を図っていく必要がある。 ２　次代のリーダーを育成するために、研修プログラム（事前研修、留学、事後研修）の内容を精査し、改善を図るとともに、中長期的な成果検証を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性	１　短期海外研修及び長期留学を修了した第一期研修生の成果を積極的に発信するとともに、身に付けた資質・能力を後進の育成や、学校や地域での様々な活動で発揮し、リーダーシップの育成に資する。 ２　特設ウェブページをはじめとする多様な媒体や、公開研修プログラムなどの機会を捉えて、次世代リーダー育成道場の趣旨や研修プログラムの実施内容について、引き続き情報発信を行っていく。 ３　平成 24、25 年度の研修プログラムの課題を踏まえ、次代のリーダーの資質・能力の育成に資する質の高い研修内容の確保と、円滑な運営を目指す。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	【12　都立高校における外国語による教育の実施】　新規 都立国際高等学校において、海外大学への進学に対応するため、平成26年度から数学などの科目について、英語での授業を開始し、将来的な国際バカロレアの認定の取得につなげていく。そのため、平成25年度においては、カリキュラムの検討などを行うとともに、国際バカロレアの認定の取得に向けた調査研究を進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：16,547千円　　従事職員数　1.2人（事務等　1.2人）】

１　国際バカロレアの導入に向けた検討委員会

平成25年４月に、外部有識者を交えた「国際バカロレアの導入に向けた検討委員会」を庁内に設置し、国際バカロレアの認定の取得に向けた様々な課題への対応策について検討し、報告書として取りまとめた。

なお、検討委員会での検討に当たり、専門部会及び作業部会を設置し、教育課程や人材の確保など個別の課題についての具体的な検討を行った。

【実績等】※以下、検討委員会の開催日程と主な議題

- 第１回　４月16日（火）
  導入に向けた検討スケジュール、国際バカロレアに関する調査の概要
- 第２回　６月24日（月）
  公立中学校２年生及び保護者、教育モニター意識調査結果報告、各作業部会の検討状況
- 第３回　９月３日（火）
  各作業部会の検討状況
- 第４回　11月21日（木）
  導入に向けたスケジュール、検討委員会報告書の構成（案）、入学者選抜の枠組み
- 第５回　12月20日（金）
  入学者選抜の枠組み、検討委員会報告書（案）

課　題

１　学習指導要領に基づく教育内容とＤＰ（ディプロマ・プログラム）による教育内容の両方を担うことができるネイティヴ教育スタッフの安定的な確保・育成など

今後の取組の方向性

１　平成26年度から、数学や物理・世界史などの英語以外の科目について、日本語による授業に加え、英語による授業を実施する。

２　海外大学への進学資格が取得できる国際バカロレアの認定を平成27年度中に取得し、平成28年度から国際バカロレアのＤＰ（ディプロマ・プログラム）による授業を開始することを目指し、取組を進める。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	知	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	２	個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策	
	【13　都立小中高一貫教育校】　新規 理数を中心に、世界に伍（ご）して活躍できる人間を育成するため、児童・生徒一人一人の潜在能力を最大限に引き出す新たな教育モデルを構築することを基本的な考え方として、系統的・継続的な教育や教育課程の弾力的な運用が可能な「都立小中高一貫教育校」の設置に向けて準備を進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：10,000 千円　　従事職員数　２人（事務等　２人）】

１　「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討

・　平成 25 年４月に「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」を設置し、同年４月から平成 26 年３月までの間に、会議を９回開催し、都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討を行った。

・　平成 25 年８月に「中間まとめ」を公表するとともに、パブリック・コメントを実施した。

２　設置予定場所及び開校予定年月の発表

「中間まとめ」の公表と同時に、設置予定場所及び開校予定年月を発表した。

①　設置予定場所

ア　小学校第１～４学年校舎
　　旧都立芸術高等学校跡地（目黒区・京王井の頭線「駒場東大前駅」）

イ　小学校第５～６学年・中学校・高等学校校舎
　　都立武蔵高等学校・同校附属中学校（武蔵野市・ＪＲ中央線「武蔵境駅」）

②　開校予定年月：平成 29 年４月

課　題

１　平成 25 年度中に「最終報告」を取りまとめる予定であったが、開校時期を一旦白紙として、「中間まとめ」公表後に指摘された課題等を含めて、引き続き設置に向けた検討を行うこととなった。

今後の取組の方向性

１　都立小中高一貫教育校の設置に向けて、「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」において、引き続き検討を行い、平成 26 年度中に「最終報告」を取りまとめる。

２　「都立小中高一貫教育校基本構想検討委員会」における検討状況等を踏まえ、開校予定年月について再検討する。

基本方針１	人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	総務部・地域教育支援部・指導部	
		取組の方向	３	豊かな人間性を培い、規範意識を高める

主要施策	**【14　人権教育に関する研修・啓発・研究の推進】** 国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」等に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：32,946 千円　　従事職員数　9.5 人（事務等　3.5 人、指導主事６人）】

１　指導資料「人権教育プログラム（学校教育編）」作成

学校における人権教育の実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、公立学校の全教職員及び教育機関に配布して、都教育委員会の人権教育についての考え方や学校における人権教育の進め方について啓発を図った。

【実績等】・年１回発行：63,500 部、配布先：公立学校全教職員　等

年度	22	23	24	25
実績	63,500 部	63,500 部	63,500 部	63,500 部

２　人権啓発学習資料「みんなの幸せをもとめて」の作成

社会教育における啓発資料である「みんなの幸せをもとめて」を作成し、社会教育関係団体指導者及び社会教育関係職員等に配布することを通して、自主的な学習や社会教育事業等において、人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、活用促進を図った。

【実績等】・年１回発行　105,000　部、配布先　社会教育関係機関、都内国公私立小・中・高等学校（ＰＴＡ）等

年度	22	23	24	25
実績	105,000 部	105,000 部	105,000 部	105,000 部

３　人権学習教材ビデオの制作（隔年制作）

人権学習教材ビデオ「imagination -ｲﾏｼﾞﾈｰｼｮﾝｰ　想う　つながる　一歩ふみだす」を制作し、社会教育関係機関、中学校・高等学校等に配布し、活用促進を図った。

【実績等】・検討委員会　年５回　委員７人

規格　ＤＶＤ・カラー34 分・実写、制作部数　1,650 本、

配布先　社会教育関係機関、視聴覚ライブラリー、都内国公私立中・高等学校　等

年度	22	23	24	25
実績	５回 （企画）	５回 1,650 本	５回 （企画）	５回 1,650 本

４　人権教育研究協議会

全都の公立幼稚園・学校の園長・校長、副園長・副校長、主幹教諭・主任教諭・教諭等、指導主事など、職層に応じて人権教育研究協議会を開催し、昨年度を上回る参加者を得るとともに、人権課題への正しい理解と認識を深め、人権教育の内容や方法について研究・協議を行った。

【実績等】・年間開催数：28 回、参加者数：7,310 人

年度	22	23	24	25
実績	6,639 人	6,716 人	6,990 人	7,310 人

５　人権教育指導推進委員会

区市教育委員会等の指導主事を対象に、様々な人権課題に関する理解を深めるための研究・協議を行う「人権教育指導推進委員会」を実施し、各人権課題についての講義等を通して、当初の目的を達成することができた。

【実績等】・年間開催数：６回

年度	22	23	24	25
実績	６回	６回	６回	６回

６ 人権学習指導者研修

社会教育関係指導者等を対象に人権問題に対する正しい理解と認識を深めるための研修を年間計画に基づき実施した。参加人数を昨年度に比べて伸ばすことができた。

【実績等】・年間開催数　一般研修　８回、専門研修　10 回、　合計 18 回　　参加者数 908 人

年度	22	23	24	25
実績	929 人	721 人	719 人	908 人

７　人権学習の促進事業

区市町村の人権学習の促進を図るため、社会教育における人権に関する学習機会の充実方策等について、モデル事業の分析・考察を中心に調査研究を行い、その成果を報告書としてまとめ、区市町村への成果還元を図った。

【実績等】・調査研究委員会　年間開催数　20 回（視察含む）　委員４人、
モデル事業の実施　１市
・報告書（「平成 25 年度人権教育推進のための調査研究事業報告書」）の作成　500 部
配布先　区市町村教育委員会社会教育関係機関等

年度	22	23	24	25
実績	400 部	400 部	500 部	500 部

施策の取組状況（平成二十五年度分）

8　人権教育資料センターの運営

教職員研修センター内の人権教育資料センターに「いじめ問題」をはじめとする人権に関する新たな各種資料、教材等を収集し、学校や区市町村教育委員会の人権教育推進を支援した。

【実績等】・今年度、収集した教材ビデオ及び書籍数：教材ビデオ 31 本、書籍 104 冊

年度	22	23	24	25
実績	58 本 103 冊	46 本 89 冊	44 本 92 冊	31 本 104 冊

9　人権尊重教育推進校の設置

(1)　小学校 33 校、中学校 13 校、都立学校４校を人権尊重教育推進校に指定し、東京都の実態に即して、学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、同和問題をはじめ様々な人権課題に関わる差別意識の解消を図るための教育を推進した。

(2)　人権尊重教育推進校の研究・実践を地域の学校に広めるために、ブロック別連絡会を開催して成果の報告や情報交換を行い、各校の取組を各地域に広げた。

【実績等】・ブロック別連絡会の年間開催数：31 回、参加者数：4,220 人

年度	22	23	24	25
実績	33 回 2,942 人	26 回 2,664 人	28 回 4,076 人	31 回 4,220 人

10　適正な男女平等教育

「人権教育プログラム（学校教育編）」などの指導資料・啓発資料において、実践事例、資料を取り上げ、その活用を促進しているほか、人権教育研究協議会や各種研修の中で適正な男女平等教育について取り上げ、啓発を図った。

課題	
	1　人権尊重教育推進校事業の成果の全都的な普及については、着実に進展しているものの、各学校の取組状況には差が見られることから、各学校が学校・地域の動向を踏まえた取組を推進できるよう、一層の指導・支援に努める必要がある。 2　常に新たな人権課題が提起され、人権教育の推進が期待されることから、地域の状況、社会の動向等を踏まえ、啓発資料の内容を一層充実する必要がある。 3　区市町村における人権学習事業実施状況に違いがあることから、東京都全域において、積極的な人権啓発が進められるよう、区市町村への支援に努める必要がある。

今後の取組の方向性	1 「東京都人権施策推進指針」に示された課題及び新たな人権課題について、動向を的確に把握し、啓発資料等へ速やかに反映していくとともに、人権学習指導者研修及び調査研究において、最新の動向に関わる情報発信を行い、理解の促進を図る。 2 学校教育においては、各学校が人権教育を組織的・計画的に行うことができるよう、人権教育研究推進事業、人権尊重教育推進校事業、人権教育普及啓発事業の三つの事業を効果的に関連させて推進するとともに、指導訪問の機会を有効に活用するなどして、一層の人権教育の充実を図っていく。 3 社会教育においては、区市町村教育委員会や社会教育関係団体等の実態を踏まえ、様々な人権課題に対応した普及啓発事業、指導研修事業、促進事業を効果的に実施できるよう、一層の充実・改善を図る。

基本方針１	「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	指導部	
		取組の方向	３	豊かな人間性を培い、規範意識を高める

主要施策	【15　道徳教育の充実】 東京の子供たちの豊かな心を育成するため、都が独自に作成した教材の活用により、都内公立小・中学校等の全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：15,837 千円　　従事職員数　6 人（指導主事　6 人）】

１　「東京都道徳教育教材集」の印刷及び配布

【実績等】

- 小学校１・２年生版「心あかるく」　115,500 冊
- 小学校３・４年生版「心しなやかに」　109,500 冊
- 小学校５・６年生版「心たくましく」　113,500 冊
- 中学校版　「心みつめて」　95,000 冊

を都内の全ての公立小・中学校等の全児童・生徒に配布した。

道徳の時間での活用状況

・公立小学校　100%
・公立中学校　100%
（中等教育学校も含む）

道徳の時間以外の活用　（各教科、外国語活動、統合的な学習の時間、特別活動の時間等）

・公立小学校　95%
・公立中学校　91%
（中等教育学校も含む）

２　「東京都道徳教育教材集活用推進委員会」の設置及び指導資料の作成

児童・生徒の豊かな心の育成に資することを目的として作成した「東京都道徳教育教材集」の活用を推進するために、「東京都道徳教育教材集活用推進委員会」を設置し指導資料を作成した。

【実績等】

- 「小学校部会」「中学校部会」によって構成
  【人　　数】「小学校部会」（12 名）　「中学校部会」（６名）
  【開催回数】各部会とも年間６回開催
- 「東京都道徳教育教材集」を効果的に活用した実践事例を集め、その活用の推進を図るための指導資料を作成した。今後、東京都教育委員会ホームページに掲載するとともに、区市町村教育委員会及び小・中学校等に周知していく（平成 26 年度実施予定）。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

3　道徳教育担当指導主事連絡協議会及び課発行メールマガジン「スクラム」を通した「東京都道徳教育教材集」の活用による道徳教育の充実に向けた啓発

【実績等】

・　道徳教育担当指導主事連絡協議会

【対　　象】多摩教育事務所及び教育庁出張所指導主事
区市町村教育委員会道徳教育担当指導主事

【開催回数】年間３回開催（５／２、７／２、２／20）

・　課発行メールマガジン「スクラム」

【回数・内容】年間 12 回、「道徳の窓」のコーナー（Ａ４サイズ１ページ）を掲載

4　道徳授業地区公開講座の実施

学校、家庭及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、平成 10 年度から東京都教育委員会と区市町村教育委員会との連携により、都内公立小・中学校等で道徳授業地区公開講座を開催している。

【実績等】

年度	実施校数・公開授業参観者数
平成 23 年度	1,966 校（小・中学校、中等教育学校全校等及び特別支援学校） 429,717 人
平成 24 年度	1,963 校（小・中学校、中等教育学校全校等及び特別支援学校） 440,870 人
平成 25 年度	1,957 校（小・中学校、中等教育学校全校等及び特別支援学校） 438,225 人

課　題

1　各学校における「東京都道徳教育教材集」を活用した取組の推進と効果の検証

2　各小・中学校の道徳教育推進教師を中心とした組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立

3　道徳教育推進教師をはじめとした各学校の全ての教員の道徳教育に関する指導力の向上

4　「東京都道徳教育教材集」の活用等による道徳授業地区公開講座の改善・充実と、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組の推進

今後の取組の方向性

1　「東京都道徳教育教材集」を活用した効果的な教育方法の更なる開発

2　東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

3　道徳教育指導者テキストの作成・配布

4　道徳授業地区公開講座における「東京都道徳教育教材集」の活用の啓発

基本方針１	「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	指導部	
		取組の方向	３	豊かな人間性を培い、規範意識を高める

主要施策	【16　先行実施校における「道徳・奉仕（仮称）」の実施】　新規 都独自の教科「道徳・奉仕（仮称）」の授業を先行して実施する都立高校を指定し、都独自の教材を使った効果的な指導方法の研究や実践を支援するとともに、実践等を踏まえた指導資料集を作成する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：0 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

１　「人間としての在り方生き方に関する新教科」の開発

平成 19 年度から全都立高校で実施されている、教科「奉仕」における成果を踏まえ、教科「奉仕」で実践してきた体験活動を継承し、さらに道徳的価値や今及び将来の在り方生き方について自覚を深められるよう、教科「奉仕」に道徳教育及びキャリア教育の内容を加えて再構成した。

【実績等】

- 高等学校教育開発委員会キャリア教育部会で、新教科で活用できる教材及び指導資料の開発を行うとともに、指導資料説明会を全校悉（しつ）皆で実施し、研究成果の周知を図った。
- 「人間としての在り方生き方に関する新教科」検討委員会を設置し、新教科の学習内容や教材等について検証し、学習内容等の精査・拡充を行った。
- 全都立高校に対して、人間としての在り方生き方に関する教育についての資料を配布し、説明会を開催し、説明を行った。

２　教科「道徳・奉仕（仮称）」先行実施校による取組

平成 24 年度の道徳教育検討委員会での検討を経て作成した教材サンプル等を用いた指導方法の実践的な研究開発を行うとともに、実践発表会を開催した。

【実績等】

- 社会貢献意識や他者を尊重する精神など、体験活動に関わりの深い道徳的内容を深められることが明らかとなった。
- 将来、実社会で必要となる自律の精神や社会連帯の精神などの道徳性については、抽象的理解にとどまらせず、具体的な体験や実感に結び付けることでより効果的な指導ができることが明らかとなった。
- 先行実施校 20 校において、高校生に必要な指導内容や効果的な指導法について開発を行った。

課題	**1　「人間としての在り方生き方に関する新教科」実施に向けての準備** 平成 27 年度試行実施、平成 28 年度全面実施に向け、平成 26 年度には効果的な指導方法の開発と教材の改訂などを行う必要がある。 **2　国の動向への対応** 道徳の教科化や新教科「公共」など国の動向を踏まえて、都立高校における道徳教育について検討する必要がある。 **3　推進者の養成** 各学校で、新教科を推進する人材を養成する必要がある。

今後の取組の方向性	**1　先行実施校における実践研究** (1)　20 校の先行実施校を指定し、「人間としての在り方生き方に関する新教科」の指導方法等に関する実践研究を行う。 (2)　先行実施校の取組状況に基づき、教材及び指導資料の改訂を行う。 (3)　平成 27 年度、「人間としての在り方生き方に関する新教科」試行実施に向け、先行実施校における取組の成果と課題をまとめ報告書を作成するとともに、先行実施校実践発表会を開催し、全都立高校に成果と課題を周知する。 (4)　教育課程への位置付けは、11 月の教育課程編成･実施･管理説明会で周知する。 **2　「人間としての在り方生き方に関する新教科」有識者会議の設置** 有識者による有識者会議を設置し、国の動向を踏まえた学習内容とともに、効果的な指導方法や教材等についての検討を行う。 **3　地区別の実践発表会の開催** 先行実施校による実践発表会を地区別に実施し、より多くの教員を対象として、実践的な研究成果の周知を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	指導部	
		取組の方向	４	社会の変化に対応できる力を高める

主要施策

【17　情報活用能力向上推進事業】

児童・生徒を有害情報から守るため、都内全公立学校を対象に学校非公式サイト等の監視を行うとともに、インターネット・携帯電話利用に関する調査を実施し、区市町村教育委員会及び都立学校への情報提供を行い、学校での継続的な啓発・指導を支援する。また、都立学校全校と区市町村立学校の抽出校を対象にＩＣＴ活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座）を実施して、児童・生徒に対する実践的な指導を行うとともに、教員のＩＣＴ活用指導力の向上を図る。さらに、情報通信技術の光と影をテーマに、情報モラルに関する講演やパネルディスカッション、ＩＣＴを活用した模擬授業や実践発表を行うＩＣＴ教育フォーラムを開催して、広く都民に対する啓発を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：22,062 千円　　従事職員数　２人（指導主事　２人）】

１　学校非公式サイト等の監視

全ての都内公立学校を対象に、巡回監視と定点監視の二つの方法により毎日監視を行い、検出した不適切な書き込みについて、そのリスクレベルに応じて対応した。

リスクレベル	対応	リスクレベル別の実績				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
高	110 番・119 番通報、当該校・区市町村教育委員会への緊急連絡、学校での指導等	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
中	当該校・区市町村教育委員会への至急連絡、学校での指導等	351 件	114 件	87 件	102 件	175 件
低	当該校・区市町村教育委員会への月１回の連絡、学校での指導等	13,064 件	12,319 件	11,351 件	10,670 件	10,118 件
	合計	13,955 件	12,433 件	11,438 件	10,772 件	10,293 件

※　不適切な書き込みの削除要請を行うとともに、不適切な書き込みが検出された都立学校・区市町村教育委員会への情報提供に基づく各学校での対応の経過について都教育委員会に報告させた。

・不適切な書き込みの削除要請の達成率

リスクレベル	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
中	31.9%	61.4%	87.4%	76.5%	63.0%
低	6.1%	22.3%	38.5%	38.9%	46.9%

※　開始以来減少傾向にあったが、平成 25 年度は増加に転じた。スマートフォンや SNS の普及が大きな要因であると考えられる。ツィッターなどによる、高校生を狙い撃ちにした拡散目的の書き込みが増大したことにより、リスクレベル中の書き込みの増加に伴い、削除要請の達成率も低下した。

２　インターネット・携帯電話利用に関する実態調査（平成 26 年１月実施）

都内公立学校の児童・生徒（小学校３年生から高校４年生まで）、その保護者、教員を対象に、児童・生徒のインターネット等の利用状況及び学校生活への影響等について、抽出（児童・生徒総数の約２%）による調査を行った。

(1)　信頼度 95%を担保する標本数を確保

小学校 87 校、中学校等 55 校、高校 32 課程、特別支援学校６校、

児童・生徒 15,000 人程度、保護者 15,000 人程度、教員 1,000 人程度、管理職 60 人程度

(2)　平成 24 年度インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書の作成・配布（200 部）

全都立学校・全区市町村立学校に概要版（2,900 部）を配布するとともに、学級活動・ホームルーム活動等における具体的な活用状況について調査を平成 26 年度当初に実施する予定

３　有害情報から子供を守るための対策検討委員会

有害情報から子供を守るための対策検討委員会を年２回開催し、児童・生徒を有害情報から守るための具体的方策を検討した。

(1)　学校非公式サイト等の監視及び学校への情報提供の継続

(2)　児童・生徒用リーフレットの小学校３年生・中学校１年生への配布

(3)　教員向けの実践的な指導資料の作成・配布

(4)　保護者向け啓発資料の作成・配布（平成 26 年度から実施予定）

４　インターネット等の適正な利用に関する指導資料

上記１から３までを踏まえ、各学校における情報モラル・リテラシーに関する教育を充実し、児童・生徒を有害情報から守る取組を推進するため、教育向けの実践的な指導資料及び児童・生徒向けリーフレットを作成し、全ての都内公立学校に配布した。

【実績等】

・　インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引（5,791 部）

不適切な書き込みの 10 分類ごとに、各校種の事例を掲載するとともに、指導のポイント、関連事例、問合せへの対応の仕方、情報通信技術やサービスに係るコラムなどを掲載

・　児童・生徒用リーフレット（小学校３年生用　121,295 部、中学校１年生用　108,755 部）

スマートフォンやＳＮＳ利用上の注意や家庭でのルールの例示などを掲載

・　指導の徹底

学級活動やホームルーム活動、朝の会や帰りの会等の機会に、児童・生徒に対して実践的な指導を継続して行うよう通知するとともに、指導資料等の活用状況について平成 26 年度当初に調査を実施する予定

施策の取組状況（平成二十五年度分）	**5　情報活用能力向上推進事業** (1)　ＩＣＴ活用講座（情報モラル・リテラシーに関する訪問講座） ・　都立学校 101 課程対象に、児童・生徒向け講座と教員向け講座をそれぞれ実施 ・　希望する区市町村立学校 34 校対象に、児童・生徒向け講座を実施 スマートフォンやＳＮＳなどの新たな情報通信機器やサービスに関する正しい知識を身に付けさせるとともに、情報を主体的に取捨選択し、適切な情報発信ができるようにするための実践的な講座を実施／ＩＣＴ機器を活用した授業実践について演習形式で学ぶ講座を実施 ※　対象校全校に、学校で活用できるテキストを配布 ※　社会的に迷惑な行為や飲酒等の不適切行為の問題点、過度な利用により生じる依存的な傾向や学校生活への影響などの今日的課題についても取り扱った。 (2)　ＩＣＴ教育フォーラム ・　平成 25 年 11 月 18 日、19 日　都内２会場で開催　1,065 名参加 第１部情報モラル　東京工業大学清水康隆名誉教授による基調講演等 第２部ＩＣＴの活用　都立学校ＩＣＴ活用推進指定校 12 校による模擬授業等 ＩＣＴ機器の不適切な利用による社会問題等の解決とＩＣＴ機器の活用による、より分かる授業の実現をテーマに２部構成で開催
課　題	**1　学校非公式サイト等の監視** ＳＮＳの急速な普及に伴い、Twitter による社会的に迷惑な行為や飲酒等の不適切行為の公開が急増している。また、これらを暴いて、本人や学校に社会的制裁を加えるといった動きも目立ってきている。更に、ＬＩＮＥやカカオトークなどの無料通話アプリは監視できないという課題がある。 **2　インターネット・携帯電話利用に関する実態調査** スマートフォンの普及とＳＮＳの利用拡大が急速であったため、平成 24 年１月実施の調査では、児童・生徒の実態を的確に把握できず、指導資料等の改善につなげることができなかった。平成 25 年１月実施の調査では、機種別、利用コンテンツ別の実態や依存的傾向の有無が把握できるよう改善を図ったが、同様の課題が今後も起こる可能性がある。 **3　有害情報から子供を守るための対策検討委員会** 上記１、２が有効に機能するように、工夫することが求められており、新たに保護者向け啓発資料を作成・配布するなどの新たな取組についても具現化することができたが、技術やサービスの日進月歩にタイムリーに対応していくことが課題である。 **4　インターネット等の適正な利用に関する指導資料等** 指導資料等の活用状況調査を実施し、都内公立学校全校の約８割が企画調整会議や校内研修、授業や集会などの機会に活用していることが明らかになったが、学校非公式サイト等の監視結果に指導の効果が表れているとは言えない状況である。

課題	**5　情報活用能力向上推進事業** (1)　ＩＣＴ活用講座 教育委員の指摘を受け、テキストに、社会的に迷惑な行為や依存的な傾向を取り扱う内容を盛り込んだり、アンケートに、ＳＮＳの利用状況や具体的なトラブルを把握するための項目を盛り込むなどの改善を図ったが、学校非公式サイト等の監視結果に講座の成果が表れているとは言えない状況である。 (2)　ＩＣＴ教育フォーラム 児童・生徒の参加が全体の１割程度と少ない。アンケート結果では、ＩＣＴ機器の活用による、より分かる授業の実現をテーマにした第２部に比べ、情報モラルをテーマにした第１部の評価が低い。

今後の取組の方向性	**1　学校非公式サイト等の監視** インターネット上の不適切な書き込みの有無を確認する重要な業務であり、新たな情報通信技術やサービスにも対応できるよう、業務委託の内容を改善していくとともに、関係機関や団体との連携により、監視業務を補完するような働き掛けをサイト運営事業者に対して行う。 **2　インターネット・携帯電話利用に関する実態調査** 都内公立学校の児童・生徒の実態を把握する重要な調査であり、調査項目の改訂を行って、有効な指導資料等の作成に役立てていく。 **3　有害情報から子供を守るための対策検討委員会** 事業及び指導資料等の改善に資する提言を得るために、学識経験者や関係機関等の専門家、学校管理職やＰＴＡ等の保護者代表などの人選に当たり、情報通信技術に関する見識、情報モラルに関する指導の重要性の認識などの観点を踏まえて勘案する。 **4　インターネット等の適正な利用に関する指導資料等** 平成 26 年度から、新たに保護者向け啓発資料を作成・配布し、教員向け指導資料、児童・生徒向けリーフレットと併せて都内公立学校での活用を推進することで、児童・生徒がインターネットを介してトラブルに巻き込まれたり、非社会的な行為や違法行為に加担しないよう指導の徹底を図る。 **5　情報活用能力向上推進事業** （1）　ＩＣＴ活用講座（第２期）　平成 26 年７月から 27 年３月末までの間に実施 都立 108 課程、希望する区市町村立学校 29 校対象に実施 （2）　ＩＣＴ教育フォーラム　平成 26 年 11 月に開催 第１部情報モラル　学識経験者による基調講演、パネルディスカッション 第２部ＩＣＴの活用　都立学校ＩＣＴ活用推進指定校 12 校による模擬授業等 ※　パネルディスカッションのパネラーに、学校と保護者の代表を加え、学校現場での指導に資する提言を行えるよう、人選や構成の改善を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	指導部	
		取組の方向	4	社会の変化に対応できる力を高める

主要施策	
	【18　系統的なキャリア教育の推進】　新規 児童・生徒の社会的・職業的自立に必要な資質や能力を育てるため、「キャリア教育に関する手引書」を作成・配布するとともに、「外部人材活用モデル事業」「中学生の職場体験」を展開し、外部人材、受入機関等との連携の促進を図り、系統的なキャリア教育を推進する。また、体験的な学習を通じて、実社会において必要とされる基礎的な能力や態度等を育成するため、都立高校生の社会的・職業的自立に向けた支援を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：13,373 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

1　キャリア教育に関する教師用手引書の作成

(1)　事業の趣旨

キャリア教育の新たな定義及び社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する理解を促すため、教師向け資料を作成・配布した。

(2)　内容

研修会等で活用することを通して、キャリア教育の理解を深めることを目的として、「キャリア教育の定義」「基礎的・汎用的能力」及び各教科等の事例等を盛り込んだものとする。

なお、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの調査報告から、「人生上の諸リスク」を社会に出るまでに知っておきたい常識の柱ととらえ、本教師用手引書に掲載した。

・　内容構成

A4 判パンフレット形式、24 ページ程度、キャリア教育の定義、キャリア教育推進状況チェックシート、基礎的・汎用的能力の理解、児童生徒の実態把握、キャリア教育の全体計画・年間指導計画、実践評価、各教科を通した系統的なキャリア教育、人生上の諸リスク（児童・生徒が将来よりよく社会生活を送る上で必要な知識・技能）

【実績等】

年度	25
実績	小学校(33,000 部)配布(全教員対象) 中学校(17,000 部)配布(全教員対象)

2　インターンシップの推進

インターンシップを通して、都立高校におけるキャリア教育を推進し、その取組の成果を他の都立高校に提供した。

(1)　国際ロータリーとの連携によるインターンシップ事業

昨年度に引き続き、国際ロータリー2 地区とインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、国際ロータリー加盟企業における都立高校生のインターンシップを通してキャリア教育を推進した。

【実績等】

・インターンシップ実施率（都立高校全課程）

年度	21	22	23	24	25
実績	60.4%	60.2%	63.0%	63.2%	62.7%

・ インターンシップ実施校 147 校では、生徒の社会的・職業的自立を促すとともに、学習意欲を向上させることができた。

施策の取組状況（平成二十五年度分）	**3 キャリア教育推進者連絡協議会の実施** ・全都立高校から各学校でキャリア教育を推進するリーダーとなる教員による研究協議を行い、系統的･計画的なキャリア教育の一層の推進を図った。 ・「キャリア教育における企業やＮＰＯ等の外部人材の活用について」をテーマにして、以下の内容を実施した。 実践報告：「外部人材を活用した都立雪谷高校の取組」 講話：「外部人材を効果的に活用する方策―都立高校生の社会的・職業的自立のために―」 個別説明会：30 分ずつ３回の、ＮＰＯ・企業等の個別説明会 ・キャリア教育の推進には、外部人材を適切に活用し、学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的に取り組むことが重要であることを確認した。 **4 高等学校教育開発委員会キャリア部会指導資料説明会の開催** ・新学習指導要領に対応したキャリア教育について、教育開発委員会キャリア教育部会が研究した内容を都立高等学校及び都立中等教育学校の進路指導担当教員に周知し、都立高等学校等におけるキャリア教育の推進を図った。 ・「人間としての在り方生き方に関する教育の指導方法の開発～キャリア教育の視点を踏まえて～」をテーマにして、以下の内容を実施した。 「指導資料集概要説明・指導資料集報告」（都立高校校長等による報告） 「指導資料を活用した展開例」（都立高校教員等による報告） 「都立高校における外部人材活用のポイント」（地域教育支援部係長による講話） ・「人間としての在り方生き方に関する新教科」の実施に向けて開発を行った教材及び指導資料に基づく具体的な指導展開例の報告を受け、新教科実施による今後のキャリア教育の推進に対して具体的なイメージをもたせることができた。

課題	1 全小・中学校教員を対象に本手引書を作成・配布し、教員一人一人のキャリア教育に関する理解及び「人生上の諸リスク」への指導について、各教科や領域における効果的な指導に資するために、を深めるために、本資料の活用を図る必要がある。 2 本事業に参加した区市の取組状況の分析を通した研究の成果を全小･中学校へ普及するとともに、外部人材の活用方法を一般化し、効果的に活用を推進する。 3 キャリア教育の系統的、計画的、組織的取組を一層充実させる必要がある。 4 インターンシップの実施率は、60％台にとどまっており、より一層の体験的な学習を推進する必要がある。 5 キャリア教育の充実を図るために、外部人材の活用や外部機関との連携をより一層推進する必要がある。 6 キャリア教育推進者連絡協議会等の内容を充実させ、各校でキャリア教育を推進するリーダーを育成する必要がある。

今後の取組の方向性	1　指導主事連絡協議会や本課の事業説明会を適宜捉えて、本教師用手引書の効果的な活用の在り方を区市町村教育委員会の指導主事に説明して学校への啓発を図るとともに、区市町村教育委員会主催による研修会や校内研修会で活用できるキャリア教育に関わる資料をプレゼンテーションソフトなどで作成し、各機関で主体的に研修を実践できるよう支援を検討する。 　また、「人生上の諸リスク」に関わる教員の指導の場面（各教科・領域）や時期、手立てについて状況を把握し、学校の要望に一層沿う支援策を検討する。 2　研究の成果をリーフレット化して全小・中学校に配布するとともに、学校が要望する外部人材の確保について、キャリア教育に関る他部の事業との連携を深めることを通して、重層的な情報提供に取り組む。 3　系統的なキャリア教育の推進 (1)　「人間としての在り方生き方に関する新教科」先行実施校による研究を踏まえ、効果的な指導方法等の開発を進めるとともに、全都立高校への周知を図る。 (2)　年間指導計画を改善し、計画的・組織的な取組の充実を図る。 4　インターンシップなどの体験的な学習の機会を拡大する。 5　ＮＰＯ等の外部人材を活用したキャリア教育に関する研修を充実させる。 6　キャリア教育推進者協議会の一層の充実を図るとともに、教育開発委員会キャリア教育部会の研究と指導資料の一層の充実・普及を図り、各校におけるキャリア教育の推進者を育成する。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	４	社会の変化に対応できる力を高める

主要施策	**【19　企業・ＮＰＯと連携した社会的・職業的自立支援事業】** 体験的な学習を通じて、実社会において必要とされる基礎的な能力や態度等を育成するため、都立高校生の社会的・職業的自立に向けた支援を行う。加えて、若者支援機関等と連携し、都立高校生の中途退学の未然防止と中途退学者等の進路支援に取り組む。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：30,981 千円　　従事職員数　１人（事務等　１人）】

１　都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するＮＰＯ等と連携し、都立高校生が社会や職業について、実感をもって理解しながら、将来、社会人・職業人として生活していくために必要な能力等を身に付けることができる教育プログラムを、普通科高校を中心に実施する。

平成 24 年度に教育支援プログラムの開発と試行実施を行い、平成 25 年度から本格実施

【実績等】

- 支援団体　33 団体
- 実施校　　普通科高校 30 校

２　都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援

都立高校における中途退学者及び進路未決定卒業者を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、就労支援機関や若者支援機関と連携し、都立高校生の中途退学を未然に防止するための取組を進めるとともに、中途退学者等への切れ目のない進路支援を実施する。

【実績等】

- 実施地区　区部と市部の２地区
- 実施校　区部５校　市部５校　計 10 校

課　題

１　都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業

(1)　一部の都立高校を除くと、単発的に自立支援教育プログラムが導入されるケースが多い。都立高校のキャリア教育計画に沿った活用が進むよう、自立支援教育プログラムの周知と活用に向けた調整を行っていく必要がある。

(2)　今後の実施校拡大に向けて、企業等の支援団体を拡大し、実社会を実感できる自立支援教育プログラムを増やしていく必要がある。

２　都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援

本事業は平成 27 年度までの３年間、試行的に実施し、中途退学未然防止及び中途退学者等への進路支援方策を検討することとなっていることから、平成 26 年度は、事業効果の検証を行っていく必要がある。

今後の取組の方向性	**1　都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業** (1)　指導部と連携し、教員への教育プログラムを紹介する機会を拡大するなど、「社会的・職業的自立」事業の目的と内容を周知しながら、都立高校のキャリア教育を支援する。 (2)　企業・ＮＰＯ等との連携を広げ、生徒が実社会に触れる機会を増やしていく。 **2　都立高校中途退学未然防止と中途退学者等への進路支援** 面談による個別の進路支援事例の分析を通じて、外部人材を活用した進路支援の有用性を検証し、効果的な支援方策の検討を行う。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	徳	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	４	社会の変化に対応できる力を高める

主要施策	**【20　特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実】** 障害のある児童・生徒が働く喜びなどを体感できるようにするため、小・中学部等の段階からキャリア教育を充実するとともに、障害のある生徒の自立と社会参加を目指すため、就労支援体制の構築等により企業就労を促進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：77,323 千円　　従事職員数 1.8 人（事務等 1.8 人）】

1　特別支援学校における就労支援の充実

(1)　民間の活用による企業開拓

特別支援学校の生徒の雇用先及び現場実習先となる企業の開拓を行うため、民間委託会社に企業への訪問を依頼し、障害者雇用計画の有無や特別支援学校の生徒の雇用及び実習の受入れの可否等について企業から情報の収集を行った。

【実績等】

・　実習受入可能企業報告数　330 社

(2)　企業向けセミナーの実施

障害者雇用の動向及び特別支援学校の生徒の職務遂行能力等について、企業の人事担当者を対象に理解啓発を行うとともに、生徒のインターンシップの受入れ及び雇用、定着支援についての協力を呼びかけることを目的に、セミナーを開催した。

【実績等】

・　参加者　28 法人、２個人（平成 25 年７月 10 日開催）

(3)　就労支援体制の構築

都立特別支援学校における職業教育の充実及び企業への障害者雇用に関する理解啓発を図ることを目的として、都立特別支援学校の進路指導担当者と民間企業関係者である就労支援アドバイザーが連携して、現場実習への協力企業の開拓を促進するなど、就労支援体制の構築を行った。

【実績等】

・　平成 25 年度就労支援アドバイザー任用数　22 人

・　平成 25 年度末卒業生の就労者数 658 人（卒業生数 1,775 人、就労率 37.1%）（速報値）

課　題

1　近年の特別支援学校卒業生の就労率の高さが評価され、企業就労を希望する生徒・保護者が増加してきていることから、これまでにも増して、実習等受入可能な企業を開拓する必要がある。

今後の取組の方向性	1　毎年度、企業開拓委託の受託業者が変わり、年度当初の開拓効率が悪いことから、委託内容の見直しを行った。平成26年度以降、企業開拓研修の実施や、必要に応じて受託業者と就労支援アドバイザーが同行して企業訪問するなどにより、年度当初から企業開拓の効率を高めていく。 2　東京労働局、産業労働局、福祉保健局などと連携し、企業向けセミナーの合同実施や、企業情報の共有などにより、多くの企業開拓に努めていく。

基本方針３	「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	体	担　当	指導部	
		取組の方向	５	体を鍛える

主要施策	【21　総合的な子供の体力向上施策の推進】 子供の基礎体力を向上させ、生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができるようにするため、児童・生徒の生活スタイルを活動的なものにしていく「総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）」を推進する。また、東京都統一体力テストの調査結果を基に、体育授業等の質を高め、運動量を確保するための指導内容・方法の工夫・改善を一層進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：150,801 千円　　従事職員数　６人（指導主事　６人）】

１　総合的な子供の基礎体力向上方策の推進

平成 22 年７月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第１次推進計画）」を、平成 25 年２月に「総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）」を策定し、計画に基づき、全ての学校において特色のある取組を行う「一校一取組・一学級一実践」運動の展開、中学生「東京駅伝」大会の開催等、子供の基礎体力向上のための取組を推進した。

２　総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）の具体的な取組

(1)　「子供の体力向上推進本部」等の設置

【実績等】児童・生徒の体力・運動能力の現状分析や向上策について戦略的な取組を検討した。

- 平成 21 年度　子供の体力向上推進本部の設置　３回開催
- 平成 22 年度　総合的な子供の基礎体力向上方策（第１次推進計画）策定　２回開催
- 平成 23 年度　第１次推進計画の進捗状況、年齢別体力向上プログラム等検討　１回開催
- 平成 24 年度　総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）策定　１回開催
- 平成 25 年度　第２次推進計画の進捗状況、歩数調査の詳細分析等検討　１回開催

(2)　「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」

【実績等】・実施規模（平成 22 年度と平成 25 年度の比較）

	平成 22 年度			平成 25 年度		
	実施校数	実施人数	割合	実施校数	実施人数	割合
小学校	60 校	25,110 人	4.4%	1,298 校	550,498 人	100.0%
中学校	59 校	18,912 人	8.4%	624 校	224,371 人	100.0%
中等教育学校	0 校	0 人	0.0%	6 校	4,931 人	100.0%
高等学校(全)	30 校	18,848 人	15.8%	175 校	119,911 人	100.0%
高等学校(定･通)	5 校	380 人	2.3%	55 校	12,014 人	100.0%
特別支援学校	0 校	0 人	0.0%	44 校	5,168 人	72.1%
合　計	154 校	63,250 人	6.7%	2,202 校	916,893 人	99.2%

※「割合」とは、全校に占める実施校の割合

・全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文部科学省）から

47 都道府県における東京都の順位

体力合計点の東京都及び全国の平均値推移（80 点満点）

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小５	男子	52.97(54.48)	53.32(54.19)	53.54(54.36)	54.10(54.07)	54.12(53.87)
	女子	53.29(54.84)	53.52(54.59)	54.07(54.89)	54.52(54.85)	54.74(54.71)
中２	男子	38.59(41.50)	38.51(41.36)	38.66(41.71)	40.16(42.32)	39.50(41.69)
	女子	45.21(48.38)	45.01(47.94)	45.78(48.14)	47.61(48.72)	46.21(48.31)

※（）内は、全国の平均値

○　体力は、全般的に全国と同程度
○　体力は、過去３年間の傾向として、全般的に向上傾向
○　小学校は、全国と同水準まで向上、中学校は、全てのテスト項目が全国平均以下

(3)　「一校一取組・一学級一実践」運動の推進

【実績等】全公立学校で体力向上の具体的な取組を展開し、優れた実践例を取りまとめた。

・　具体的な目標設定率幼稚園（99.4%）、小学校（97.7%）、中学校（95.5%）、高等学校（85.8%）中等教育学校（100%）、特別支援学校（95.2%）
・　「一校一取組」運動の展開実践例報告書の作成・配布
　平成 22 年度 13,000 部、平成 23 年度 8,500 部、平成 24 年度 8,650 部、
　平成 25 年度 6,400 部

(4)　中学生「東京駅伝」大会の実施

【実績等】中学校教育の一環として、区市町村対抗の駅伝競走大会を実施した。

・　参加自治体数　平成 21 年度　51 区市町村
　　平成 22 年度　東日本大震災により中止
　　平成 23 年度　50 区市町村
　　平成 24 年度　50 区市町村及び宮城県南三陸町男子チーム特別参加
　　平成 25 年度　大雪により中止

(5)　子供の体力向上推進優秀校の顕彰

【実績等】表彰校数

・　平成 22 年度　小学校 68 校、中学校 16 校、小中一貫教育校 1 校　　合計　85 校
・　平成 23 年度　小学校 70 校、中学校 28 校、都立学校 12 校　　合計 110 校
・　平成 24 年度　小学校 65 校、中学校 21 校、都立学校 11 校　　合計　97 校
・　平成 25 年度　小学校 69 校、中学校 24 校、都立学校 13 校　　合計 106 校

課題	1　総合的な子供の基礎体力向上方策（第１次推進計画）から継続する取組と平成25年２月に策定した「総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）」の内容を着実に推進する。 2　体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（統一体力テスト）の結果などから、日常の身体活動量の減少や屋外遊び（スポーツ）の減少に対する対策、中学生・高校生の体力向上や運動しない児童・生徒の増加させる取組が必要である。

今後の取組の方向性	1　「子供の体力向上推進本部」の設置、「一校一取組」運動の充実、中学生「東京駅伝」大会の実施等により子供の基礎体力向上方策を着実に推進する。 　また、「総合的な子供の基礎体力向上方策（第２次推進計画）」に基づき、中学校の体育授業における授業改善のための教員研修、運動しない生徒の割合が多い都立高校で授業改善や部活動の活性化を推進する学校への支援、脳と体を調整し運動意欲を高めるコオーディネーショントレーニングの導入などに重点的に取り組む。 2　体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（統一体力テスト）を実施し、児童・生徒一人一人に結果を還元して児童・生徒が自ら体力向上に取り組めるようにするとともに、調査結果の分析方法の工夫改善を図り、より的確な評価・分析に基づく授業改善等を推進する。

基本方針３	「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	体	担　当	指導部	
		取組の方向	５	体を鍛える

主要施策	**【22　スポーツ教育の推進】** スポーツ教育推進校を指定し、アスリートの派遣や体育授業における指導の充実等により、スポーツへの理解・啓発及び学校体育の充実を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：332,592 千円　　従事職員数　3 人（指導主事　3 人）】

１　スポーツ教育の推進

スポーツ教育推進校の指定、スポーツ教育推進校への非常勤講師の人的措置、アスリートの学校派遣「一日校長先生」事業の実施、スポーツ教育推進のための補助教材の作成・配布によりスポーツ教育を推進した。

２　スポーツ教育を推進する取組

(1)　スポーツ教育推進校の指定

【実績等】 都内公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を 300 校指定するとともに、スポーツ教育を推進するための教員研修会を 2 回実施した。

・　指定校数

年度	20	21	22	23	24	25
実績	94	200	300	300	300	300

(2)　スポーツ教育推進校への人的配置

【実績等】 スポーツ教育推進校における学校体育の一層の充実を図るため、体育授業におけるティーム・ティーチングや少人数指導のための非常勤講師を措置した。

・　措置校数

年度	20	21	22	23	24	25
実績	0	54	54	54	54	54

(3)　アスリートの学校派遣「一日校長先生」事業の実施

【実績等】 アスリートを学校に派遣し、その栄誉を讃えるとともに、アスリートの生き方や考え方に触れさせ、学習させる事業を都内全区市町村で実施した。

・　派遣校数

年度	20	21	22	23	24	25
実績	16	16	26	24	24	62

施策の取組状況（平成二十五年度分）	
	(4)　スポーツ教育推進のための補助教材の作成・配布 **【実績等】** スポーツ都市東京の実現を目指し、スポーツに親しむ児童・生徒の育成を図ることをねらいとして、スポーツ教育推進のための補助教材を作成・配布した。 ・　配布対象　小学校第５学年、中学校第１学年、高等学校第１学年、区市町村教育委員会 ・　配布部数

年度	20	21	22	23	24	25
実績	－	－	254,000	260,000	256,000	257,900

課　題	
	1　2020 東京オリンピック・パラリンピック開催の決定に伴い、幼児・児童・生徒がオリンピック・パラリンピックの歴史や意義、国際的なスポーツ大会等が国際親善や世界平和に果たす役割を正しく理解し、世界の国々の文化や歴史を学び、交流することを通して国際理解を深めていくオリンピック教育を推進する必要がある。

今後の取組の方向性	
	1　オリンピック組織委員会大会開催基本計画（平成 27 年２月策定予定）を見据え、オリンピック教育推進校 300 校の指定、オリンピック教育推進校への人的配置、アスリートの学校派遣、オリンピック教育推進の補助教材の作成・配布を通じて、これまでのスポーツ教育を発展させて、オリンピック教育を推進する。

基本方針３	「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	体	担　当	指導部	
		取組の方向	５	体を鍛える

主要施策	【23　部活動による競技力の向上】 スポーツ祭東京 2013 や平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）開催に向けて競技力の向上を図るため、国体強化部活動の指定や強化練習会等を実施する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：143,882 千円　　従事職員数　3 人（指導主事　3 人）】

１　部活動による競技力の向上

中学校体育連盟及び高等学校体育連盟と連携し強化練習会の実施、競技人口が少ない種目を育成・強化する国体強化部活動候補の指定、都立高校運動部活動強化拠点の指定を通じ、運動部活動による競技力の向上を推進した。

２　部活動による競技力向上の取組

(1)　強化練習会の実施

【実績等】　東京都中学校体育連盟 20 種目、東京都高等学校体育連盟 40 種目において、それぞれ強化練習会を実施した。

・　実施種目数　（単位：種目）

年度	20	21	22	23	24	25
中学校	20	20	20	20	20	20
高　校	―	40	40	40	40	40

(2)　国体強化部活動候補の指定

【実績等】　スポーツ祭東京 2013 の開催に向け、10 種目 17 校 17 部を国体強化部活動候補に指定し育成・強化した。

陸上競技、サッカー、ボクシング、新体操、セーリング、ハンドボール、自転車競技、相撲、ソフトボール、弓道、ライフル射撃、山岳、カヌー、アーチェリー、銃剣道、なぎなたの 16 種目でスポーツ祭東京 2013 に都立高校生が出場した。

・　指定部数　（単位：種目）

年度	20	21	22	23	24	25
実績	7	15	19	18	17	17

(3)　都立高校運動部活動強化拠点の指定

【実績等】→【24　部活動の振興】参照

(4)　都立高校の県外遠征等の実施

都立高校における競技力向上のための県外遠征等を実施し、男子サッカー２校２部、女子サッカー２校２部、相撲１校１部を北海道夕張市へ派遣した。

課　題	1　都立高校運動部活動強化拠点の拡充を行い競技力の向上を推進していく必要がある。さらに、平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催や 2020 オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、都立高校スポーツの競技力向上の方向性を示す必要がある。

今後の取組の方向性	1　平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催を踏まえ、強化練習会及び都立高校運動部活動強化拠点の指定を通じて、競技力の向上を一層推進する。また、今後の都立高校スポーツの競技力の向上の方向性を検討していく。

基本方針３	「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	体	担　当	指導部	
		取組の方向	５	体を鍛える

主要施策	【24　部活動の振興】 都立高校におけるスポーツの強化拠点として「スポーツの名門校」づくりを推進し、競技力の向上を図る。

【予算額：10,000 千円　　従事職員数　２人（指導主事　２人）】

施策の取組状況（平成二十五年度分）

１　都立高校運動部活動強化拠点の指定

全国大会に出場することを具体的目標として実績を上げている運動部活動を、都立高校におけるスポーツの隆盛や競技力向上の牽引役として、スポーツの強化拠点として七つの部活動を指定し、競技力向上を推進した。

２　都立高校運動部活動強化拠点の取組

(1)　都立高校運動部活動強化拠点の指定

サッカー、ソフトテニス、ハンドボール、バスケットボール、陸上競技（駅伝）、剣道、相撲の７種目において、７校７部活動を指定した。

【実績等】　全国大会出場の顕著な実績、関東大会出場や東京都ベスト８といった全国大会出場を狙える上位に位置する好成績を残した。

競技	学校名・部活動名	平成 25 年度の最高実績
サッカー	都立駒場高等学校 サッカー部（男）	全国高等学校サッカー選手権大会東京都大会 ベスト 16
ソフトテニス	都立清瀬高等学校 ソフトテニス部（男女）	全国高等学校総合体育大会出場（男子個人）
ハンドボール	都立東大和高等学校 ハンドボール部（男）	関東高等学校ハンドボール大会出場 全国高等学校総合体育大会出場
バスケットボール	都立城東高等学校 バスケットボール部（男）	関東高等学校男子バスケットボール大会出場
陸上競技	都立若葉総合高等学校 陸上競技部（男女）	関東高校駅伝競走大会男女出場 （関東高校駅伝競走大会６年連続出場）
剣道	都立富士高等学校 剣道部（男女）	関東高等学校剣道大会出場（女子）
相撲	都立足立新田高等学校 相撲部（男）	全国高等学校総合体育大会出場

課　題	1　都立高校において、全国大会レベル競技力を有する運動部活動を恒常的に設置・維持し、スポーツ強化の拠点とすべき学校又は運動部活動の指定を検討していく必要がある。

今後の取組の方向性	1　強化拠点に指定した運動部活動の取組を検証し、強化拠点における課題解決の方向性等について検討していく。 2　平成 26 年度全国高等学校総合体育大会（インターハイ）の開催や 2020 オリンピック・パラリンピックに向けて、都立高校スポーツの競技力向上の強化拠点の方向性を検討していく。

基本方針３	「総合的な教育力」と「生涯学習」の充実

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	体	担　当	指導部	
		取組の方向	6	健康・安全に生活する力を培う

主要施策	【25　防災教育の充実】 首都直下地震等を想定し、緊急時の心構えや対処を学ぶため、全都立高校で一泊二日の宿泊防災訓練を実施するとともに、消防、警察、自衛隊等と連携した防災訓練や救助訓練、備蓄食準備訓練などを行う。また、防災教育推進校を指定し、「防災活動支援隊」の結成、学年単位による上級救命講習の受講、宿泊防災訓練、施設訪問体験学習、推進校の教員の被災地等へ視察等の取組を支援する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：65,589 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

1　都立高校における防災教育の推進

(1)　全都立高校一泊二日宿泊防災訓練の実施

- 全ての都立高校 178 校の校内で実施
- 発災時を想定した避難生活の疑似体験（就寝訓練や備蓄食準備訓練）
- 主な連携先

  消防署 166 校（93.3%）、消防団 87 校（48.9%）、区・市役所 73 校（41.0%）

  警察署 63 校（35.4%）、自衛隊(東京地本) 6 校（3.4%）

  外部のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ団体 33 校（18.5%）

(2)　都立高校防災教育推進校 15 校の指定

- 防災教育推進校

  足立工業高等学校、六郷工科高等学校、つばさ総合高等学校、八潮高等学校、三宅高等学校、神津高等学校、杉並総合高等学校、板橋高等学校、農芸高等学校、調布南高等学校、八王子北高等学校、府中西高等学校、南平高等学校、田無工業高等学校、久留米西高等学校
- 二泊三日宿泊防災訓練の実施

  連携機関(宿泊場所)　東京消防庁（東京消防庁消防学校）

  日本赤十字社東京都支部（外部施設）

  防衛省自衛隊（朝霞駐屯地、外部施設）

  訓練内容　上級救命講習、応急救護訓練、D級ポンプ放水訓練、救急搬送訓練

  担架作成・搬送訓練等
- 防災活動支援隊の結成（生徒が主体的に訓練を企画）
- 教師による被災地視察並びに視察内容に基づく教材の作成

(3)　生徒による防災サミットの開催（平成 25 年 12 月 22 日(日)実施）

防災教育で培った知識や技能を生徒同士の主体的な交流を通して深化

「生徒による防災宣言」の作成・発表

(4)　防災フォーラムの開催（平成 26 年２月 28 日(金)実施）

地域との連携を重視した防災教育を推進した都立高校の実践事例を共有

課　題	**1　一泊二日宿泊防災訓練** 学校が一時避難所となった場合を想定した訓練の実施 防災活動支援隊を全校で設置し、自校の防災に関する取組の企画・立案、地域と連携した防災活動の充実 **2　防災教育推進校** 消防学校等の外部機関（日本赤十字社、自衛隊）との連携が一層必要 生徒の防災に係る意識の更なる高揚

今後の取組の方向性	1　防災活動支援隊の編成及び活動の状況を調査し、調査結果を全都立高校に周知するとともに、防災サミットを開催して情報を共有するなどし、各学校の防災活動の一層の充実を図る。 2　外部機関（東京消防庁、日本赤十字社、自衛隊）との連携を一層深めるとともに、地域住民と連携した実践的な訓練の更なる充実を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【26　養成段階における実践的な指導力の育成】** 教員の大量退職、大量採用が続く中で、優秀な教員を確保するため、新規に採用される教員が、採用前から実践的な指導力を身に付けられる機会を提供する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：65,622 千円　　従事職員数　18 人（指導主事等　18 人）】

1　東京教師養成塾

(1)　対　象

小学校教諭一種免許状課程認定大学で、東京都教育委員会が連携する大学に在籍し、推薦基準に基づき学長が推薦した大学４年生及び大学院２年生 150 人。

(2)　講座内容

ア　特別教育実習（年間 40 日以上）

教師養成指定校において、年間を通し、原則として週１回の実習及び５日間（年３回）の連続実習を行うことにより、各教科等の指導や学級経営を学び、実践的指導力や柔軟な対応力を培う。

イ　講義（年間９回）

「夢や希望をもち続ける」「国際的な視野をもつ」などのテーマにより、学校教育をめぐる様々な課題や広く教養を高めるための講義を通して、視野を広げ社会性を養う。

ウ　ゼミナール（年間 14 回）

「学級づくりの基礎」「保護者との信頼関係を築くために」などのテーマにより、演習やワークショップ等を通して、各教科等の専門性や指導技術の向上及び学級経営における実践的指導力を身に付ける。

エ　体験活動（連続した５日間　平成 25 年度は 26 企業・事業所等）

夏季休業中を利用し、受け入れ先の企業等での就業体験を通して、教師としての使命感や志を高め、社会人としての責任ある態度を養う。10 月に体験活動報告会を実施する。

【実績等】

年度	応募者数	入塾者数	修了者数	年度	応募者数	入塾者数	修了者数
18	113 名	102 名	98 名	22	178 名	150 名	149 名
19	110 名	110 名	94 名	23	206 名	150 名	148 名
20	159 名	145 名	139 名	24	165 名	150 名	145 名
21	203 名	151 名	146 名	25	186 名	149 名	142 名

・　修了生訪問を実施し、採用校の管理職からの聞き取りでは、塾生の良い評価を得た。

・　平成 25 年度の修了者 142 名全員が、平成 26 年４月１日に東京都の公立小学校の教員として配置された。

２　教職大学院との連携

東京都教育委員会は、都内五つの教職大学院と連携のための協定を結び、大学に「共通に設定する領域・到達目標」を提示するとともに、実習のための連携協力校を提供し、大学と連携して学部新卒学生を教員として養成している。このため、教職大学院において、都が示したカリキュラムの内容が適切に実施されているか把握する必要がある。そこで、連携協議会を設置し、大学及び連携協力校を訪問し、授業観察と大学及び連携協力校関係者、学生等からのヒアリングにより、「共通に設定する領域・到達目標」の履行状況及び成果・課題等について評価を行った。

【実績等】

- 平成 25 年度の院生のために大学に提供した連携協力校　166 校
- 平成 25 年度評価を実施するために訪問した学校数　大学：５大学　連携協力校：５校
- 平成 25 年度東京都教育委員会と教職大学院との連携協議会２回及び教職大学院連携協力校連絡会１回開催
- 平成 25 年度に採用した学部新卒学生　43 名

平成 24 年度に新規採用された教職大学院修了者の所属長への追跡調査の結果
教職大学院での学びを生かしている、ある程度生かしていると回答した所属長の数（n=40）

領域①	領域②	領域③	領域④	領域⑤
教育課程の編成	実施各教科の指導方法	生徒指導・教育相談	学級経営・学校経営	学校教育・教員の在り方
31 人	34 人	32 人	30 人	33 人

（平成 25 年 11 月～12 月調査）

３　採用前実践的指導力養成講座

採用候補者名簿に登載された者を対象として、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるように、11 月から３月までの期間に、学級経営等に関する講座「実践的に学ぶ学級経営・学習指導」、「実践的に学ぶ特別支援教育」、「保護者との信頼関係を築くために」を全員に受講させた。また、教科等に関する講座として、学校に採用される前に子供とともに運動を楽しむ機会を設定する「からだであそぼうウイーク」、苦手とされる理科の観察・実験を効果的に授業に取り入れられるよう「楽しく演出する理科実験講座」、「昆虫・動物ウォッチング」、道徳の時間の指導方法の基礎を学ぶ「道徳の実践的指導力向上」、外国語活動の意義や指導方法の基礎を学ぶ「外国語活動の実践的指導力向上」を実施した。

【実績等】

- 「実践的に学ぶ学級経営・学習指導及び特別支援教育」
  …都内公立学校 267 校（延べ）で実施
- 「保護者との信頼関係を築くために」…教職員研修センターを会場として６日間実施
- 「からだであそぼうウイーク」…都内公立小学校 35 校を会場として実施
- 「指導者講習会」…都内公立小学校３校を会場として実施
- 「楽しく演出する理科実験講座」…東京学芸大学を会場として６日間実施
- 「昆虫・動物ウォッチング」…多摩動物公園を会場として４日間実施
- 「道徳の実践的指導力向上」…教職員研修センターを会場として８日間実施
- 「外国語活動の実践的指導力向上」…教職員研修センターを会場として３日間実施

施策の取組状況（平成二十五年度分）	

・　名簿登載者数、免除者数、対象者及び各講座の受講者数（平成 25 年度）

名簿登載者	免除者等	対象者	学級経営等に関する講座	保護者との信頼関係を築くために	教科等に関する講座
2,614 名	981 名	1,633 名	1,651 名	1,762 名	3,668 名

課　題

1　東京教師養成塾については、来年度から特別支援学校コースを新設するため、講座の充実を図るとともに、効果的な募集のための広報を工夫する必要がある。

2　教職大学院については、実習校との事前打合せや教育実習中の指導、並びに研究授業等への指導等、大学が教育実習生への指導を適切に行っているか、効果検証をする必要がある。

3　採用前実践的指導力養成講座については、受講者や会場となる学校の状況を踏まえて、内容・規模や運営・日程等を工夫する必要がある。

今後の取組の方向性

1　東京教師養成塾については、連携大学において特別支援学校コースの広報活動を行うとともに、新たな連携大学を募集する。

2　教職大学院については、採用された教職大学院修了者が、大学で学んだことを学校でどのように生かしているかを、教職大学院修了者全員とその所属長に対し、質問紙による追跡調査を実施する。

3　採用前実践的指導力養成講座については、平成２５年度の成果を検証し、講座内容等を改善・工夫して充実を図り、今後も継続的に実施する。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	人事部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【27　優秀な教員の確保】** 採用選考における受験者数の確保に向けた取組を一層推進するとともに、大学や他県との連携を強化し、優秀な教員の確保に努める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：179,604 千円　　従事職員数　7 人（事務等　7 人）】

1　平成 26 年度教員採用候補者選考（平成 25 年度実施）の実施状況

(1)　教員採用候補者選考の実施状況

【実績等】・応募者数　19,096 人、受験者数　16,284 人、合格者数　2,598 人
倍率　6.3 倍（平成 24 年度実施　5.7 倍）

ア　地方会場における第一次選考の実施

東京会場に加え、仙台会場、神戸会場、福岡会場において、第一次選考を実施した。

【実績等】・受験者数　東京　11,921 人、仙台　527 人、神戸　955 人、福岡　750 人

イ　「小学校教諭教職課程カリキュラム」の内容を反映した選考の実施

より実践的な指導力が備わっているか等を評価するため、小学校全科の第一次選考における論文の出題内容及び第二次選考の集団面接において、本カリキュラムを踏まえた選考を実施した。また、大学推薦において、大学が作成した「評価票」を基に面接を実施した。

ウ　小学校全科「理科コース」の実施

小学校理科教育の一層の充実を図るため、小学校全科（理科コース）を実施し、理科教育に精通した教員を確保した。

【実績等】・応募者数　65 人、受験者数　57 人、合格者数　13 人

エ　特別支援学校小学部と小学校全科の併願の実施

特別支援学校小学部の受験促進を図るため、小学校全科との併願を実施した。

【実績等】・特別支援学校小学部受験者数　164 人、併願者数　129 人

オ　都と連携する教職大学院修了予定者に対する採用選考の実施

実践力に優れた教員を確保するため、都教育委員会と連携する教職大学院修了予定者を対象に、大学推薦の枠組みの中で選考を実施した。

【実績等】・推薦者数　57 人、受験者数　57 人、合格者数　40 人

カ　大学推薦（特別推薦）の実施

地方の優秀な受験者を確保するため特別推薦を実施した。

【実績等】・推薦者数　12 人、受験者数　11 人、合格者数　7 人

キ　東京教師養成塾生を対象とした特別選考の実施

教員を学生の段階から養成するため実施している東京教師養成塾生を対象とした特別選考を実施した。

【実績等】・応募者数　149 人、受験者数　147 人、合格者数　143 人

(2)　他県と連携した協調特別選考の実施

秋田県及び高知県の２県で協調特別選考を実施した。

【実績等】・合格者数　秋田県　５人、高知県　４人、計　９人

(3)　スポーツ・文化・芸術特別選考

スポーツ・文化・芸術に秀でた教員を確保するため、特別選考として実施した。

【実績等】・合格者数　７人

２　採用選考ＰＲの充実

(1)　採用選考説明会の実施

都内会場での説明会を実施するとともに、社会人が参加しやすいよう引き続き夜間説明会を実施した。また、大学との連携強化を図るため、大学説明会を実施した。

【実績等】・春季説明会　50 大学　約 1,800 人

都庁夜間説明会２回　約 900 人　　地方８会場　約 720 人(4 月実施)

都庁説明会４回　約 2,400 人（３月実施）

・秋季説明会　75 大学　約 3,400 人　　都庁夜間説明会２回　約 1,000 人

(2)　「教員採用ナビ」による教員採用のＰＲ

東京の教育の魅力や学校の魅力を全国の教員志望者に対して様々な機会を通じて伝えるため、若手教員を「教員採用ナビ」として、採用説明会におけるパネリスト及びメールマガジン原稿執筆等において活用した。

【実績等】・委嘱人数　27 人

(3)　学校見学会の実施

東京都の教員を目指している学生等を対象に、「東京都の教育」や「東京の子供たち」に対する理解をより深めてもらうため、都内の公立学校において、授業見学や給食指導参観など学校の様子を実際に体験する学校見学会を３回実施した。

【実績等】・参加者数　257 人

(4)　ツイッターの発信

課独自のツイッターにより、選考関係の情報発信を行った。

【実績等】・平成 26 年１月 31 日現在の登録者数　3,340 人

(5)　メールマガジンの発行

【実績等】・週２回　　平成 26 年１月 31 日現在の登録者数　11,489 人

(6)　転職情報サイトでの積極的な情報発信

３　教員採用候補者名簿登載者への支援

(1)　教員採用候補者名簿登載者向けホームページによる情報提供

教員採用候補者名簿登載者が、採用後に教員としての職務を円滑にスタートできるよう、採用前に身に付けておきたい知識や採用前実践的指導力養成講座の講義内容の動画等、採用前に役立つ情報を提供した。

(2)　「任用前学校体験」の実施

新規採用予定者に対して採用前に学校環境に慣れるため、採用決定後から任用されるまでの間に学校経験を積む機会を提供することを目的として、区市町村教育委員会及び各学校において実施した。

課題	1　東京都の教員の大量採用は、今後も数年間続くことが見込まれるが、首都圏（神奈川県、千葉県、埼玉県）においても、この数年間、大量採用の傾向が続いている。一方、地方では、徐々に採用者数の増加が見込まれており、今後、全国的に応募者の獲得競争が激化する中、教員の質の維持・向上のために応募者の確保に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性	**1　全国の大学との連携強化** 大学の就職支援室への働き掛けを強化するとともに、大学関係者との意見交換会の実施や選考状況等を大学へフィードバックするなど、きめ細かい情報交換を通じて、大学との連携を強化し、信頼関係を高めることで、応募者数の増加を図る。 **2　教員採用PR活動の充実** 新たに開設した都教育委員会のホームページから独立した教員採用選考専用ホームページにより受験者への情報提供を充実させるとともに、メールマガジン及びツイッターによる発信内容を充実させ広報活動を強化する。 **3　教員採用候補者名簿登載者への支援の充実** 教員採用候補者名簿登載者専用のホームページにより、e－ラーニングによる研修、採用前実践的指導力養成講座の案内及び採用前に役立つ情報の提供等を充実させることで、名簿登載者が任用後に教員としての職務を不安なく開始できるよう、支援する。

基本方針２	「豊かな個性」「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	【28　若手教員育成研修】 初任から３年目までの若手教員等に対して、東京都の教員として求められる力を確実に身に付けるための研修を充実する。

【予算額：105,227 千円　　従事職員数　５人（指導主事　５人）】

１　若手教員育成研修の実施

東京都教育ビジョン（第３次）の取組の方向７「教員の資質・能力を高める」を踏まえ、１年次（初任者）、２年次及び３年次教員に対して教員として必要な知識･技能・資質を身に付けさせる研修を実施する。

また、採用から３年間をかけて、教員に求められる四つの力（学習指導力、生活指導力・進路指導力、外部との連携・折衝力、学校運営力、組織貢献力）の基礎的･基本的な力量形成を図る。

２　研修の実施状況【実績等】

(1)　若手教員育成研修の体系

施策の取組状況（平成二十五年度分）

研修名		概要	研修項目と実施回数	
			校内における研修	校外における研修
１年次（初任者）研修		東京都教員人材育成基本方針に定められた教員に求められる四つの力に関する基礎的･基本的な力量の育成を図る。	・学習指導力 120 時間以上 ・学習指導力以外 60 時間以上	・研修センターにおける研修 10 回 ・課題別研修　６回以上 ・宿泊研修　２泊３日
期限付任用教員任用時研修			・学習指導力 120 時間以上	・研修センターにおける研修 10 回
新規採用者研修	養護教諭		15 日程度	・研修センターにおける研修 10 回 ・夏季集中　２日
	栄養教諭		15 日程度	・研修センターにおける研修 10 回
	実習助手		６日程度	・研修センターにおける研修　６回
	幼稚園		10 日程度	・研修センターにおける研修　９回
２年次研修		「学習指導力」「生活指導力・進路指導力」を中心として実践的指導力の促進を図る。	・学習指導力 15 時間以上 ・学習指導力以外 15 時間以上	・研修センターにおける研修　３回
３年次研修		「外部との連携・折衝力」「学校運営力・組織貢献力」を中心として課題解決力の拡充を図る。	・学習指導力 10 時間以上 ・学習指導力以外 20 時間以上	・研修センターにおける研修　２回

施策の取組状況（平成二十五年度分）

(2)　受講対象者数の推移（平成22年度から実施）

（単位：人）

	１年次				２年次			３年次		
年度	小・中	高・特	新規採用者	合計	小・中	高・特	合計	小・中	高・特	合計
22	2,602	736	137	3,475						
23	2,689	684	168	3,541	1,975	593	2,568			
24	2,771	855	202	3,828	2,256	587	2,843	1,934	606	2,540
25	2,336	765	228	3,329	2,588	818	3,317	2,160	560	2,720

受講者及び管理者への評価アンケート調査より、「３年間」の若手教員育成研修が有効であると思うと肯定的な回答をした割合は次の通りであった。

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
受講者	90.6 %	85.7 %	89.3 %	92.1 %
校長	91.1 %	93.2 %	94.5 %	93.5 %
副校長	92.2 %	94.3 %	96.5 %	95.6 %

課　題

１　３年間の若手教員育成研修について、都内全都立学校・区市町村立学校の４年次教員及び４年次教員在籍校の管理職を対象にアンケートを実施した。その結果、管理職から「社会人としての接遇・マナー」の重要性、ＩＣＴの活用やメンタルヘルスケア等の新たな教育課題に対応した研修の必要性、受講者からシラバスソフトの改善の必要性等の指摘があった。

２　いじめ防止、体罰の根絶、食物アレルギー対応等、東京都の喫緊の教育課題に対応した研修が必要である。

今後の取組の方向性

１　アンケート結果を受け、以下の取組を行う。

(1)　「外部との連携･折衝力」「学校運営力・組織貢献力」の力量形成のため、研修内容の一層の充実を図る。

(2)　受講者がより活用しやすくなるよう、シラバスソフトの工夫・改善を行う。

(3)　学校現場等のニーズを把握するため、学校へのヒアリング調査等を継続して行う。

２　喫緊の教育課題への対応のため、以下の取組を行う。

(1)　都立学校において、第１回～第３回の研修を入都した全ての者が受講できるように変更し、東京都の教育課題について共通の理解をもたせる。

(2)　研修テキストに、いじめ防止、体罰の根絶、食物アレルギー対応等の内容を反映させる。

(3)　新たに、いじめ防止、体罰の根絶、食物アレルギー対応に関する研修を充実させる。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	人事部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	
	【29　学校リーダー育成プログラム】　新規 将来、各地区・各学校で中核となって活躍する教育管理職候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、将来性のある若手教員を選抜し、学校、区市町村教育委員会、学校経営支援センター、教育庁人事部、東京都教職員研修センターが連携して、計画的・継続的にキャリア形成を図り、学校マネジメント能力を育成するためのプログラムを構築、推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：1,757 千円　　従事職員数　14 人（管理主事　14 人）】

１　学校マネジメント講座の実施

校長、区市町村教育委員会・学校経営支援センターが選抜した 30 代主任教諭２年経験以上の者を対象に、キャリア形成や学校マネジメント関わる講座を実施した。

【実績等】

- 51 区市町村教育委員会で 379 名、３学校経営支援センターで 136 名、計 515 名受講した。
- 講座内容としては、「教員のキャリアパス」、「教育管理職からの講話」、「危機管理」、「地域・保護者からの期待」、「服務管理」、「人材育成」、「学校予算」等をテーマに参加型講座を実施した。

２　学校リーダー育成特別講座モデル事業（平成 25 年８月７日　中野ゼロホール）

今年度は試行的に行い、受講者の声を生かして次年度以降の本格実施に備える目的で、学校マネジメント講座受講者の希望者を対象に実施した。当日は、千葉大学　天笠茂教授、東レ経営研究所佐々木常夫特別顧問、ＮＫＳ能力開発センター　福田昌安氏を招へいし、講演やパネルディスカッション、演習など様々な形態の講座を実施した。

【実績等】

- 47 区市町村教育委員会で 197 名、３学校経営支援センターで 76 名、計 273 名受講
- 受講者のアンケート結果から、受講者の約８割が管理職への意識が高まったとの回答が得られた。

課　題

１　学校マネジメント講座受講者数については、初年度の取組ということもあり、区市町村教育委員会ごとに大きな差が見られた。また、全体的に中学校主任教諭の受講者数が低迷しており、学校サイドまでの周知・理解が十分ではなかったことが原因と考えられる。そこで、26 年１月から、重ねて区市町村教育委員会に本事業のねらいや受講者数一覧等を示し、周知を図るとともに、中学校校長会にも直接情報提供を行い、周知・理解を図った。今後も積極的に周知を図る必要がある。

課　題	2　来年度から本格実施する「学校リーダー育成特別講座」をステータスの高い講座と位置付けるために、その実施内容や方法、周知等について、都教委のプランに民間企業のノウハウ等を積極的に取り入れ質の高さを担保していく必要がある。 3　受講者が他地区に異動後も学校リーダーや管理職候補者として継続的に育成できるよう、履歴登載や異動カードの工夫を図り、受講者のフォローを行っていく必要がある。

今後の取組の方向性	1　センター連絡会や室課長連絡会、校長会等を活用して本事業の周知徹底を図り、恒常的に受講者が確保できるよう努める。 2　「学校リーダー育成特別講座」については民間委託事業として、都教委のプランに民間のノウハウを生かした質の高い講座としていく。また、この講座を受講した者については、教育管理職選考受験を前提に育成していく。 3　本プログラムと東京都教職員研修センターのリーダー養成研修を連動させ、本プログラム受講者には積極的にリーダー養成研修に参加させるなど、計画的・継続的に育成を図る。 4　各区市町村教育委員会で実施している学校マネジメント講座の優れた講座内容や方法を収集し、各地区等で活用できるよう発信していく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	人事部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	
	【30　指導教諭の活用と拡充】 ベテラン教員の指導の経験やノウハウ等を若手・中堅教員に継承するとともに、教員全体の「プロ意識」の涵(かん)養や能力・専門性の向上を図るため、学習指導において高い専門性を有し、他の教員に対して優れた指導力を有する指導教諭を都立学校において任用し、個々の教員が自ら成長しようとする意欲を引き出し、都立学校全体の指導力を高めていく。また、小・中学校における指導教諭の任用に向けて検討を進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：0 千円　　従事職員数　0.7 人（事務等　0.7 人）】

1　指導教諭の職の設置

下記(1)から(6)までの職務を通じて他の教員に教科等の指導技術を普及させる職として、平成 25 年度から都立高等学校及び都立特別支援学校に指導教諭の職を設置し、主幹教諭と同じ指導職層に位置付けた。平成 26 年度からは区市町村立学校においても職の設置を行う。

≪指導教諭の職務内容≫

(1)　校内ＯＪＴ（自校において校内ＯＪＴを実施する。）
(2)　模範授業（模範授業及び研究協議会を実施する。）
(3)　公開授業（他の教員に対し授業を見学させる機会を設ける。）
(4)　個別相談（自校において、他の教員へ学習指導に関する指導・助言を行う。）
(5)　授業支援（他校の求めに応じて授業を観察し、指導・助言を行う。）
(6)　教科指導資料等開発（優れた教科等指導のための教材開発等を行う。）

2　配置計画数・任用数・模範授業実施状況

【配置計画数・任用数】

校種	配置計画数※	平成 25 年度任用数
都立高等学校	約 80 名	7 名（国語３、数学２、英語２）
都立特別支援学校	約 40 名	7 名（視覚１、聴覚１、肢体又は病弱１、知的４）
小学校	約 210 名	
中学校	約 130 名	

※上記の配置計画数は５年間程度で順次配置する。

【模範授業の実施状況】

校種	平成 25 年度実施回数
都立高等学校	22 回
都立特別支援学校	21 回

3　指導教諭を活用したＯＪＴの仕組みの構築

・　指導教諭を活用した各学校における教科等の指導技術向上のための校内ＯＪＴのモデルを提示した。
・　ＯＪＴ推進モデル校を指定し、指導教諭を活用した校内ＯＪＴへの取組を推進した。

課　題	1　計画的に指導教諭の任用を行うための人材の育成とともに、指導教諭を活用した校内ＯＪＴの仕組みを定着させることが必要である。

今後の取組の方向性	1　都内公立学校における計画的な指導教諭の任用に向けて、必要な情報提供を行うなど区市町村教育委員会及び東京都学校経営支援センターとの連携を緊密に進めていく。 2　各都立学校における指導教諭を活用したＯＪＴの取組状況を検証し、教科主任を活用したＯＪＴとの連携を進めるなど、更なる活用に向けた指導・助言を行う。また、小・中学校においても区市町村教育委員会を通じて各学校におけるＯＪＴの取組状況について検証を行うことにより指導教諭を活用した仕組みの定着を図っていく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【31　研究員事業の推進】** 都内各地区の教育研究活動の中核となる教員の育成を図るため、教育研究員事業を推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：14,526 千円　　従事職員数　4 人（指導主事　4 人）】

1　教育研究員の設置

教育研究員は、都内各地区の教育研究活動の中核となる教員を養成することにより、東京都の教育の質の向上に資するために設置する。

2　実施及び運営の内容

(1)　共通研究テーマ等

共通研究テーマを「新学習指導要領に対応した授業の在り方」とし、教育研究員は、東京都教育委員会の指導方針に従い、担当統括指導主事及び指導主事の下、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等に関する教育内容と教育方法等の実践的研究を行った。

(2)　教育研究員の人数及び部会数

346 名、42 部会

(3)　総会の開催

４月に総会を開催し、研究主題、年間活動計画の検討等を行った。

(4)　月例会

教育研究員の所属校等を会場とし、原則として毎月１回、部会ごとに設定した研究主題についての研究を行った。

(5)　宿泊研究会

２泊３日で研究主題についての研究を行った。

(6)　部会別発表会

研究のまとめとして、研究報告書を作成するとともに、教育研究員の所属校等を会場として 、授業公開、研究発表、研究協議等を通して研究の成果を発表した。

課題

1　学習指導要領に示された教科等の目標や内容等を踏まえ、研究内容の一層の充実を図る。

2　主幹教諭・指導教諭、主任教諭など、教育研究員にふさわしい教員を確保していく。

今後の取組の方向性

1　平成 26 年度は、教育研究員を 360 名規模に拡充を図る。

2　東京教師道場、教育研究員、研究開発委員会など、教員の育成に関わる各事業の体系化を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【32　指導主事等の海外派遣】** 指導主事等の資質・能力の向上を図るため、指導主事等を海外に派遣する研修を実施し、諸外国の教育行政制度等に関する研修・研究を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：29,467 千円　　従事職員数　3 人（指導主事　3 人）】

1　海外派遣研修の取組

(1)　目的

指導主事及び教員を海外に派遣し、諸外国の学校運営や教科指導等に関する専門知識及び外国における教育行政制度及びその運営の実態、その他必要な事項について調査研究させ、東京都の教育の充実に資する。

(2)　選考方法

「指導主事及び教員海外派遣研修派遣者選考委員会」を設置し、東京都教育委員会及び区市町村教育委員会から推薦された候補者より派遣者を選考する。

(3)　派遣内容

ア　指導主事

大学院等での研究等や現地の教育委員会、学校及び教育機関の視察、インターンシップを通して、日本と異なる教育行政制度及びその運営の実態、学校経営の専門的知識、国際バカロレアの教育制度及びその指導方法・指導内容などについて学ぶ。

イ　教員

大学等での研究等や現地の教育委員会、学校及び教育機関の視察、インターンシップを通して、日本と異なる教育事情、学校経営や指導方法等の専門的知識、国際バカロレアの教育制度及びその指導方法・指導内容などについて学ぶ。

【実績等】

(1)　研修期間　　平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日まで

(2)　派遣国及び派遣者　　グレートブリテン及び北アイルランド連合王国（ イギリス）
指導主事１名、主任教諭２名

課題

1　各区市町村教育委員会及び都内公立中・高等学校・特別支援学校等に対して、平成 25 年度の研修・研究成果の普及を図る。

2　派遣研修生の研修状況を把握し、指導・助言を適切に行い、研修・研究を一層深め、東京都の教育の充実に役立てていく。

今後の取組の方向性

1　平成 26 年度から、本事業を改編し、中学校及び高等学校の英語科教員 140 名を選抜して３か月間海外の大学に派遣する。（**【9　英語教育の推進】**参照）

基本方針１	「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部、人事部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【33　体罰を根絶する指導の推進】**　新規 体罰は暴力行為であり、絶対にあってはならない。研修等を通して、子供の指導に関わる全ての者に、体罰は決して許されないという認識を徹底するとともに、学校として組織的な指導体制を確立し、体罰を根絶していく。体罰等の実態調査結果を踏まえるとともに、体罰調査委員会の設置による事実関係の解明、体罰のない部活動指導の在り方を検討する委員会の設置、弁護士が受け付ける通報窓口の設置等、様々な方策を講じることにより、学校から体罰を一掃する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：9,393 千円　　従事職員数　3.6 人（事務等　0.6 人、指導主事　3 人）】

１　体罰根絶に向けた総合的な対策の策定

【実績等】

・　平成 24 年度末に部活動指導等の在り方検討委員会を設置し、６回（25 年度は５回開催）の検討を踏まえ、体罰根絶に向けた総合的な対策について協議し、平成 25 年９月に検討委員会提言として取りまとめ、教育委員会に報告した。

・　部活動指導の在り方検討委員会の提言を踏まえ、平成 26 年１月に、都教委として平成 25 年度及び平成 26 年度以降に取り組むべき対策を策定した。

２　体罰関連行為のガイドラインの活用

【実績等】

・　体罰関連行為のガイドラインを基に、教員はもとより、児童・生徒、保護者を交えて視覚的に確認し共通認識を深めることができるよう、実際の指導場面を映像化した視聴覚ビデオ（ＤＶＤ）を 2,400 部制作した（全公立学校・区市町村教育委員会等に配布）。

３　教員の意識を改革する研修

経験年数や職層に応じて、全ての研修機会を教員としての力量形成の場と位置付け、体罰防止に関連する研修を繰返し研修した。２年次、３年次研修については、体罰根絶に向けた教員研修用パンフレット「生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて」を配布し、研修冒頭に統括指導主事より、体罰根絶について指導を行った。

【実績等】

・　若手教員育成研修

○１年次（初任者）研修・期限付任用教員任用時研修	１回実施	合計	1,017 名受講
○２年次研修	４回実施	合計	818 名受講
○３年次研修	４回実施	合計	560 名受講
○新規採用養護教諭研修・新規幼稚園教諭研修等	４回実施	合計	228 名受講

・　１０年経験者研修　　６回実施　　合計　1,698名受講
・　東京都教師道場　　合計　1,010名受講
・　夏季集中講座　　合計　　209名受講
・　教育管理職研修　　４回実施　　合計　1,118名受講
・　教育管理職候補者研修　　10回実施　　合計　1,348名受講
・　その他の職層研修（主幹教諭・主任教諭等）　　27回実施　　合計　4,638名受講
・　専門性向上研修（139 講座）

施策の取組状況（平成二十五年度分）

４　都内公立学校における体罰の実態把握

【実績等】

・　平成 24 年度に実施した都内公立学校の教職員及び児童・生徒を対象とした体罰等の実態調査結果をとりまとめ、平成 25 年５月 23 日に、「都内公立学校における体罰の実態把握について（最終報告）」を公表した。

・　都立学校において発生した重大な体罰の発生原因や背景を解明し、解決すべき課題を明らかにするため、体罰調査委員会を設置し、５回（25 年度は２回開催）の検討を踏まえ、平成 25 年５月に体罰調査委員会報告書をとりまとめ、公表した。

・　平成 24 年度に引き続き、都内公立学校における平成 25 年度に発生した体罰等又はその疑いのある事案の実態を的確に把握するため、平成 25 年 11 月 22 日付けで、教職員を対象とした聞き取り調査及び児童・生徒を対象とした質問紙調査を内容とする「平成 25 年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握について（依頼）」を都立学校長及び区市町村教育委員会教育長宛てに通知した。

５　体罰事故に係る服務事故再発防止研修の改善・充実

【実績等】

・　平成 25 年 11 月から、順次、体罰事故を起こした全ての教員に対して服務事故再発防止研修を実施することとしたほか、体罰事故を起こした教員が抱える課題や動機により注目した研修内容とすること、区市町村教育委員会や学校経営支援センターと連携して継続的に学校の体質改善を図ることなど、体罰事故に係る服務事故再発防止研修の改善・充実を図った。

課題	１　体罰根絶に向けた総合的な対策を基に、各担当において、体罰根絶に向けた取組を着実に推進する。

今後の取組の方向性	１　体罰根絶に向けた総合的な対策におけるそれぞれの取組と実施スケジュールを踏まえ、学校や区市町村教育委員会と一体となって、計画的に体罰根絶に取り組んでいく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	福利厚生部	
		取組の方向	7	教員の資質・能力を高める

主要施策	**【34　教職員のメンタルヘルス】** 全教職員に対する定期健康診断でのストレス検査の実施、昇任副校長を対象とした「副校長ベーシックプログラム」の実施、新規採用教員を対象とした個別のカウンセリングの実施等、メンタルヘルス事業の展開を図る。さらに、休職者が円滑に職場復帰し、再発を予防するため、「リワークプラザ東京」による学校訓練を中心とした復職に向けた支援を実施する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：300,670 千円　　従事職員数　2.5 人（事務等　2.5 人）】

1　教員のメンタルヘルス対策

都公立学校教職員を対象とし、早期自覚、早期対処を基本方針とした、メンタルヘルス対策を推進している。主な事業は、以下のとおり。

(1)　精神疾患の早期自覚・早期対処に向けた取組

ストレス検査の実施、土日相談窓口の設置など相談体制の充実

(2)　「リワークプラザ東京」（職場復帰訓練支援機関）の運営

精神疾患により休職した教員が円滑に職場復帰を行うため、常駐の臨床心理士や復職アドバイザー等を「リワークプラザ東京」に配置して、面接や電話相談を行い、復職に向けたプログラムを作成し、復職を支援するとともに、再休職の予防を図っている。また、管理職等へのきめ細かな助言・指導を行っている。

(3)　啓発活動

新規採用職員向け啓発冊子の配布（平成 26 年２月）

全教職員向け啓発冊子の配布（平成 26 年３月）

(4)　「副校長ベーシックプログラム」の実施

【実績等】

- ストレス検査の実施　　44,551 人に実施（実施率 70.0%）
- 精神保健相談　　電話 1,066 件　面接 339 回
- 早期相談体制の充実　　土曜相談 414 件　日曜相談 428 件
- 訪問相談　　1,370 回
- 心理士派遣（セミナー）　98 回
- 心理士派遣（個別相談）　272 回
- 産業医研修　　３回
- 職場復帰訓練開始承認　　127 件（申請実績）
- 副校長ベーシックプログラム　　10 回　389 名

課題	1　ストレス検査の受診割合を向上させる。 また、検査実施後の教職員をメンタルヘルス相談に誘導する方法を検討する。 2　「リワークプラザ東京」での復職支援事業のデータの蓄積を関係部署へフィードバックする。 また、引き続き、再休職予防策を検討する。 3　メンタルヘルス事業の更なる周知・啓発を図る。 4　労働安全衛生法の改正案について、今後の動向を見つつ対応を検討する必要がある。 5　副校長ベーシックプログラムについて、研修内容及び実施場所を引き続き検討していく。

今後の取組の方向性

○　教員のメンタルヘルス対策

引き続き、早期自覚、早期対処を基本方針とし、メンタルヘルス対策事業を充実させていく。

1　ストレス検査受診の勧奨と早期相談体制の充実

精神疾患による休職者数は、依然として 500 人を前後し、高止まり状況が続いている。全教職員に対してストレス検査を実施し、メンタルヘルス不調の早期発見、早期自覚につなげ、メンタルヘルス相談へ誘導する。

また、土曜日及び日曜日に教員に特化した相談窓口を設置し、相談体制の充実を図る。

2　「リワークプラザ東京」の運営

(1)　精神疾患による休職者のうち復帰訓練実施者の属性、休職の要因・過去の休職歴、訓練時及び復帰後の状況等に係る調査・多角的分析を実施し、対応策を検討する。

(2)　関係部との連携

休職者等の情報や「リワークプラザ東京」による調査・分析結果等を庁内関係部課で共有、蓄積し、効果的な活用を図る。

3　周知啓発活動の充実

(1)　啓発冊子の配布、啓発用ＤＶＤを使った各所属での研修実施の推進

(2)　校長連絡会、区市指導室課長会の活用によるメンタルヘルス事業の周知

(3)　メンタルヘルス講習会に講師（臨床心理士）を派遣

(4)　ハンドブックの改訂

4　労働安全衛生法の改正への対応

心理的な負担の程度を把握するための検査について、法改正の動向を注視し、対応を検討していく。

5　副校長ベーシックプログラム

副校長が、セルフケア及びラインケアの意識を身に付け、互いに支え合うことのできるつながりを創出する場を提供し、副校長の管理職としての職務能力の向上を図る。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	**【35　都立高校改革の推進】** 真に社会人として自立した人間を育成するため、新しい都立高校改革推進計画に基づき、学校の設置目的に応じた育成すべき生徒像を明確にし、教育内容の充実を図り、生徒一人一人の潜在能力を顕在化し伸ばす教育を実践する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：0 千円　　従事職員数　3.8 人（事務等　3.8 人）】

１　都立高校改革推進本部

平成 24 年２月に策定した「都立高校改革推進計画第一次実施計画」における各事業について、庁内関係部間の総合調整及び進行管理を行うため、都立高校改革推進本部を設置した。

【実績等】

- 第１回（平成 25 年６月７日）
  ＜議事：「多様なタイプの学校の改善に係る検討委員会の検討内容について」ほか＞
- 第２回（平成 25 年８月８日）
  ＜議事：「平成 26 年度予算要求概要について」ほか＞
- 第３回（平成 25 年 12 月 13 日）
  ＜議事：「第二次実施計画の策定について」ほか＞
- 第４回（平成 26 年３月 25 日）
  ＜議事：「平成 25 年度第一次実施計画の進捗状況について」ほか＞

２　計画事業進行管理

「都立高校改革推進計画第一次実施計画」における各事業について、事業ごとの当該年度の到達点及びスケジュール等の実施計画を取りまとめ、進行管理表を作成した。また、適宜更新を行うなど進行管理を行った。

【実績等】計画事業数　70 事業

課題

１　都立高校改革推進計画第一次実施計画の着実な実施

計画事業数が 70 事業と非常に多いことから、適切な進行管理を行う必要がある。

今後の取組の方向性

１　都立高校改革推進計画第一次実施計画の着実な実施

引き続き、都立高校改革推進本部の開催及び進行管理表による進行管理を行う。

２　都立高校改革推進計画第二次実施計画の策定準備

平成 27 年 11 月頃策定予定の第二次実施計画の策定に向け、第一次実施計画の成果の把握や課題抽出、新規事業の検討など、関係部課との調整を進める。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部・指導部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	【36　ものづくり人材の育成】 専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：14,442 千円　　従事職員数　４人（事務等　１人、指導主事　３人）】

１　デュアルシステムの推進

生徒に実践的な技術・技能を身に付けさせるため企業において長期の就業訓練を行い、それを単位認定し、企業と生徒の双方が合意すれば卒業後にその企業に就職できる東京版デュアルシステムを、六郷工科高校、北豊島工業高校、葛西工業高校、多摩工業高校及び田無工業高校において実施した。また、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を新たな取組として行った。

２　高等専門学校編入のための接続プログラムの実施

複線型人材育成ルートを充実するため、高等専門学校４年次に都立工業高校の卒業生から一定数を受け入れる編入学制度を設けている。編入を円滑に行うため、編入予定生徒に対して各工業高校で夏季休業期間中に数学の補講を行ったほか、春季休業期間には高等専門学校において数学及び専門科目の講義を実施した。

【実績等】

・　高等専門学校編入者　　平成 25 年４月編入：14 人、平成 26 年４月編入：８人

３　ものづくり人材育成プログラム

教育プログラムとして、特定分野推進校６校（蔵前工業高校、田無工業高校、葛西工業高校、府中工業高校、墨田工業高校、工芸高校）を指定し、熟練技能士や職人、人間国宝等を講師として招へいして授業を行い、専門的な教育を実施した。また、研修プログラムとして、産業労働局と協定を締結し、職業能力開発センターの指導員との技術交流研修を実施した。さらに、大学や企業の協力により、高大連携、企業派遣による実習設備研修を実施した。

【実績等】

・　ものづくり講座：都立工業高等学校 18 校

研修参加人数（生徒数）

年度	22	23	24	25
実績	7,436 人	8,908 人	6,574 人	8,316 人

課題	1　工業高校５校における東京版デュアルシステムを継続的かつ効果的に実施できる体制を整備する必要がある。 2　産業界が求める多様な人材を安定的かつ重層的に輩出するため、工業高校及び高等専門学校を核とするものづくりの複線型人材育成ルートの活用を推進する必要がある。 3　普通科志向の高まり等に伴い、ものづくりに興味をもって工業高校に入学する生徒数が低迷している。工業高校の教育内容の充実のため、これまで以上に外部人材の活用した教育活動を充実させるとともに、工業高校の教育課程や施設・設備を十分に活用できるよう、今後も指導技術に関する研修会を実施し、生徒・保護者のほか、中学生やその保護者に、ものづくりの魅力を周知する必要がある。

今後の取組の方向性	1　産業界の代表者も委員に加えた各校のデュアルシステム推進委員会等を活用して、デュアルシステムの受入企業を拡大するための調整を図るほか、デュアルシステム協力企業における教員派遣研修を実施するなど各学校におけるデュアルシステムの充実に資する支援を行う。 2　補講等の接続プログラムの実施、工業高校生への編入学制度の効果的な周知などにより、工業高校から高等専門学校への編入希望者の増大を図る。 3　工業高校において特定分野の技術を習得する教育プログラムの実施や産業労働局と連携した実習を通して、工業高校の活性化・特色化を一層推進するとともに、即戦力となるものづくり人材の育成を図る。また、工業高校のＰＲ活動の充実・強化を推進し、ものづくり人材の育成を図る。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部、指導部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策

【37　都立専門高校技能スタンダード】　新規

専門高校においては、企業が求める専門的技術・技能を有する人材等を育成するため、「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進等、社会の期待に応える人材の育成を進める。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：0 千円　　従事職員数　5 人（事務等　1 人、指導主事　4 人）】

1　「都立専門高校技能スタンダード」事業の推進

都立専門高校の生徒の専門性の向上を図るため、専門高校において生徒が身に付けるべき専門分野に関する主な技術・技能の具体的な内容を「都立専門高校技能スタンダード」として平成 25 年４月に策定し、推進校において取組を開始した。

また、推進校での実施状況を踏まえ、都立専門高校技能スタンダードの改善を実施するとともに、新たに家庭科と福祉科の技能スタンダードを検討し、これらを平成 26 年２月に改訂版として取りまとめた。

【実績等】

・　都立専門高校技能スタンダード（農業科・工業科・商業科）
　平成 25 年４月策定、平成 26 年２月改訂
　推進校 10 校：農業科２校・工業科５校・商業科３校

農芸高等学校 農業高等学校	総合工科高等学校 杉並工業高等学校 荒川工業高等学校 墨田工業高等学校 府中工業高等学校	芝商業高等学校 第四商業高等学校 荒川商業高等学校

・　都立専門高校技能スタンダード（家庭科・福祉科）
　平成 26 年２月策定

課題

1　推進校において蓄積された本事業に関するノウハウの他校への普及

2　家庭科・福祉科の推進校による都立専門高校技能スタンダード事業の推進

今後の取組の方向性

1　推進校の取組状況を共有するため、推進校とそれ以外の専門高校との意見交換を行う場を設けるなどにより、平成 27 年度からの全校実施につなげていく。

2　家庭科については忍岡高校、福祉科については野津田高校において、都立専門高校技能スタンダード事業の取組を推進する。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	**【38　東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画の実現】** 特別支援教室モデル事業や、特別支援教育を実施する際に必要な体制整備に関するモデル事業を、昨年度に引き続き実施する。また、知的障害が軽い生徒を対象として専門的な職業教育を行う知的障害教育部門と肢体不自由部門（小学部・中学部・高等部）を併置する都立志村学園を平成25年４月に開校する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：352,064千円　　従事職員数　6.2人（事務等　6.2人）】

１　特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実

(1)　個別の教育支援計画に基づく支援の充実

検討委員会を年３回実施し、昨年度までに開発した「学校生活支援シート」及び「学校生活支援ファイル」の活用と引き継ぎの在り方の検討を行った。

【実績等】

- 研究協力校（小学校２校、中学校３校、高等学校２校、特別支援学校４校）で引き継ぎに関する実践的な研究を実施した。
- 引き継ぎ事例をまとめた指導資料集（高等学校の指導資料とあわせた資料集として）を65,000部作成し、区市町村教育委員会及び都内公立学校教員に配布した。

(2)　自閉症教育の充実

都立知的障害特別支援学校小学部・中学部の自閉症教育の成果を高等部につなぎ一貫した自閉症教育を実施するため、高等部における学習環境の整備や作業学習の指導内容・方法の検討を行った。

【実績等】

- 外部専門家（学識経験者）２名を含む検討委員会を年３回実施した。
- 都立知的障害特別支援学校高等部設置校４校を研究指定校に指定し、作業学習の授業研究を中心とした実践的な研究を実施した。
- 外部専門家による高等部の教員向けの発達検査講習会を年２回実施した。
- 指導資料集を2,500部作成し、都立特別支援学校に配布した。

(3)　障害が重複する児童・生徒の教育の充実

障害が重複する児童・生徒の教育内容・方法の充実のため、複数の障害教育部門を併置した学校の利点を生かした特色のある教育実践の在り方について検討を行った。

【実績等】

- 外部専門家（学識経験者）２名を含む検討委員会を年３回実施した。
- 教育部門を併置する都立特別支援学校４校と今後併置化する学校１校の計５校の研究指定校から、１２事例を収集し観点の整理を行った。
- 指導資料集を6,500部作成し、都立特別支援学校の教員に配布した。

(4)　病院内教育の充実

病院内訪問教育における教科指導の内容・方法の充実を図るため、e-ラーニングシステムの効果的な活用について検討した。

【実績等】

- 外部専門家（学識経験者）２名を含む検討委員会を年３回実施した。
- e-ラーニングシステムの学習コンテンツを 20 コンテンツ作成した。

２　都立特別支援学校の適正な規模と配置

知的障害が軽い生徒を対象とした将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とする高等部職業学科と肢体不自由教育部門を併置する志村学園を開校した。

また、肢体不自由教育部門（小中高）と知的障害教育部門（小中）を併置する鹿本学園及び知的障害教育部門（小中）の青山特別支援学校の設置に向けた取組を推進した。

【実績等】

- 都立志村学園（知的：高（職）、肢体不自由：小中高）の開校
- 都立青山特別支援学校（知的：小中）の開校準備
  （平成 25 年度開設準備室設置、平成 26 年度開校）
- 都立鹿本学園（知的：小中、肢体不自由：小中高）の開校準備
  （平成 24 年度、平成 25 年度開設準備室設置、平成 26 年度開校）
- 都立東部地区学園特別支援学校（仮称）（知的：高（職）、肢体不自由：小中高）の開校準備
  （平成 25 年度、平成 26 年度開設準備室設置、平成 27 年度開校（肢体不自由は平成 29 年度設置））

３　区市町村における特別支援教育推進体制

平成 24 年度から平成 26 年度までの３か年計画で、これまでの子供が動く通級指導体制から、全小学校に発達障害のある児童が在籍していること前提にした教員が動く巡回指導体制へ移行するため、子供の在籍校で指導を行う特別支援教室モデル事業を実施し、区市町村立小学校の特別支援教育体制の整備を支援している。

目黒区、北区、狛江市及び羽村市をモデル地区に指定し、各地区において特別支援教室方式の導入に向けた課題の把握、その解決策を検討している。

平成 25 年度は、各地区共通の課題として①指導開始・終了判定システムの在り方　②特別支援教室での指導内容・方法と指導体制について　③通級指導方式から巡回指導方式に切り替えることによる未指導児童への指導の拡大について等について検証した。

４　都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

(1)　発達障害の生徒の指導に関する理解推進

発達障害の生徒の指導に関する理解推進に向けて研修会を実施した。

【実績等】

- 講習会の実施（平成 25 年 10 月３日実施）
  「各学校における支援体制の構築及び改善・充実」をテーマに、高等学校及び大学における発達障害のある生徒、学生への支援の事例を知ることで、高等学校等で必要な指導や支援についての理解を深めた。（高校の教員を中心に 258 名の参加）

(2)　都立高等学校等における特別支援教育体制の充実

各学校経営支援センターで特別支援教育コーディネーターの協議会を実施し、高等学校の特別支援教育コーディネーターの研修及び情報交換を行った。

【実績等】

・　協議会の開催

各学校経営支援センターで都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターと都立高等学校の特別支援教育コーディネーターとの協議会を年２回行った。

(3)　都立高等学校等における特別支援教育推進体制整備モデル事業の実施

都立高等学校等における特別支援教育推進体制の構築に向けて、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による学習支援の充実、進路指導体制整備の促進、特別支援教育コーディネーターの機能強化等を行う。

【実績等】

・　モデル事業の実施

≪モデル事業実施校≫

大江戸高等学校（チャレンジスクール）

秋留台高等学校（エンカレッジスクール）

浅草高等学校（昼夜間定時制）

≪実施体制≫

１校１名、特別支援コーディネーターを専任化

・　検討委員会の実施

特別支援教育推進体制整備の拡充に向け、検討委員会を実施

(4)　個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会を設置し、高等学校の実態に応じた個別の教育支援計画、個別指導計画の活用のモデルを検討した。

【実績等】

・　検討委員会の開催

個別の教育支援計画や個別指導計画の作成・活用に関する検討委員会を開催し、高等学校の実態に応じた個別の教育支援計画、個別指導計画の活用のモデルの検討を年３回行った。

・　指導資料の作成、配布

指導資料を 65,000 部作成し、都内公立学校全教員に配布した。

５　副籍制度による交流及び共同学習の充実

４区市教育委員会及び学識経験者を含めた「副籍制度改善検討委員会」を開催し、これまでの副籍制度の成果及び課題等を整理し、新たなガイドラインの作成に向けた協議を行った。

【実績等】

・　４区市（千代田区、北区、青梅市、羽村市）をモデル地区に指定し、新たな手続の手順と様式の試行を実施した。

・　事業成果報告会で平成 27 年度入学生から新たな副籍制度を実施するため、周知を図った。

・　新たな副籍ガイドライン（副籍ガイドブック）を 4,000 部作成し、区市町村教育委員会、公立小・中学校及び都立特別支援学校に配布した。

課題	**1　特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実** ○　これまで検討委員会の検討を踏まえた報告書等を作成して、各学校等に配布してきた。これらを活用して一人一人の障害に応じた教育の内容を充実していく必要がある。 **2　都立特別支援学校の適正な規模と配置** ○　特別教室で行う学習活動に影響が生じている一方、日中の時間帯によっては、普通教室の使用率が低い状況がある。 **3　「特別支援教室モデル事業」について** ○　現状では、通級指導学級に対する教員配置基準で実施をしているが、巡回指導に対する教員配置基準を検討する必要がある。 ○　在籍校では、個別指導がメインとなっており、小集団を活用した指導を実施するにはいたっていない。 ○　各モデル地区では、拠点校のＯＪＴ中心に専門性の向上を図っているところであるが、教員１人で複数の児童を指導する方法や教科の補充指導の実践について授業研究を実施する必要がある。 **4　都立高等学校における特別支援教育体制の充実** ○　講習会にはまだ一部の都立高等学校の教員の参加となっている。多くの都立高等学校の教員の参加を促していく必要がある。 **5　副籍制度における交流及び共同学習の充実** ○　平成 27 年度入学生から「副籍ガイドブック」による副席制度を実施するため、区市町村教育委員会や都立特別支援学校に周知を図っていく。

今後の取組の方向性	**1　特別支援学校における一人一人の障害に応じた教育の充実** ○　平成 26 年度から平成 28 年度は、これまでの研究開発の成果を各学校に対して普及・定着を図っていく。そのため、研究成果に基づく授業研究を行い、指導事例集等を作成していく。 **2　都立特別支援学校の適正な規模と配置** ○　多様な学習活動に対応できる教室の整備や施設の柔軟な利用の在り方などに関する新たな指針を策定し、学校や児童・生徒の実態に応じた教育環境を整備することにより、障害特性や発達段階に応じた教育活動の充実に努めていく。 **3　「特別支援教室モデル事業」について** ○　全ての区市町村に適応できる汎用モデルではなく、区市町村の地域の実情に応じてアレンジが可能なモデルを示し、区市町村教育委員会が主体的に巡回指導体制を確立する。 ○　平成２６年度は、引き続き指導規模拡大の検証などモデル地区での取組を支援する。 ○　都立特別支援学校との連携、小学校での校内研究及びＯＪＴによる巡回指導担当教員の専門性を向上させる仕組を区市町村教育委員会が主体的に検討するための支援をする。

今後の取組の方向性	**4　都立高等学校における特別支援教育体制の充実** ○　今後も都立高等学校の教員を対象とした講習会を継続して実施していく。 **5　副席制度における交流及び共同学習の充実** ○　平成 26 年度に、区市町村教育委員会と都立特別支援学校対象の説明会を実施する。また、交流及び共同学習の一層の充実のため、交流事例集等を作成していく。

基本方針２	「豊かな個性」と「創造力」の伸長

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	
	【39　問題行動等への対策の強化】 児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに、不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。また、スクールカウンセラーを都内の全公立小・中・高校に配置するとともに、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について、学校や教育委員会からの相談に応じる第三者的相談機能の充実を図る。さらに、いじめ問題に関する今後の施策に生かすため、学識経験者等による専門家会議を設置するとともに、過去の事例等を基に、いじめに関する総合的な調査研究を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：21,812 千円　　従事職員数　10 人（指導主事　10 人）】

１　学校サポートチームの設置の促進

問題行動等への対応や未然防止に組織的に取り組むための「学校サポートチーム」を平成 21 年度に都内公立全中学校、平成 22 年度に都内全公立小学校に設置した。

２　セーフティ教室の実施

児童・生徒が非行防止・犯罪被害防止に関する学習活動に取り組むとともに、教職員や保護者、地域、関係機関等による協議会を、都内全公立学校において実施した。

３　サイバー犯罪対策シンポジウムの実施

児童・生徒がサイバー犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするために知識や技術を身に付け、情報モラルを高めるための授業及び学校、行政関係者、警察関係者によるシンポジウムを実施した。

【実績等】

- テーマ「サイバー犯罪から子供たちを守るために～サイバー空間での関わり方を学ぶ～」
- 開催日：平成 25 年 11 月 25 日
- 参加者数：　271 人（教育関係者、保護者、警察関係者等）

４　不登校・若者自立支援フォーラムの実施

不登校の体験談や不登校の解消に向けた具体的な取組事例を紹介し、学校、保護者、行政、地域の連携により、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた支援等の充実を図るためのフォーラムを開催した。

【実績等】

- 平成 25 年９月３日教職員研修センターで開催
- 参加者数：　489 人（教員、保護者、地域関係者、行政関係者等）

施策の取組状況（平成二十五年度分）	**5　教育相談センター** 電話相談、来所相談及び電子メールによる相談を引き続き実施するとともに、学校や家庭への人的支援や相談体制の充実を図った。 **【実績等】** **○　電話相談、来所相談及び電子メールによる相談** ・　電話相談：教育相談　12,203 回、高校進級・進路･入学相談　5,782 回 ・　来所相談：教育相談　5,294 回、高校進級・進路･入学相談　743 回 ・　メール相談：　319 回 ・　いじめ相談ホットライン：　2,208 回　※いじめを主訴とする電話相談回数 **○　学校や家庭への支援** ・　専門家アドバイザリースタッフの派遣　61 回 ・　不登校児童生徒やその保護者への支援 進路相談会の実施：　５回　参加者数合計：延べ 453 組　延べ 720 人 ・　高等学校中途退学者への支援（青少年リスタートプレイス） 電話相談の回数：　247 回　来所相談の回数：　333 回 つどいの回数：　８回　　参加者数合計：　233 人 ・　都立学校や区市町村教育委員会の研修会等への派遣回数：　83 回 **○　教育相談体制の充実** ・　教育相談ネットワークの強化 教育相談主管課長会の開催数：　１回　　参加者数：　55 人 教育相談担当者会議の開催数：　３回　　参加者合計：　283 人 教育相談所（室）主催の研修会への講師派遣回数：　14 回 ・　都立学校における教育相談体制の充実 都立学校教育相談担当者連絡会の開催数：　２回　参加者数：　407 人

課　題	1　問題行動の多様化 暴力行為、いじめ、不登校の状況等は多様化、複雑化、深刻化しており、学校や保護者、地域、関係関が一体となった対応や未然防止の取組を継続的に推進することが必要である。 2　暴力行為への対応 小学校における暴力行為の発生件数が増加しており、暴力行為への組織的な対応や未然防止の取組の充実を図ることが必要である。 3　個々のケースに応じた対応の充実 問題行動には、友人関係や学業不振、家庭の問題など、様々な背景や要因があり、個々の状況に応じたきめ細かい支援を行うことが必要である。 不登校児童・生徒数及び出現率は、小学校において横ばい、中学校においては減少傾向にあり、未然防止や個々の状況に応じた支援の充実を一層図り不登校児童・生徒の減少を継続的に図ることが必要である。

今後の取組の方向性	1　犯罪防止・犯罪被害者理解者教材やいじめ防止教材を活用した指導の推進 都内全公立小・中学校において、セーフティ教室の内容の充実に加え、犯罪防止・犯罪被害者理解教材ビデオ「ＳＴＯＰ！それは犯罪だと気付いていますか」などを活用した指導を実施する。 2　啓発事業の一層の充実 「サイバー犯罪対策シンポジウム」の内容の充実を図り、学校関係者、保護者、地域等への啓発を一層推進する。 3　関係機関等との連携の促進 警視庁生活安全部及び家庭裁判所等との連携並びに区市町村教育委員会生活指導担当指導主事及び学校における生活指導担当者との連携を強化し、非行防止･犯罪被害防止教育の充実や問題行動等への対応や未然防止のための行動連携を促進する。 4　学校支援の強化 学校への支援策として、問題行動の未然防止、早期解決のため、「家庭と子供の支援員」の配置を拡大し、その成果を普及していく。 5　生命尊重を基盤とした生活指導の充実 児童・生徒の生命に関わる重大な事故の発生を未然に防止するための通知を発出するとともに、「児童・生徒を自殺等の深刻な事態に至らせないために～周りにこのような児童・生徒はいませんか～」などを活用し、児童・生徒の自殺の未然防止を図る。 6　スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用 スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーなどによる個別のカウンセリングや支援の充実を図る。

基本方針１	人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	
	【40　総合的ないじめ対策の実施】 児童・生徒の健全育成を推進するため、学校、家庭、地域、関係機関との連携により、問題行動等の未然防止、早期解決を行うとともに、不登校の未然防止や学校復帰率の向上を図る。また、スクールカウンセラーを都内の全公立小・中・高校に配置するとともに、学校だけでは解決困難ないじめ等の問題について、学校や教育委員会からの相談に応じる第三者的相談機能の充実を図る。さらに、いじめ問題に関する今後の施策に生かすため、学識経験者等による専門家会議を設置するとともに、過去の事例等を基に、いじめに関する総合的な調査研究を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：3,468,484 千円　　従事職員数　3 人（指導主事　3 人）】

1　いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）の策定

平成 24 年 10 月に設置した、いじめに関する専門家会議において、東京都教職員研修センターによる「いじめ問題に関する研究」を踏まえ、いじめ問題に対応する視点や取り組むべき内容について検討・協議し、教育委員会及び公立学校において実施すべき具体的な対策を以下の四つのポイントを柱に未然防止、早期発見・早期対応、重大事態への対処の各段階ごとにまとめ、公表した。

ポイント１　教員の指導力の向上と組織的対応　《学校一丸となって取り組む》
ポイント２　子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す　《被害の子供を守る》
ポイント３　いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり　《周囲の子供に働き掛ける》
ポイント４　保護者・地域・関係機関との連携　《社会総がかりで取り組む》

2　スクールカウンセラーの公立小・中・高等学校への全校配置

学校における教育相談を充実させ、いじめの未然防止やいじめを受けた児童・生徒や加害の児童・生徒のカウンセリングを行い、心理面でのケアを行うため、公立小・中・高等学校全校にスクールカウンセラーを配置し、学校における教育相談の充実を図った。

【実績等】

平成 25 年度スクールカウンセラー配置学校数：
2,116 校（小学校 1,298 校、中学校 630 校、高校 188 校）

＜相談回数＞　小学校　466,266 回　　中学校・中等教育学校　247,783 回　高校 45938 回
＜スクールカウンセラーを講師とした研修会の回数＞
小学校　1,690 回　　中学校・中等教育学校　733 回　　高校　372 回

3　いじめ等の問題解決支援チームに係る相談対応

学校だけでは解決が困難な場合に、東京都教育相談センターの学校問題サポートセンター内に設置したいじめ等の問題解決支援チームを活用して、相談を実施した。

【実績等】

平成 25 年４月１日から平成 26 年３月 31 日までの相談件数：　10 件
いじめ等の問題解決支援チームを結成し対応した件数：　７件

施策の取組状況（平成二十五年度分）

4　いじめの実態及び対応状況把握のための調査の実施

「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」を平成25年９月に実施し、平成25年４月１日から平成25年９月30日までのいじめの発生状況や端緒、態様等について調査を実施した。

	小学校	中学校 中等教育学校	高等学校	特別支援学校
認知件数	4,483件	3,410件	222件	36件
いじめの疑いがある件数	682件	548件	42件	２件

5　スクールソーシャルワーカーの配置

児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、教育分野に加え、社会福祉分野における専門的な知識等を用いて、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒に支援を行うためにスクールソーシャルワーカーを希望のある地区に配置した。

【実績等】

配置地区数：37区市町　　（スクールソーシャルワーカー数　85人）

支援対象児童・生徒数　3,699人　　訪問回数　のべ16,162回

6　いじめ問題に関する実践的調査研究

「いじめ問題に関する研究」は、都教育委員会が推進するいじめの総合対策の一環として位置付けられたものであり、有識者、保護者、学校関係者などから構成される研究推進本部会議を４回実施し、調査研究、事例研究をまとめ、平成26年１月24日に「いじめ問題に関する研究」中間報告会でその内容を発表した。参加者は427人であった。

研究の成果は、「いじめ問題に関する研究報告書」にまとめ、年度末に約3,000部作成し、次年度に都内公立学校に配布する予定である。

また、研究で明らかになったことやいじめに関する専門家会議で課題をなったことをまとめ、授業や校内研修等で活用できる指導資料「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を年度末までに64,500部作成し、次年度の経費により都内公立学校の全教員に配布する予定である。

課　題

1　いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）を都内の公立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校で確実に実行するため、区市町村教育委員会と連携し、「いじめ総合対策チェックシート」等を利用し、定期的に学校が状況を点検、評価を行う必要がある。

2　平成25年度に配置したスクールカウンセラーの効果的な活用の状況について、学校及びスクールカウンセラーからの報告を基に課題を把握し、改善を図る必要がある。

3　「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」を都内公立学校において実施できるよう、各学校への周知を徹底する必要がある。

今後の取組の方向性	1　「いじめ総合対策チェックシート」を活用して、各校が、自校のいじめ問題の取組状況を日常的にチェックするよう研修会等を通して周知する。 2　区市町村立学校だけでなく、都立学校全校にも学校サポートチームを設置し、関係機関との連携を図ることができるようにする。 3　児童・生徒がいじめについて相談しやすくするため、都内公立小･中・高等学校、中等教育学校全校に配置したスクールカウンセラーを活用し、小学校５年生、中学校１年生、高校１年生の全児童・生徒を対象に面接を実施する。 4　学校いじめ対策委員会（仮称）を都内公立学校全校に設置するとともに、いじめ問題を担当する教員を対象とした研修会を公立学校全校を対象に実施し、組織的な対応を推進、強化する。 5　東京都教職員研修センターが作成した「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」について研修会等を通じて周知し活用を推進するとともに、授業や校内等での研修の効果を測定するために、都内公立学校にアンケートを実施し、取組状況等を把握する。 6　アンケート結果から得られた課題を整理し、「いじめ問題に対応できる力を育てるために－いじめ防止教育プログラム－」の更なる実践的な活用を目指し、改訂を含めた検討を行う。 7　いじめ防止対策推進法の施行を受け、東京都におけるいじめ問題への対策を推進するため、東京都におけるいじめ防止条例（仮称）、いじめ防止基本方針（仮称）、いじめ総合対策をあわせて策定する。 8　スクールソーシャルワーカーの配置の拡大を図るとともに、効果的な支援を推進するため、スクールカウンセラー等との連携を図った取組などの情報を各学校に提供する。 9　「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」を継続実施し、各学校の状況を把握するとともに、各学校のいじめ問題への取組について意識啓発を継続的に行う。

基本方針１	「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部、指導部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	**【41　外国人の子供に対する教育の充実】** 都立高校における外国人生徒の受け入れ体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握し、「在京外国人生徒対象」の適切な募集枠の在り方について検討を進める。また、日本語が必要な外国人生徒に対し、外部人材を活用した支援を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：15,000 千円　　従事職員数　1.5 人（事務等　0.5 人、指導主事　1 人）】

１　実態の把握

毎年実施している「日本指導が必要な外国人生徒の受入状況等に関する調査」における都独自の調査に、「在京外国人生徒対象」の応募資格に相当する在籍期間の中学３年生の中学校卒業後の進路希望調査項目を加え、生徒のニーズ把握に努めた。

【実績等】・平成 25 年度　日本語指導が必要な外国籍の生徒数　140 人

２　「在京外国人生徒対象」枠の設定の検討

これまでの「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入状況等に関する調査」や都立高校における外国人生徒数、入学者選抜の応募状況等を踏まえ、都立国際高校、都立飛鳥高校及び都立田柄高校以外の都立高校における「在京外国人生徒対象」枠の必要性を検討した。

３　日本語指導の充実

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、学校内における教科の取り出し指導、学校外における日本語指導等、特別な指導を受けていない生徒を対象として、外部人材を活用した授業の補助を中心とする指導に対する支援を年間にわたって実施する。

【実績等】・　平成 25 年度　15 校、52 名が活用（高等学校）
中国語：23、英語（タガログ語含む）：17、タイ語：３、
その他：９（ビルマ語、ベンガル語、ベトナム語、アラビア語、スペイン語２、ネパール語２、セブアノ語）

課　題

１　引き続き、日本語指導が必要な外国人生徒数の動向や、都立高校全体における在京外国人生徒の実態、受入状況を把握する必要がある。

２　都立高等学校・特別支援学校における日本語指導が必要な外国人生徒の状況の把握を継続するとともに、学校側のニーズを実施報告書から把握し、日本語指導の充実に向けた取組が必要である。

今後の取組の方向性

１　中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適切な募集枠の在り方について検討していく。

２　引き続き、日本語指導が必要な外国人生徒の指導に必要な条件整備を行っていくとともに、実施要綱を見直し、改定するなどの検討を進めていく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	人事部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	【42　都立学校における組織マネジメントの向上】 都立高校において、生徒一人一人の能力等を伸ばす指導を推進するため、業務内容や校務の分担等に関する専門的調査機関による調査結果を基に、モデル校での実践による効果検証等を行い、校長のリーダーシップが生かされる組織マネジメントの向上策を策定する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：0 千円　　従事職員数　1 人（事務等　1 人）】

平成 24 年度に実施した「都立高校における組織マネジメント等調査」（委託調査）に基づき、下記取組を実施した。

1　職層ごとの役割の明確化

都立高校における職層ごとの役割を明確にするため、主幹教諭、主任教諭など、職層ごとに果たすべき役割を示した「執務ガイドライン」を作成した。これをもとに各校では組織的な職層の活用状況の確認を、校長自らチェックシートを用いて行うとともに、学校経営支援センター（以下「センター」という。）では、その状況を校長から聞き取った上で、さらに確認を行い、都立高校とセンター間で課題認識を共有し、センターの適切な支援及び進行管理の下、組織マネジメントの一層の向上を図る。

2　OJT の推進体制の改善

組織的な OJT を推進するため、都立高校で行うべき OJT の取組について、「OJT 診断基準」を作成した。この基準を活用し、校長は自らチェックシートによる診断を行い、自校の OJT の取組状況を確認するとともに、学校経営支援センターは、その状況を校長から聞き取った上で、更に診断を行い、都立高校、センター間で課題認識を共有し、センターの適切な支援及び進行管理の下、OJT の一層の推進を図る。

課　題

1　策定した「執務ガイドライン」「OJT 診断基準」が適切かつ効果的に活用されるように、センターと連携し都立高校に対し、十分に周知し、理解を図る必要がある。

今後の取組の方向性

1　センターにおいて、学校訪問時に各校の取組状況を把握するとともに、連絡会において、センターと本庁関係部署で密に情報交換を行い、都立高校への周知及び活用の徹底を図る。

2　「執務ガイドライン」「OJT 診断基準」による各校の状況把握に基づき、センターと本庁関係部署で組織マネジメントについての成果検証を行い、向上に向けた改善策を検討する。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	【43　教科主任の設置】　新規 教員の組織的な学習指導への取組を強化する観点から、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整を図るとともに、教科指導に関する校内における人材育成の強化を図るため、都立高等学校及び都立中等教育学校に教科主任を設置する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）	【予算額：0 千円　　従事職員数　0.2 人（事務等　0.2 人）】 １　教科主任の設置 生徒の学力向上を図り、教員の組織的な学習指導への取組を強化する必要があるため、平成 25 年度から、都立高等学校・中等教育学校に教科主任及び教科会を置き、教科指導における組織体制を整備した。 【実績等】 ・　193 校(都立高等学校 188 校・中等教育学校５校)中、188 校に教科会・教科主任を設置 （未設置の５校は、学級数・教員数が教科主任・教科会設置基準に達していない小規模校（島しょ地域３校・夜間定時制単独校２校））

課　題	１　ほぼ全ての教科会で、教科主任を中心に年間授業計画の作成や授業進度の調整、評価の調整等に取り組み、都立高等学校・中等教育学校に組織的な教科指導体制を整備したものの、各教科会の個別・具体的な取組内容には学校により差がみられることから、今後、質の向上を図る必要がある。

今後の取組の方向性	１　平成 26 年度から、教科主任・教科会を中心とする組織的な教科指導の実施状況を学校経営支援センターが年間を通じて確認し、各校への継続的な指導を実施するとともに、優れた取組の普及を促進し、質的向上を図る。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部・地域教育支援部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	**【44　公立学校施設耐震化の推進】** 地震発生時における児童・生徒の安全を確保するため、「東京都地域防災計画」等に基づき、非構造部材を含めた公立小･中学校等施設の耐震化の推進を支援する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：2,373,667 千円　　従事職員数　1.7 人（事務等　1.7 人）】

１　東京都公立学校施設耐震化支援事業の取組

(1)　構造体耐震化に関する支援

ア　財政支援（国庫補助事業への補助及び単価差に対する補助）

6 区市町へ補助

【実績等】

○　耐震化率　　公立小・中学校　99.3%　、　公立幼稚園　98.5%

◎　24 年度実績より、公立小・中学校は 1.1%増加、公立幼稚園は 0.4%増加

(2)　非構造部材耐震化に関する支援

ア　財政支援（国庫補助事業への補助及び単価差に対する補助）

23 区市へ補助

イ　区市町村へ専門的技術者（建築士等）の活用を促し、非構造部材の耐震化を支援（文部科学省「公立学校の屋内運動場等の天井等落下防止対策加速化事業」を活用）

【実績等】

○　耐震対策実施率　　公立小・中学校　67.3%　、　公立幼稚園　74.1%

◎　24 年度実績より、公立小・中学校は 5.3%増加、公立幼稚園は 14.4%増加

２　都立学校における非構造部材の耐震化の取組

平成 24 年度に都立学校の体育館における天井材、照明器具、バスケットゴール等の非構造部材の調査･点検を実施し、調査結果を基に、25 年度から必要な耐震化工事を実施している。

また、体育館以外の校舎棟、武道場等の施設の非構造部材についても、平成 25 年度に調査・点検を実施しており、26 年度から必要な耐震化工事に取り組んでいく。

【実績等】

・　体育館吊り天井の落下防止対策：設計 14 校（工事は 26 年度実施予定）

・　照明器具の落下防止対策：工事 26 校

・　バスケットゴールの落下防止対策：工事７校

・　窓ガラス飛散防止フィルム貼付：工事 15 校

課　題	**1　公立小中学校の耐震化完了に向けて** 　都は「2020 年の東京」計画において、公立小・中学校施設の耐震化率を 100%とすることを目標としている。今後は、その目標の達成に向け、区市町村に積極的に働き掛けていく必要がある。 　また、公立小・中学校の非構造部材の耐震化を推進するため、区市町村に積極的に働き掛けていく必要がある。 **2　都立学校の非構造部材の耐震化について** 　都立学校体育館における天井材撤去等の大規模な工事が必要な場合、長期にわたり体育館を使用できなくなるなど、教育活動に大きな影響を及ぼすこととなるため、施工時期や代替施設の確保等について学校との綿密な調整が必要である。

今後の取組の方向性	**1　公立小中学校の耐震化完了に向けて** 　構造体については、文部科学省の交付金や都の補助金を十分活用し、区市町村が「2020 年の東京」計画に掲げた目標に沿って耐震化を進められるよう、引き続き指導・助言を行う。また、国に対して十分な財源措置等を要望する。 　非構造部材についても、区市町村が文部科学省の交付金や都の補助金を十分活用するなどして、耐震化が進められるよう、引き続き支援を実施する。また、国に対して十分な財源措置を要望する。 **2　都立学校の非構造部材の耐震化について** (1)　都立学校体育館における非構造部材の耐震化については、平成 27 年度までに完了させる。 (2)　体育館以外の非構造部材の耐震化についても、平成 26 年度以降、できる限り早期の完了を目指して取り組んでいく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	**【45　市町村立学校の冷房化の推進】** 児童・生徒の良好な教育環境を確保するため、市町村立学校の普通教室の冷房化について支援を行う。

施策の取組状況（平成二十五年度分）	【予算額：457,562 千円　　従事職員数　0.3 人（事務等　0.3 人）】 **1　東京都公立学校施設冷房化緊急支援特別事業の取組** 小・中学校の冷房化に取り組む市町村に対し支援を行うことで冷房化を促進し、良好な教育環境を確保することを目的として、平成 22 年度から 25 年度まで、国庫補助に加えた東京都の独自の補助事業を実施し 25 年度で完了する。 補助対象は公立小・中学校普通教室の冷房設備導入工事であり、平成 25 年度は、9 市町村（49 校）について、補助事業を実施した。 **【実績等】** ・　普通教室への冷房導入率（市町村立小・中学校）　100% ◎　平成 24 年度実績より　5.6%増加

課　題	**1　公立小・中学校の冷房化について** 防音のため窓が開けられない等、早急に教育環境の整備が必要な特別教室の冷房化について、引き続き区市町村に働き掛けていく必要がある。

今後の取組の方向性	1　普通教室の冷房化については、平成 25 年度に完了するが、特別教室の冷房化についても、平成 26 年度から防音性が求められる等の音楽室、視聴覚室、図書室及びパソコン教室について、冷房化支援を実施する。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	都立学校教育部・地域教育支援部	
		取組の方向	８	質の高い教育環境を整える

主要施策	【46　校庭の芝生化の推進】 都立学校の校庭の芝生化を一層推進するとともに、区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭の芝生化を推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：3,081,428 千円　　従事職員数　2.5 人（事務等　2.5 人）】

１　緑の学び舎づくり事業

区市町村教育委員会に対し、校庭の芝生化の整備費や維持管理費の補助を行うほか、芝生の専門家の派遣や芝生リーダー養成講座などの芝生化支援策を実施し、公立小・中学校の校庭芝生化を推進する。

【実績等】

・　実施学校数

年　度	25
学校数（小・中）	52 校

２「校庭芝生化地域連携事業」の実施

学校と地域が連携した校庭芝生化の推進を図るため、平成 21 年度から「校庭芝生化地域連携事業」を公立小･中学校を対象に実施し、芝生の維持管理や多様な文化･スポーツ活動を通じて、子供の健全育成や地域の教育力の向上など、地域と連携した芝生化促進の体制づくりを支援する。

【実績等】

・　実施学校数の推移

年　度	21	22	23	24	25
学校数（小・中）	10 校	21 校	20 校	17 校	21 校

・　主な取組内容

校庭芝生を活用した地域連携による文化・スポーツ活動、芝生の維持管理等

・　情報提供

○　実施校相互の実践事例等の情報交流・交換を図る報告会の実施

○　地域連携活動事例の広報媒体への掲載等

３　都立学校芝生化の推進

【実績等】

	平成 24 年度までの実施状況			平成 25 年度の実績			累　計		
	高等学校	特別支援学校	計	高等学校	特別支援学校	計	高等学校	特別支援学校	計
芝生化学校数	46 校	30 校	76 校	11 校	3 校	14 校	57 校	33 校	90 校
芝生化面積	14.4ha	6.0ha	20.4ha	2.0ha	0.3ha	2.3ha	16.4ha	6.3ha	22.7ha

課題	1　「校庭芝生化地域連携事業」を効果的に推進するには、関係部署と連携し、区市町村教育委員会や校庭芝生化校に対して、一層の事業周知及び活動事例等の紹介などの支援をしていく必要がある。 2　都立高校での芝生化工事中及び養生期間中の代替運動施設確保が困難である。維持管理の負担が大きい。都立高校の場合、体育の授業や部活動への影響があることから、困難度が高い。 3　校庭芝生化のメリットが学校に十分に理解されていない状況が見られる。

今後の取組の方向性	1　平成24年度、東京都教育委員会と19の区市町村教育委員会が全校芝生化を目指して宣言する「校庭芝生化東京宣言」（都の公立学校の全校芝生化を宣言すること。）を行う「東京芝生大会」などの広報活動を行い、校庭芝生化事業の普及を図った。今後も、広報・普及活動を行うとともに、教育庁幹部による区市町村訪問を行い、芝生の教育的効果に関する区市町村教育委員会の認識を深めて、同宣言に賛同する区市町村数を増やし、校庭芝生化校実績を上げていく。 2　平成26年度の「校庭芝生化地域連携事業」は、緑の学び舎づくり補助事業を活用して、校庭芝生化を実施した学校で、都の維持管理の補助期間が終了する校庭芝生化から4年目以降の学校に、本事業の活用を働き掛け、学校と地域が連携した校庭の芝生化の取組への支援を拡大していく。 3　都立学校の芝生化計画については、平成18年12月に策定した「緑の東京10年プロジェクト」に基づき、積極的に導入を推進している。目標である、平成20年度から平成29年度までの10年間で23ｈａの芝生化に向け、確実に推進していく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	９	家庭の教育力向上を測る

主要施策	**【47　乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト】** 人間形成の基礎を築く乳幼児期からの教育の重要性を、乳幼児を持つ全ての保護者に伝えるとともに、区市町村における家庭教育支援の取組を一層促進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：14,323 千円　　従事職員数　１人（事務等　１人）】

１　乳幼児期からの子供の教育の重要性について全ての保護者に伝える取組

(1)　保護者向け資料の作成・配布

科学的な知見を踏まえた乳幼児期の教育の重要性や子供の発達に関する資料を作成し、母子健康手帳配布、健康診査、乳児家庭全戸訪問、ブックスタート事業等の機会を活用して０歳児の保護者に配布した。

【実績等】配布部数：11 万５千部

(2)　生活リズム教材の作成・配布

小学校生活に向けて生活リズムを整え、生活習慣を身に付けるための教材を作成し、入学説明会等を活用し、新小学校１年生の保護者に配布した。

【実績等】配布部数：12 万５千部

(3)　ウェブサイトの運営

パソコン用サイト、携帯電話用サイトの公開及びメールマガジンの配信により、保護者及び支援者に対し、乳幼児期からの子供の教育の重要性や発達に関する情報提供を行った。

２　乳幼児期からの子供の教育支援の取組を地域に定着させる

区市町村における地域の支援人材の育成や人材を生かした支援活動、家庭教育に関する学習機会の提供等を支援した。

課　題

１　全ての子供の健やかな成長発達のためには、子供の教育に関心の低い保護者を含めた全ての保護者を対象に、引き続き、乳幼児期からの教育の重要性の啓発を行うことが必要である。

２　地域において家庭教育支援に取り組む人材の養成や活動を促進し定着させるための区市町村の取組の拡充を図っていく必要がある。

今後の取組の方向性

１　全ての保護者が乳幼児期からの子供の教育の重要性を理解し家庭教育を行えるよう、科学的な知見を踏まえた資料や教材を継続して作成、配布するとともに、支援者に対する情報提供等を継続して行う。

２　区市町村における家庭教育支援の取組を継続して支援し取組の定着を図るとともに、区市町村担当者会、社会教育指導者研修等の機会を通じて本事業の意義や必要性の周知や情報提供を行う。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	学校	担　当	指導部	
		取組の方向	９	家庭の教育力向上を図る

主要施策	
	【48　家庭と学校の連携推進事業】 学校生活において克服すべき課題のある児童・生徒を支援するため、その保護者からの相談に応じるとともに、児童・生徒に直接関わる「家庭と子供の支援員」を学校に配置し、学校を拠点として地域の人材を活用しながら児童・生徒及び保護者を支援する体制を構築する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：99,750 千円　　従事職員数　3 人（指導主事　3 人）】

１　家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為など児童・生徒の生活指導上の課題に対応するため、学校生活における課題の見られる児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を学校に配置する。また。児童・生徒や保護者への支援について専門的な助言を行う「スーパーバイザー」（弁護士・医師・臨床心理士など）を学校に配置する。

【実績等】

- 実施校数：　小学校　110 校　中学校　90 校
- 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの合計数：　514 人
- 家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーの派遣日数　延べ 20,047 日

２　家庭と子供の支援員連絡会の開催

平成 25 年 11 月 21 日に、配置されている各地区の家庭と子供の支援員の代表者と指導主事を対象とした連絡会を開催し、各地区の取組について情報交換や意見交換を行い、効果的な取組について協議した。

課　題

１　児童・生徒への支援を効果的に行うため、家庭と子供の支援員及びスーパーバイザーとスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの役割分担を明確にするとともに、情報の共有を行う必要がある。

２　「家庭と子供の支援員」を生かした組織的指導体制の一層の充実を図る必要がある。

３　継続的な支援に向けて、地域や関係諸機関との連携の強化を図る必要がある。

今後の取組の方向性

１　家庭と子供の支援員の効果的活用について、「家庭と子供の支援員を活用した不登校児童・生徒への対応」（平成 25 年３月　教育庁指導部指導企画課）を活用するなどして周知し、各学校での取組の充実と配置の拡大を図る。

２　配置地区における取組についての情報を共有できる機会を継続的に設定し、取組の充実を図る。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	地域・社会	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	10	地域・社会の教育力の向上を図る

主要施策

【49　学校支援ボランティア推進協議会の設置促進】

学校・家庭・地域・社会が連携・協働し、地域全体で子供の教育を支えるため、「学校支援ボランティア推進協議会」の設置促進に向けて、コーディネーター等の研修や特色ある事例等の情報提供等を充実させ、区市町村を支援する。また、子供たちの社会的・職業的自立に向けた意識を向上させるため、「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組を充実させ、企業・大学・ＮＰＯ等が有する専門的な教育力の教育活動への導入を推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：131,000 千円　　従事職員数　４人（事務等　４人）】

１　「学校支援ボランティア推進協議会」事業の実施

区市町村が主体となって、国庫補助事業「学校支援地域本部事業」を活用し、地域全体で学校教育を支援する体制（学校支援ボランティア推進協議会）づくりを推進し、地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する事業を実施した。

※平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間は、新規事業の導入をより一層促進するため、国庫委託事業として実施した。

【実績等】

・　実施地区数及び学校数の推移

年度	20	21	22	23	24	25
地区数（区市町）	18	21	21	22	21	23
学校数（小・中）	269 校	346 校	521 校	673 校	717 校	788 校

・　主な取組内容
　学習支援活動、部活動支援活動、教育環境整備、登下校の安全確保等

２　推進委員会の開催

教育庁関係課長等で構成する委員会を設置し、区市町村の取組の把握、事業の普及･啓発等について検討を行った。

３　その他

・　「学校支援ボランティア推進協議会事業」報告書の印刷配布：300 部
・　コーディネーター研修（出前研修）の実施
　地域コーディネーターを主な対象に研修を実施した。（８地区）

課題

１　未実施地区での事業実施を促進するためには、本事業の意義や必要性、効果を学校や保護者、地域の関係者等に理解してもらうことが必要である。

２　学校と支援活動の調整やボランティアの確保等を行うコーディネーターの養成と資質向上が必要である。

今後の取組の方向性

１　本事業の実施地区を拡大するため、未実施地区の教育委員会、学校、地域の関係者等に対する事業趣旨の周知徹底や情報提供を通じて、一層の理解促進を図る。

２　本事業を実施する際の要となる、コーディネーターの養成と資質向上のための研修の充実を図る。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	地域・社会	担　当	人事部	
		取組の方向	10	地域・社会の教育力向上を図る

主要施策	【50　教育庁人材バンク】 学校の実態及び児童・生徒、保護者等のニーズに応じた特色ある教育の推進並びに児童・生徒の学力向上等、円滑な教育活動の展開を支援するため、専門家等の外部人材を積極的に活用して学校教育の活性化を図る。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：32,084 千円　　従事職員数　1 人（事務等　1 人）】

1　教育庁人材バンク事業の運営

学校に外部人材の情報を効率的に提供する仕組みとして、平成 22 年度から教育庁人材バンクを設置し、学校現場での複雑化・多様化するニーズに対応するため、様々な分野の優れた外部人材に登録してもらい、都内公立学校に人材情報を提供することにより、外部人材の活用を推進している。

(1)　人材情報の提供

学校からの依頼に応じて、人材情報の提供を行った。

【実績等】

・　分野別紹介状況（延べ人数）

年度	22	23	24	25
教科指導	189 人	2,275 人	2,389 人	2,399 人
日本語指導	17 人	81 人	74 人	66 人
部活動指導	85 人	243 人	196 人	181 人
特別支援対応	346 人	537 人	569 人	537 人
その他	34 人	268 人	308 人	349 人
合　計	671 人	3,404 人	3,536 人	3,532 人

(2)　人材の安定的な供給

ア　退職教職員及びスポーツ指導員については、安定的な人材情報提供を行うため、関係団体との連携を図った。

イ　都内の大学に対して登録者募集のための広報活動を実施するとともに、教員採用候補者選考説明会等において、人材バンク事業の案内を行うことにより、大学生、特に教員志望者の登録促進に努めた。

ウ　様々な分野の人材を確保するため、「広報東京都」に登録者募集案内を掲載し、広く一般に登録を呼び掛けた。

≪広報用印刷物≫　リーフレット 12,000 部、ポスター1,000 部、カード 36,000 部

(3)　登録者の育成

人材バンク登録者を対象とした講座の実施（２回開催）

・　学校において、登録者がボランティア活動をより円滑に行うことができるよう、児童・生徒との接し方等を内容とする講座を開催した。

（第１回　受講者 53 名、第２回　受講者 47 名）

課　題	1　モデル事業として開始してから４年が経過しているが、学校の中には、人材バンク事業の具体的な制度等を知らずに、本事業を活用していないところがある。外部人材の確保に苦労しているにもかかわらず、本事業を活用していないという状況がないよう、事業の普及をより充実させていく必要がある。 2　安定的に人材情報を提供していくためには、常に登録者を確保していく必要があるが、学校が求める条件に応じて情報提供を行っているため、条件に合わずに紹介できない登録者が多くいる。

今後の取組の方向性	1　学校に対して、人材バンク事業の制度理解を深めるため、今後とも様々な媒体を活用して広報を行うとともに、地区教育委員会への広報活動について、より効果的な手段を検討する。また、人材バンク利用に際し、分かりやすく、かつ学校の負担が軽くなるよう努めていく。 2　効果的な活用事例等、他の学校が参考になるような事例や、様々な技能を持つ登録者を積極的に紹介していくことにより、新たな需要を喚起し、多くの登録者に活動の機会を与えるとともに、外部人材を積極的に活用した教育を推進していく。

基本方針４	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	地域・社会	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	10	地域・社会の教育力向上を図る

主要施策	【51　放課後子供教室の定着･促進】 子供たちの放課後等における安全・安心な居場所である「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、コーディネーター等の研修の実施や特色ある事例等の情報収集・提供を充実させ、区市町村を支援する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：1,583,932 千円　　従事職員数　１人（事務等　１人）】

１　「放課後子供教室」の実施

区市町村が実施主体となり、全ての子供を対象に、放課後や週末等に小学校等を活用して、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちに学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の機会を提供することにより、子供たちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業を実施した（国庫補助事業）。

【実績等】　実施地区数及び教室数の推移

年度	22	23	24	25
地区数（区市町村数）	50	51	52	52
教室数	958	1,009	1,049	1,101

２　放課後子供教室推進委員会の開催

「放課後子供教室」の定着・促進を図るため、行政関係者、学校関係者、社会教育関係者、学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、教室の活動内容の充実に関すること及び情報収集・提供に関すること等を検討　　年２回

３　放課後子供教室スタッフ等研修の実施

区市町村が実施する放課後対策事業に関わるコーディネーター等の事業関係者の資質向上を図るための研修を実施　　年５回　受講者数延 397 人

４　情報提供

東京都教育委員会ホームページ、生涯学習情報誌「みんなの生涯学習」を活用した「放課後子供教室」の活動事例等の情報提供

課題

１　「放課後子供教室」の活動内容の充実、障害のある子供の受入促進等、事業を一層推進していく必要がある。

今後の取組の方向性	1　活動内容の充実のため、活動事例、先進的な取組の情報提供を行い、特色ある活動プログラムの実施促進を図る。 2　教育活動サポーターを増配置し、受入態勢の充実を図ることにより、障害のある子供の受入れを促進する。 3　放課後子供教室の運営を担うコーディネーターや教育活動サポーター等を対象とした研修を充実させる。

基本方針　4	「都民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

＜東京都教育ビジョン（第３次）＞

施策の体系	地域・社会	担　当	地域教育支援部	
		取組の方向	10	地域・社会の教育力向上を図る

主要施策

【52　特別支援学校における放課後等の活動への支援】

都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の放課後や土日等における体験活動や交流活動の充実を図るため、人材の確保や支援組織の確立に向けて取り組み、都立特別支援学校での放課後等の居場所づくりを推進する。

施策の取組状況（平成二十五年度分）

【予算額：1,863 千円　　従事職員数　0.3 人（事務等　0.3 人）】

1　都立特別支援学校放課後子供教室推進事業の実施について

放課後や土曜日・日曜日等に交流活動や体験活動を行う支援組織が確立し、支援活動が継続的安定的に実施できる学校において放課後子供教室推進事業(国庫補助事業)を実施し、特別支援学校における児童・生徒の居場所づくりを推進する。

【実績等】

年度	22	23	24	25
実績	２校	４校	５校	７校

2　都立特別支援学校における放課後等活動支援推進事業

放課後や土日等に交流活動や体験活動を行おうとする支援者と学校関係者とで協議会を設置し、支援内容や実施方法についての協議や、支援人材の確保や支援組織の確立などについて検討を行い、国庫補助事業を活用した放課後子供教室推進事業への移行を目指す。

【実績等】

年度	22	23	24	25
実績	６校	６校	８校	８校

課　題

1　特別支援学校における放課後、土曜日・日曜日等の体験・交流活動の実施に当たっては、支援人材をより多く確保する必要がある。

2　支援活動を安定的継続的に実施できる支援組織の体制の確立が不可欠である。

今後の取組の方向性

1　支援人材の確保

学校ごとに障害の種別や程度に対応した支援人材を確保するため、既存事業であるボランティア養成講座を有効活用するなどして地域住民や大学生など支援者確保を促進していく。

2　情報交換の場の設置

都立特別支援学校における放課後等活動支援推進事業実施校の放課後子供教室事業への移行促進や、既に放課後子供教室事業を実施している支援組織の活動の安定化を図るため、支援人材の確保や育成に関する方策、支援組織の確立や運営等について、学校の枠を超えて支援者が集い、先進事例の発表や情報交換を行う場を設ける。

第７　点検・評価に関する有識者からの意見

樋口修資（明星大学教育学部教授）

東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン」に基づき、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を明らかにするとともに、それら主要施策に着実に取り組み、所要の成果を挙げていることは大いに評価できる。その上で、以下に意見を述べたい。

１　学力向上の取り組みについて

「学力向上パートナーシップ事業」及び「都立高校学力スタンダード策定事業」については、学校の質向上を図るための優れた取り組みであり、都民の学校の質向上への期待に応える事業として高く評価できるが、これらの事業の取り組みの結果どのような成果（アウトカム）がみられたのか、定量的な分析評価を行い、その成果と課題を今後の取り組みに反映させるということが必要となると考えられる。今後の事業評価の改善を期待したい。

２　教員の資質・能力の向上について

教員の質向上のためには、現職研修の充実は喫緊の課題である。東京都では初任研を超える３年間にわたる体系的な現職研修を実施していることは大変意義ある取り組みと評価できる。また、将来の教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するという取り組みも、是非推進すべきものと考えるが、その際、優れた管理職候補者を確保するためにも、教育管理職の処遇改善等を併せて進めるべきと思われる。また、小中高校における指導力の向上のための指導教諭の任用の推進や食育推進のための栄養教諭の配置促進を一層進めるべきと考えられる。なお、教職員のメンタルヘルスの問題については、教職員の健康管理のためには、学校における労働安全衛生体制の整備が重要な課題であるとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスのための勤務環境の改善の取組みに期待したい。

３　体罰の根絶に向けた取り組みについて

学校における懲戒と体罰の取り扱いについての教職員への趣旨の徹底は喫緊の課題である。体罰根絶に向けて、安易な「愛の鞭論」を許容しない学校風土と学校文化をつくり出すためにも、各学校長自らがこの問題について教職員に対する研修の充実を通じて正しい認識と理解を徹底させるとともに、地域や保護者の理解が得られるようなしっかりとした取組みを期待する。なお、部活動における「体罰」は「暴行」であることを部活動顧問等に徹底するとともに、科学的トレーニング法やコーチングについての技術習得の研究・研修の機会の充実を図るべきであろう。

４　安全安心な学校づくりについて

首都直下型地震等が想定される中、地域の防災拠点である学校については、校舎等の耐震補強の推進のみならず、万一の地域住民の避難生活に即応できるライフラインの設備整備などの取組みが強力に推進される必要があり、今後その整備を期待したい。

また、いじめ防止対策については、いじめを受けている子供たちの学習権を保障し、安全で安心な学校生活を送ることができるよう、「いじめ防止対策推進法」に沿って、学校におけるいじめ対策の基本方針の策定をはじめいじめ防止のための組織の立ち上げといじめ防止のための取り組みなど、法にのっとったいじめ防止の組織的な取組みを求めたい。

松尾　隆（首都大学東京都市教養学部准教授）

今回、外部評価者として、東京都教育庁の諸施策を評価させていただいた。ここでは、全体的な印象と、いくつかの特定の施策について、意見を述べる。

まず、全体としては、教育ビジョンを具体化した施策を設定し、着実に実行していることが評価できる。教育ビジョンの１０の取組の方向は、ある意味で教育の普遍的な目的を踏まえたものである。それを、東京都の現状に則した、現在必要な施策にブレイクダウンしている。また、実施状況を見る限り、当初設定したプランを着実に実行していること、また、いわゆる PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの考え方を持って、改善志向で取り組んでいることが理解できた。教育は、まさしく長期的に取り組まなければならない行いであり、ビジョンの実現に向けては、単年度での評価だけでなく、問題点を発見し、改善し、より良い施策にしていくプロセスが不可欠である。今後も、こうした仕組みを継続していくことを期待したい。その意味で、筆者の本業である経営学の視点から言うならば、PDCA の考え方は、最初の Plan の段階で、想定される目標値や測定尺度を設定するのが通常である。測定をきちんとしなければ、Check もきちんとできないし、従って、改善のための Action も、曖昧なものになってしまう。もちろん、教育と産業では異なるので、そのまま適用すれば良いという話ではないが、各施策によって教育現場がどのような状態になることが目標なのかを、出来る限り明示化しておく方が良いのではないか（あるいは、それが報告書に記載されていないだけかもしれないが）。

次に、具体的な施策について述べる。学力スタンダード策定は、各高校のポジションに応じたスタンダードを設定し、それを社会に公表するものである。高校間の実情の違いを鑑みれば、東京都全体ではなく、各高校でスタンダードを設定するのは現実的である。一方で、この施策は多様性を各高校レベルに設定しているため、高校の各教科内の意識統一が不可欠である。従って、教科主任の設定といった組織改革と連動性の非常に強い施策であり、実際の運用には、学校経営層のリーダーシップが不可欠であろう。こうした施策間の連動性は、必ずしも報告書に記載されないが、うまく施策間の連携をとって進めて欲しい。

個々の能力を最大限に伸ばすというビジョンに関わる諸施策は、多少各論に過ぎるように思える。特定の生徒にチャンスを与えるだけでなく、個々の生徒に寄り添うような、施策も考えられるのではないだろうか。例えば、筆者が関わった高校でも、生徒個人の情報を教員間で共有している度合いには大きな差があった。それでは、生徒の個性に応じた能力を伸ばすことは難しいだろう。こうした状況を改善する方策があれば、是非、実施して欲しい。

いくつかの問題点は述べたが、総じて、東京都教育庁の施策として、その内容、実行状況は、十分に評価できるものであり、今後のさらなる改善・進展を期待している。

杉江和男（ＤＩＣ株式会社取締役会長）

初等教育の目指すところは、基礎的な学力を土台として知識を応用する能力(考える力、創造力、実践力)を養うこと、および共同社会で生きる力(自立、人格の形成)を付けることであると定義して、平成 25 年度における教育委員会の施策と取り組みを、社会が求める人材の輩出、教育現場が抱える課題の解決という視点で拝見した。

経済同友会では、学ぶ動機付けや人格の形成に重点を置いて、出張授業、教師・教育関係者向け講演会・(保護者を含めた)懇談会を行い、児童・生徒や教師の声を聞いている。また、企業の採用と学校教育に関するアンケート調査を継続的に行い、活動に反映させている。このような現場の声を集約すると、

(1) 企業・団体が新卒者採用で重視する人材の特性は、高校から大学院博士課程終了までの学歴と無関係に、第１位が意欲、第２位が実行力、第３位がチームワーク力・協調性であり、10 年以上この順位は変わっていない。本来、高等教育修了者には、上位に問題発見力・解決力や論理的思考力を期待することであるが、やる気や社会順応性の有無を試験せざるを得ないのが現状である。入試に奮闘した努力は評価すべきであるが、合格して半ば自己目標が達成されたとする学生が多く輩出されていることは、教育機関の問題というよりも、日本社会の大きな歪みの表れであると認識しなければならない。

(2) 教員や教育関係者から挙げられた課題としては、家庭教育の重要性、学校が保護者へ対応する困難さ、記憶中心の入試制度の在り方、若手のみならず経験ある教員の育成方法、教員の事務量の多さ、語学教育のあり方などである。

さて、東京都教育ビジョンに基づく 52 の主要施策と取り組みは、日本の社会が求める人材の育成をめざした基礎学力の修得、個々の能力開発と飛躍できる機会の確保、人間性の養成と健康な体作り、協働社会における生き方の学び、平等な教育機会の確保など児童・生徒の育成に重要な事項を網羅していることに加え、教員・教育環境の質の向上や家庭教育に至るまで具体的に行っており、その PDCA サイクルを回すことで新たな取組みを担保していることは高く評価できる。

その上で今後の課題としてより深くご検討をお願いしたいことは、「生徒が教科の意味と内容を理解し、自らが考える力を付ける」取り組みである。教科が何の役に立つかを知らない生徒にとって勉強の目的は、テストで良い点数を取ることであり、従って暗記で良いことになる。しかし理解する教育は時間がかかる。子供が学校で教わり理解するには、家庭でゲームに熱中する時間を半分にして予習復習をする、すなわち自ら学ぶ心を持たせる以外に方法は無い。それぞれの教科を子供が興味を持ち学ぼうとする動機は、時には教員よりも実体験した社会人のほうが説得力に富む。考える力は、読書や目で見る実験・実習で養われる。教員も企業などで変化している今の社会を知る体験が必要になる。

一方、子供に人として大切なことを教える、家庭・保護者への対応、若手教員の育成など教育に付随する課題に教師が関わる範囲は大きな負担にならない程度に留め、社会の誰が主体で対応することが問題解決に至るかをご検討願いたい。入試制度も然りである。

「社会全体で子供を育む」ことを基本姿勢としてあるべき姿をご提案いただきたい。

＜資料１＞

東京都教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱

20 教総政第 135 号
平成 20 年 6 月 12 日
教　育　長　決　定

（目　的）

第１条　この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 27 条の規定に基づき、東京都教育委員会（以下「委員会」という。）が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、都民への説明責任を果たし、都民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるとおりとする。

一　点検　個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。

二　評価　個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

（点検及び評価の対象）

第３条　点検及び評価の対象は、毎年度策定する「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」とする。

（点検及び評価の実施）

第４条　点検及び評価は、前年度の「東京都教育委員会の基本方針に基づく主要施策」の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年１回実施する。

２　点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

３　施策・事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

４　委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、東京都議会へ提出する。また、報告書は公表するものとする。

（学識経験者等の知見の活用）

第５条　教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、「点検・評価に関する有識者」を置く。

（委　任）

第６条　この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この要綱は、平成 20 年 6 月 12 日から施行する。

平成２６年度　東京都教育委員会の権限に属する事務の管理

及び執行の状況の点検及び評価（平成２５年度分）報告書

東京都教育委員会印刷物登録
平 成 26 年 度　 第 57 号
（東 京 都 教 育 委 員 会 刊 行 物）

平成 26 年９月発行

編集・発行　東京都教育庁総務部教育政策課
〒163-8001　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
電　　話　（03）5320-6708
印　　刷　（株）アライ印刷

東京都教育委員会ホームページアドレス　http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています

TOKYO 2020